JNC TN8440 2004-012

保 安 管 理 業 務 報 告

（平成15年度第3四半期）

（業務報告）

2004年12月

核燃料サイクル開発機構
東　海　事　業　所

本資料の全部または一部を複写・複製・転載する場合は，下記にお問い合わせください。

〒319-1184　茨城県那珂郡東海村村松４番地４９
核燃料サイクル開発機構
技術展開部　技術協力課

電話：029-282-1122（代表）
ファックス：029-282-7980
電子メール：jserv@jnc.go.jp

Inquiries about copyright and reproduction should be addressed to :
Technical Cooperation Section,
Technology Management Division,
Japan Nuclear Cycle Development Institute
4-49 Muramatsu, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki 319-1184, Japan

Ⓒ 核燃料サイクル開発機構
(Japan Nuclear Cycle Development Institute)
2004

JNC TN8440 2004-012
2004 年 12 月

保 安 管 理 業 務 報 告

（平成15年度第3四半期）

（業務報告）

山本　純太　＊

要　　旨

保安管理部は、労働安全衛生関連業務、危機管理業務、警備・入構管理業務、所に係る核物質防護・保障措置・核物質輸送及び品質保証業務等、多岐にわたる業務を所掌している。

これらの業務を総括するとともに業務データの活用等を目的に、業務実績に係る報告書を四半期報として保安管理部が発足した平成13年度から作成している。

本報告は、平成15年度第3四半期（平成15年10月～平成15年12月）の業務実績をとりまとめたものである。

＊：　保安管理部

JNC TN8440 2004-012
December,2004

Quarterly report on the activities in Safety Administration Division
— The third quarter of 2003 —
(Document on Present State of Affairs)

Junta Yamamoto ＊

Abstract

The activities of Safety Administration Division covers many fields in Tokai-Works such as the management of a safety and health, the crisis management and the security, the safeguards of the nuclear materials, the transport of nuclear materials, and the management of a quality assurance.

This report is summary of the activities of Safety Administration Division in October to December in 2003.

＊：Safety Administration Division Tokai works

青色の項目をクリックすると当該ページへジャンプします

目　次

1．はじめに 1

2．安全衛生管理業務
2．1　安全施策・安全行事等 2
2．2　安全情報の共有等 5
2．3　各種協議会組織への支援活動等 7
2．4　化学物質管理業務等 9
2．5　保安教育訓練管理システムの整備 10
2．6　その他の活動 11

3．危機管理業務
3．1　危機管理業務概況 14
3．2　緊急時対応体制の整備 15
3．3　危機管理教育及び訓練 16
3．4　警備及び入構管理 17
3．5　核物質防護管理・保障措置・輸送関連業務 19
3．6　その他 20

4．品質保証関連業務
4．1　品質保証活動業務 22
4．2　国際認証（OHSMS/EMS）活動業務 27
4．3　事故・トラブル、良好事例等の水平展開 29
4．4　安全性総点検処置状況 30
4．5　その他 31

5．各種委員会活動
5．1　安全衛生・化学物質委員会 32
5．2　東海事業所安全専門委員会 35
5．3　品質保証委員会 36
5．4　労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）委員会及び環境マネジメントシステム（EMS）委員会 37
5．5　安全主任者会議 38
5．6　衛生管理者会議 40
5．7　防火対策委員会 41
5．8　ダイオキシン類対策委員会 42
5．9　保安管理部品質保証推進委員会 43

6．規程類の整備
6．1　使用施設保安規定 44
6．2　放射線障害予防規定 45
6．3　事業所規則類 45

６．４　共通安全作業基準 45

７．許認可申請
７．１　原子炉等規制法 46
７．２　放射線障害防止法 47
７．３　労働安全衛生法 48
７．４　消防法 49
７．５　高圧ガス保安法 51
７．６　環境法令 52

８．保安検査、立入調査等
８．１　保安検査官対応 53
８．２　使用施設保安検査 70
８．３　労働安全衛生法関連設備の検査 71
８．４　消防法、高圧ガス関連 72
８．５　放射性同位元素等に係る立入検査 73
８．６　その他立入調査等 74

９．外部機関との協力
９．１　原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定） 75
９．２　ニュークリアセイフティネットワーク（ＮＳネット） 76

10．教育訓練・資格取得
10．１　試験・講習会 77
10．２　作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育、保安管理部現場責任者及び保安管理部保安立会要領教育 79

11．事故・トラブル等
11．１　法令報告及び軽微事象 80
11．２　軽微事象未満のトラブル 81
11．３　負傷報告 84

12．おわりに 87

青色の項目をクリックすると当該ページへジャンプします

付　録　目　次

付録－１　業務実績カレンダー（10月、11月、12月）　.....　付-1（1）
付録－２　保安管理部組織図（平成15年12月31日現在）　.....　付-2（1）
付録－３(1)　平成15年度全国労働衛生週間を迎えるにあたって（理事長訓示）　.....　付-3（1）
付録－３(2)　同上（所長訓示）　.....　付-3（2）
付録－４(1)　安全確保の徹底について（注意喚起）（本社発信業連）　.....　付-4（1）
付録－４(2)　安全確保の再徹底について（注意喚起）（本社発信業連）　.....　付-4（3）
付録－４(3)　安全確保の強化について（本社発信業連）　.....　付-4（5）
付録－４(4)　事故・トラブルの阻止に向けての対応について（保安管理部発信業連）　.....　付-4（9）
付録－４(5)　東海事業所における安全確保の強化に係る活動について（報告）　.....付-4（13）
付録－５(1)　「プル燃第三開発室工程設備解体室での火災」に関する安全総点検結果について　.....　付-5（1）
付録－５(2)　プルトニウム燃料第三開発室工程設備解体室での火災に係る改善策の実施結果について　.....付-5（12）
付録－６　安全ニュース等の発行について　.....　付-6（1）
付録－７　再処理規則の改正について　.....　付-7（1）
付録－８(1)　平成15年度　保安管理部　業務推進・品質改善目標中間報告（事業・組織基盤目標）　.....　付-8（1）
付録－８(2)　平成15年度　保安管理部　業務推進・品質改善目標中間報告（安全確保・環境保全目標）　.....　付-8（8）
付録－９　平成15年度　東海事業所安全衛生計画書　.....　付-9（1）
付録－10　平成15年度　安全管理基本方針　.....付-10（1）
付録－11　東海事業所業務品質保証活動品質方針　.....付-11（1）
付録－12　平成15年度東海事業所品質保証活動計画　.....付-12（1）

1.　はじめに

第 3 四半期は、安全対策課においては、安全衛生・化学物質委員会等の各種委員会等の事務局、労働安全衛生法や消防法等に基づく許認可等の定常業務のほか、労働衛生週間（10 月）、高圧ガス保安活動促進週間（10 月）及び年末年始無災害運動（12 月 15 日～1 月 15 日）に呼応した行事等の企画・実施に対応するとともに、安全ニュース・安全衛生瓦版の発行基準を明確化し、所内に周知した。このほか、7 月 4 日にふげん発電所廃棄物処理建屋焼却灰取出室で発生した異常燃焼の発生に伴う放射性物質の漏洩（火災警報発報）トラブル（軽微事象扱い）等に伴う本社指示に基づく「安全確保の強化」への対応に係る各種活動を実施した。

危機管理整備室においては、構内警備、入構管理、月例訓練等の定常業務のほか、平成 15 年度の保安規定等に基づく総合訓練等の計画立案に対応するとともに、秋季全国火災予防運動（11 月 9～15 日）に呼応した各種防火行事の企画・実施、消防大学校（10 月 29 日）及び茨城県消防学校（11 月 18 日）が主催する原子力事故対応訓練に協力した。

品質保証室においては、使用施設・ＲＩ施設に係る許認可、品質保証活動に係る諸業務等の定常業務のほか、ＯＨＳＭＳ/EMS内部監査及び定期自主品質監査の実施及び品質月間（44 月）に係る行事等の企画・実施に対応した。

なお、東海事業所における平成 15 年 12 月 31 日現在の無災害連続日数は、639 日（起算日：平成 14 年 4 月 2 日）となった。

安全確保の強化に係る理事との意見交換
（10月 2 7 日）

ＴＤ 講演会（11月 1 8 日）

2. 安全衛生管理業務

2.1 安全施策・安全行事等

第 3 四半期は、全国労働衛生週間（10 月 1 日～7 日）、高圧ガス保安活動促進週間（10 月 23 日～29 日）、年末年始無災害運動（平成 15 年 12 月 15 日～平成 16 年 1 月 15 日）があり、安全対策課としてはこれらの行事に合わせて各種の事業所行事等に対応した。

(1) 全国労働衛生週間（10 月 1 日～7 日）

全国労働衛生週間については、前期の準備期間に係る行事に継続して各種行事の実施等に対応した。

労働衛生週間中に開催した行事を表 2-1-1 に示す。また、理事長及び所長の訓示を付録に添付する。なお、準備期間中を含めた全体の行事等の取組状況については、第 2 四半期報を参照されたい。

表 2-1-1　全国衛生週間行事

項　目	実施日	実施内容
1. 衛生講演	10 月 2 日	「労働者の慢性疲労と睡眠」（講師：(財) 労働科学研究所労働ストレス研究グループ長）
2. 優良事業所視察	10 月 10 日	・日本テキサス・インスツルメンツ（株）美浦工場を視察 ・衛生管理者、課室安全衛生推進委員を中心に 15 名が参加

衛生講演会（10 月 2 日）

優良事業所視察（10 月 10 日）

（2）高圧ガス保安活動促進週間（10 月 23 日～29 日）

高圧ガス保安活動促進週間に合わせ、各種行事を実施した。平成 15 年度の高圧ガス保安活動促進週間は「知識と意識で　保安の確保」をスローガンに展開された。これに伴い東海事業所では期間中における各種行事を企画立案し、安全衛生・化学物質委員会の承認を得て実施した。高圧ガス保安活動促進週間中に開催した行事を表 2-1-2 に示す。

表 2-1-2　高圧ガス保安活動促進週間行事

項　目	実施日	実施内容
1．啓蒙活動	期間内	・安全ニュースの発行 ・ポスターの掲示
2．高圧ガスボンベ使用場所等の安全点検	10月15～29日	・各部センターごとに点検員を選任して、高圧ガスボンベの置き場、使用場所の点検を実施した。
3．保安教育	10 月 23 日（一般）	・一般高圧ガス保安係員、保安監督者を対象に保安技術管理者による教育を実施した。
	10 月 24 日（冷凍）	・冷凍作業責任者、保安責任者を対象に冷凍保安主任者による教育を実施した。
4．パトロール	10 月 28 日	・一般高圧ガス製造施設、第二種貯蔵所を対象に保安技術管理者によるパトロールを実施した。

（3）年末年始無災害運動（平成 15 年 12 月 15 日～平成 16 年 1 月 15 日）

年末年始無災害運動に合わせ、各種行事を企画し実施した。平成 15 年度の年末年始無災害運動は「無事故のバトン　笑顔でタッチ　年末年始の合言葉」をスローガンに展開された。これに伴い東海事業所では期間中における各種行事を企画立案し、安全衛生・化学物質委員会の承認を得て実施または準備を進めた。年末年始無災害運動の行事を表 2-1-3 に示す。

表 2-1-3　年末年始無災害運動行事一覧

項目	実施日	実施内容
1．啓蒙活動	12 月 15 日 期間中	①安全ニュースの発行 ②ポスター、のぼりの掲示 ③横断幕の掲示
2．施設保安体制の確認	期間中	①火気の点検・確認等火気管理の強化 【重点項目：火気使用許可申請が必要な器具類の再確認】 ②施設・機械等の年末休止時及び年始再起動時における安全確保のための確認、凍結防止対策等 ③年末年始休暇時の緊急連絡体制の確認・周知 ④施設の施錠管理の徹底
3．放安協等との合同パトロールの実施	12 月 期間中	各部・センターは各部・センター協議会等（放安協、安推協）と合同でパトロールを実施する。
4．職場の 4S（整理、整頓、清潔、清掃）の徹底	期間中	①4S（整理・整頓・清潔・清掃）の実施 【重点項目：掲示物の整理・整頓】
	12 月 22 日 ～25 日	②事業所内の大掃除の実施
5．安全活動の確認と実施	期間中	①センター部課室における今年度の安全衛生管理活動実施状況の確認（安全衛生教育、基本動作、KY、TBM、ヒヤリハット等） ②ヒヤリハット等事例の募集キャンペーン

2.2　安全情報の共有等

（1）安全ニュース等の発行

安全に関する情報の適時・的確な提供と共有化については、従来から「安全ニュース」、「安全衛生瓦版」の発行、中央労働災害防止協会発行の「安全衛生壁新聞」の配布等を行っている。第 3 四半期における安全ニュースの発行実績を表 2-2-1 に示す。また、安全衛生瓦版は、7 月 17 日に Pu センターで発生したパソコン用無停電装置の発煙に関する調査結果を 10 月に 1 件発行した。

なお、発行した安全ニュースについては、「保安の広場」で発行した旨を紹介するとともに、「保安の広場」からもアクセスできるようにしている。

表 2-2-1　安全ニュースの発行

No.	発行日	件　　名
199	10 月 1 日	平成 15 年度　全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～理事長メッセージ～
200	10 月 14 日	平成 15 年度高圧ガス保安活動推進週間について（10 月 23 日から 10 月 29 日）
201	10 月 15 日	ウラン系廃棄物倉庫における作業員の負傷について
202	10 月 16 日	第 2 応用試験棟における階段での転倒について
203	10 月 30 日	再処理施設における試薬調整工程のインターロックの作動について
204	11 月 14 日	再処理施設分離精製工場サンプリング操作室におけるγ線エリアモニタ警報の発報について
205	11 月 21 日	再処理センタガラス固化技術管理棟前での軽微な負傷について
206	12 月 8 日	平成 15 年度　高圧ガス保安活動推進週間の活動報告
207	12 月 9 日	CPF におけるマスク及び手袋の汚染について
208	12 月 11 日	再処理センター酸回収工程のインターロックの作動について
209	12 月 16 日	平成 15 年度年末年始無災害運動について
210	12 月 18 日	応用試験棟におけるスクラバ水の漏洩について

(2)「保安の広場」の運用

各種保安活動のタイムリーな周知を目的として平成15年5月から運用を開始した東海事業所イントラネットの「保安の広場」については、継続して保安関連の情報を掲載し保安に関する各種情報の発信に努めた。

今期における「保安の広場」を活用した情報共有の実績を表 2-2-2 に示す。

表 2-2-2　「保安の広場」による情報共有

月	主な掲載情報	アクセス数	備考
10月	1.最新ニュース（10件） ・労働衛生週間関連のニュース ・高圧ガス保安促進週間 ・プルトニウム燃料第三開発室での火災に関し原子力安全協定に基づく現場の立入調査を受検 ・木坂理事及び大島所長による現場巡視と意見交換 2.安全ニュース・安全衛生瓦版（6件）	756	
11月	1.最新ニュース（9件） ・防火講演会の開催 ・所長と所内法定主任者等との安全確保に係る意見交換が開催 ・大洗工学センター及び東濃地科学センターで負傷事故発生 2.安全ニュース・安全衛生瓦版（2件）	744	
12月	1.最新ニュース（4件） ・安全ニュース等の発行要領の制定 ・核燃料物質の使用等に関する規則に基づく通報連絡要領の制定 ・平成15年度年末年始無災害運動 2.安全ニュース・安全衛生瓦版（5件）	2081	

2.3　各種協議会組織への支援活動等

(1) 放射線安全衛生強化推進協議会

① 定例活動

平成 13 年 3 月 1 日付けで設置した放射線安全衛生強化推進協議会（放安協）の今期の活動内容を表 2-3-1 に示す。

表 2-3-1　放射線安全衛生強化推進協議会の活動内容

開　催　日	議　　題	審議結果等
11 月 13 日 （定例会）	・放射線安全衛生強化推進協議会名簿について ・平成 15 年度第 2 四半期安全衛生管理状況報告について ・センター協議会の活動状況について （放射線安全部、環境センター、再処理センター、プルセンター） ・平成 15 年度放射線安全衛生強化推進協議会活動状況について ・平成 15 年度秋季全国火災予防運動について ・安全ニュース等の紹介について	

会　長　：所長

副会長　：環境センター長、再処理センター長、Pu 燃料センター長、放射線安全部長、常陽グループ、日揮㈱

委　員　：原子力技術㈱、検査開発㈱、エイ・ティ・エス㈱、木村化工機㈱、千代田ﾒｲﾝﾃﾅﾝｽ㈱、石川島播磨重工業㈱

事務局　：安全対策課

(2)　安全推進協議会

平成10年12月に常駐請負会社を中心として設立された安全推進協議会(安推協）にオブザーバー参加し、安全に関する各種の情報提供等を実施している。今期の活動内容を表2-3-2に示す。

表2-3-2　安全推進協議会の活動内容

開　催　日	議　　題	審議結果等
10月8日 （協議会）	・ 9月期：推進協議会の議事録について（審議） ・ 9月交通立哨についての結果報告 ・ サイクル機構東海事業所から情報紹介	審議終了
11月28日 （協議会）	・ 10月期：推進協議会の議事録について（審議） ・ 12月協議会開催及びパトロール実施について（協議事項） （協議会開催日程の決定及びパトロール内容について） ・ 忘年会の実施について（協議事項） ・ サイクル機構東海事業所から情報紹介	審議終了
12月18日 （協議会）	・ 11月期：推進協議会の議事録について（審議） ・ 12月協議会行事：保安パトロール実施について ・ サイクル機構東海事業所から情報紹介	審議終了

会　長　：常陽産業㈱
副会長　：㈱関電工、検査開発㈱
幹　事　：日揮㈱、㈱神戸製鋼所、東興機械工業㈱、㈱ペスコ、エイ・ティ・エス㈱、木村化工機㈱、原子力技術㈱（幹事長）
会計監査：東陽電設、㈱NESI
オブザーバー：安全対策課

2.4　化学物質管理業務等

平成 15 年度第 3 四半期における化学物質の排出量等の取りまとめを実施した。

また、作業者に対する化学物質のリスクアセスメント手法については、事業所内における全てのリスクアセスメント対象部署において試行を実施し、その結果を踏まえ、一部改定を実施した。

2.5　保安教育訓練管理システムの整備

平成 13 年 10 月より本格運用を開始した保安教育訓練管理システムについて、帳票機能及び検索機能の充実を図るためシステムの整備を進め、平成 14 年 3 月に終了し、各課室からイントラネットを利用して教育訓練実施状況の入力、帳票出力、教育履歴の検索等が可能となった。

また、大洗工学センター、人形峠環境技術開発センターとも共有化し平成 14 年度 4 月から運用を開始した。

今四半期は、前四半期において検討したシステムの高度化について詳細なシステム設計を行うとともに、システム高度化への修正を実施した。

2.6　その他の活動

(1) 快適職場づくりへの取り組み

東海事業所では、国の「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」に基づき、15 年度の業務目標に「快適職場づくりの推進」を取り上げ、衛生管理者会議の協力を得て取り組んでいる。

今四半期は、前四半期に引き続き所の快適職場づくりの職場環境改善方針及び改善重点目標を受け、各部･センター毎の快適職場づくり推進計画に基づいて実施した。

また、各部･センターにむけて、快適職場づくりを推進する上で、方針・目標等の周知状況、所目標の音楽内容の改善及び分煙状況等の情報を得て、今後の活動に資することを目的とした調査（アンケート）を行った。

(2) 「安全確保の強化」に係る対応

平成 15 年の 7 月から 9 月にかけて機構内各事業所においてトラブルが頻発したことから、文部科学省核燃料サイクル研究開発課長からの平成 15 年 7 月 11 日付け文書「安全確保の徹底について」及び平成 15 年 9 月 10 日付け文書「安全確保の再徹底について」を受けて、本社安全推進本部から安全確保の強化について指示業連が出された。指示内容は「①役員による現場巡視と意見交換、②過去の事故・トラブルにおける対策フォロー、③各事業所における自主保安活動」の 3 項目である。それを受けて東海事業所は、保安管理部が中心となって対応することとなり、平成 15 年 10 月 10 日付けで業連「事故・トラブルの阻止に向けての対応について」を発信するとともに、平成 15 年 12 月まで各種施策を展開し、平成 16 年 1 月 20 日付けで実施結果を本社に報告した。

表 2-6-1 に実施内容を示す。また、関連する指示文書及び本社への報告書等を付録に添付するので参照されたい。

表 2-6-1　安全確保の強化に係る活動実績

指示項目	実施日	実施内容
①役員による現場巡視と意見交換	10 月 27 日	・安全担当理事による Pu-3、CPF、再処理焼却施設の現場巡視及び所長、各部・センター長、協力会社代表者（3 社）との意見交換
	11 月 7 日	・所長、核取主任者、核取主務者、ＲＩ主任者、電気主任者、安全主任者による意見交換
②過去の事故・トラブルにおける対策フォロー	12 月 16 日	・本社調査班による平成 10 年度以降に発生した法令報告対象トラブル等 3 件の対策フォロー状況の確認
③事業所における自主保安活動	11 月 9 日～15 日	・防火管理意識の高揚及び防災行動力の向上を目的に秋季全国火災予防運動に合わせて行事を実施
	10～12 月	・ふげん発電所の火災を踏まえて、運転操作手順書及び安全装置等の確認・点検等

(3) Pu-3 工程設備解体室における火災への対応

平成 15 年 4 月 21 日に発生したプルトニウム燃料第 3 開発室工程設備解体室における火災に関する各種改善策等の水平展開については、前期までに完了し、これに伴い、茨城県及び東海村等による改善状況の確認に係る立入調査が 10 月 8 日に行われ、10 月 9 日から解体工事が再開された。立入調査時に提出した改善策の実施結果を付録に添付するので参照されたい。

また、この事故に伴って設置された「グローブボックス設備解体作業安全総点検班」は、10 月 21 日に第 9 回目の会合を開催し、改善策の確認及び現場確認を行い、点検班としての活動を終了、同日付けをもって解散した。点検班がとりまとめた報告書「『プル燃第三開発室工程設備解体室での火災』に関する安全総点検結果について」（抜粋）を付録として添付するので参照されたい。

(4) 安全ニュース等発行基準の見直し

安全ニュースについては、従来から事故・トラブル等の周知や安全衛生行事等の案内・周知等を目的に発行してきたが、イントラネットを利用した「保安の広場」が運用されていること、発行基準が曖昧であり安全衛生瓦版との使い分けも不明確であることから、位置づけや発行目的等について考え方を整理するとともに見直しを行った。その結果、発行に係る考え方を表 2-6-2 のとおりとすることとして運営会議に報告し、12 月 19 日から運用を開始した。なお、見直し結果に係る資料を付録に添付するので参考にされたい。

表 2-6-2　安全ニュース等の発行に係る主な考え方・発行基準

安全ニュース	安全衛生瓦版
①　事業所内で発生した負傷及び事故・トラブルに関し、同様の事象の再発防止を図るために従業員等に対する周知を目的とする。 ②　発行基準 ・事故・トラブル事象 ・従業員等の負傷報告 ・所長が保安の観点から従業員への周知を必要と認めた場合	①　安全及び衛生管理の推進に係る諸情報等の周知及び軽微負傷報告等の周知を目的とする。 ②　発行基準 ・安全衛生行事等に係る周知 ・従業員等の軽微負傷報告等 ・安全衛生活動に関する事項で保安管理部長又は安全対策課長が必要と認めた場合

(5) 法令改正及び通報連絡要領の整備

平成 14 年 8 月に発覚した東京電力㈱の不正問題等を受け、原子力施設の検査制度に関しては平成 14 年 2 月に総合エネルギー調査会原子力安全・保安部会に設置された「検査のあり方に関する検討会」において検討が行われ、原子力施設の品質保証や保守管理に関する要求事項の考え方や品質保証及び保

守管理に関する規定類の整備手順等が示された。

また、原子力安全規制法制検討小委員会の中間報告（平成 14 年 10 月）において、事業者が報告すべき事象であるか否かを的確に判断できるよう、事故故障等に関する報告基準をできる限り定量的、明確なものとし、法令上明らかにする必要があるとの指摘が行われた。

これらの検討結果に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）が平成 15 年 10 月 1 日付けで改正された。改正のポイントは以下のとおりである。

法令改正の概要及び法令報告対象の事故・トラブルの新旧対照表を付録として添付するので参照されたい。

（主な法改正のポイント）

① 品質保証に係る手法の導入
② 定期安全レビューの義務化
③ 定期自主検査の義務化
④ 軽微事象としていた事故・トラブル事象を法令報告対象に変更

この法令改正を受け原子力安全・保安院では、事故・トラブルに係る解釈をまとめて事業者に通知することとしていたが、平成 15 年 12 月中までには通知されなかった。このため、法令改正に伴う再処理施設に係る通報連絡基準の見直しは通知を受けてから行うこととし、以前からの懸案であった通報連絡基準の事業所要領化については核燃料使用施設に限定して「核燃料物質の使用等に関する規則等に基づく通報連絡要領について」を事業所長通達として 12 月 19 日付けで制定した。

(6) その他

これまで安全対策課の法令対応チームは、安全衛生チームとともに安全管理棟の居室で業務を実施していたが、技術管理第 1 棟 1 階のパーティション改造工事及び入口ドアの改造（観音開きから引き戸に変更）を行うことによりスペースが広がったことから、12 月 19 日までに引越しを行った。また、技術管理第 1 棟 2 階の部長室についても 12 月 24 日にＯＡフロア化工事を実施し、居室環境を整備した。

3. 危機管理業務

3.1 危機管理業務概況

今期は、4 月 21 日に発生したプルトニウム燃料第三開発室における火災の水平展開に伴う事故対策規則の改定作業が終了し 10 月 1 日付けで施行、1996 年版 IAEA 輸送規則を取り入れた国内規則の改正に伴う事業所内輸送に係る放射性物質等所内運搬基準についても 10 月 7 日付けで施行されるなど見直し作業等の整備を進め、緊急時対応体制の強化を図るとともに、緊急時支援システムの継続整備、防災関係機関等との関係を維持・発展させるため研修会の企画・実施、消防大学校・茨城県消防学校に対する訓練協力を行った。

また、秋季火災予防運動（11 月 9～15 日）に呼応して防火に係る各種行事等を実施し防火意識の高揚を図るとともに、イラク戦争、米国同時多発テロ等に伴う警備強化体制を継続した。

なお、今期の異常等の発生に伴う危機管理対応（事業所対策会議以上の設置）は、下記のとおりである。また、11 月 14 日 3:44 に発生した茨城県沖地震（茨城県北部震度 4、水戸市震度 4、東海村震度 3）に伴う事業所内各施設点検結果の情報を集約し、外部関係機関へ報告した。

（1）作業員の事務室（非管理区域）における体調不良（10 月 15 日）
（2）再処理施設における試薬調整工程のインターロックの作動（10 月 28 日）
（3）Pu 燃料施設非管理区域における急病人の発生（11 月 12 日）
（4）再処理施設酸蒸発缶の緊急操作装置の作動（12 月 9 日）

3.2　緊急時対応体制の整備

(1) 防災管理棟の整備

保安強化に基づき毎月の月例訓練、定例の総合訓練を実施し、緊急時支援システム（AV システム、データベースシステム）の起動・運用の確認及び、現場指揮所のインフラ基盤整備を実施した。

① 緊急時支援システムの整備（AV システム関連）

イ．自家用発電機の月例点検（1 回/月）を実施。

ロ．現場指揮所（8 箇所）の月例点検（1 回/月）を実施。
特に TV 会議音声の調整及び、担当者への教育を実施。
点検項目の追加（モバイル送受信、デジカメ画像配信等）を実施。

ハ．2222，9999 の月例点検を実施（1 回/月）。

ニ．緊急時対策所の日常巡視点検（1 回/毎日/毎直）を実施。

ホ．無停電電源装置の総点検を実施（異常なし）。

② 緊急時支援システムの整備（データベース関連）

イ．事故支援システム既存データ（環境保全センター）の更新継続。

ロ．危機管理対応班当直日報のデータベース入力（PDF ファイル化）。

ハ．パソコンのリース更新契約発注。

(2) 緊急時対応に係る保安教育・訓練の充実化

今期の「保安強化の日」に実施した月例訓練の実績は以下のとおりである。

① 10 月 20 日（月）月例訓練（保安管理部）
「東海事業所内テロ対応訓練」（警察合同訓練）

（脅迫電話の受信に係る指示）

（県警爆発物処理班到着）

② 11 月 25 日（火）月例訓練（環境保全・研究開発センター）
「東海事業所非常事態訓練」

③ 12 月 18 日（木）月例訓練（プルトニウム燃料センター）
「請負業者現場事務所における火災対応訓練」

3.3　危機管理教育及び訓練

(1) 危機管理教育

本社が企画・実施した平成 15 年度の階層別危機管理教育（管理監督職の危機管理教育）について、東海事業所の参加者のとりまとめを行った。平成 15 年度分として、第 4 回（9 月 24 日 13:15～16:15 実施）を最後に終了した。

(2) 事業所非常事態訓練

平成 15 年度の第 1 回非常事態訓練は、核燃料物質使用施設 保安規定に基づく訓練として、環境保全・研究開発センター 高レベル放射性物質研究施設（CPF）における火災事故発生を想定して 11 月 25 日（火）13:30～15:30 に実施した。

(3) 自治体関係者等に対する原子力防災等教育の実施

平成 13 年度から継続して企画・実施している防災関係等機関（県内消防本部、県警察、自治体、自衛隊、海上保安庁）の職員を対象として、東海事業所における原子力防災に係る研修会を 10 月 17 日・21 日・22 日の 3 日間について企画・実施した。（57 名参加）

(4) 自治体関係者等に対する原子力防災等訓練協力の実施

① 10 月 29 日 消防庁管轄の消防大学校生（53 名）のプルトニウム燃料第二開発室管理区域内における火災救助訓練実施のため訓練協力を行った。

② 11 月 18 日 茨城県消防学校第 14 期救助科学生（43 名）の東海事業所における原子力災害（輸送事故）対応訓練実施のため訓練協力を行った。

3.4　警備及び入構管理

（1）警備関係

東海事業所警備規則及び核物質防護規則に基づき、構内警備・事業所周辺の警備を実施するとともに出入管理業務を継続実施した。

また、正門警備所更新工事を、平成16年1月完成予定で継続した。

（2）入構管理

正門警備所及び田向門警備所において外来者の入構管理を継続実施した。

また、所内の従業員及び長期出入業者に対して出入許可証（ID カード）及び車輌入構許可証を新規又は変更等の申請に基づいて発行するとともに、台帳管理を継続して実施した。

今期の各門における入構者数及び車輌台数を表 3-4-1 に、出入許可証及び車輌入講許可証の発行実績を表 3-4-2 示す。

表 3-4-1　入構者及び入構車輌実績

種類	門	10月	11月	12月	15年度累計	月平均
入構者数（人）	正門警備所	6,338	6,600	6,950	55,571	6,175
	田向門警備所	7,196	7,683	9,801	67,210	7,468
	計	13,534	14,283	16,751	122,781	13,642
車輌台数（台）	正門警備所	5,004	5,198	5,608	43,990	4,888
	田向門警備所	5,727	5,752	7,064	48,705	5,412
	計	10,731	10,950	12,672	92,695	10,299

表 3-4-2　出入許可証及び車輌入構許可証発行実績

種　　類	10月	11月	12月	15年度累計
出入許可証	171	＊3,201	108	4,688
車輌入構許可証	90	82	76	977

＊再処理センター、プルトニウム燃料センターの一斉更新のため増加

（人・台）#

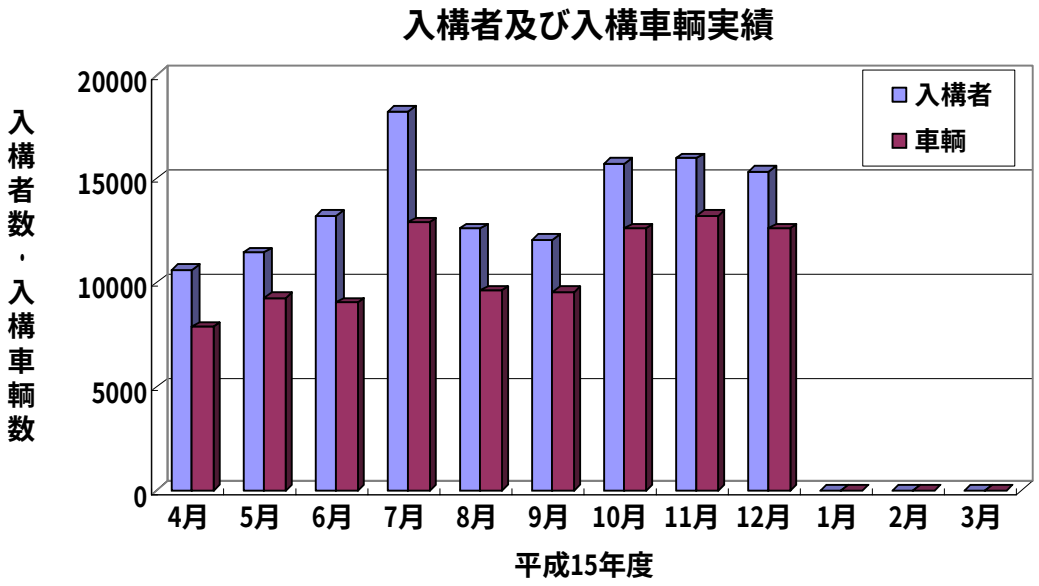
入構者及び入構車輌実績
入構者数・入構車輌数
20000
15000
10000
5000
0
入構者
車輌
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
平成15年度

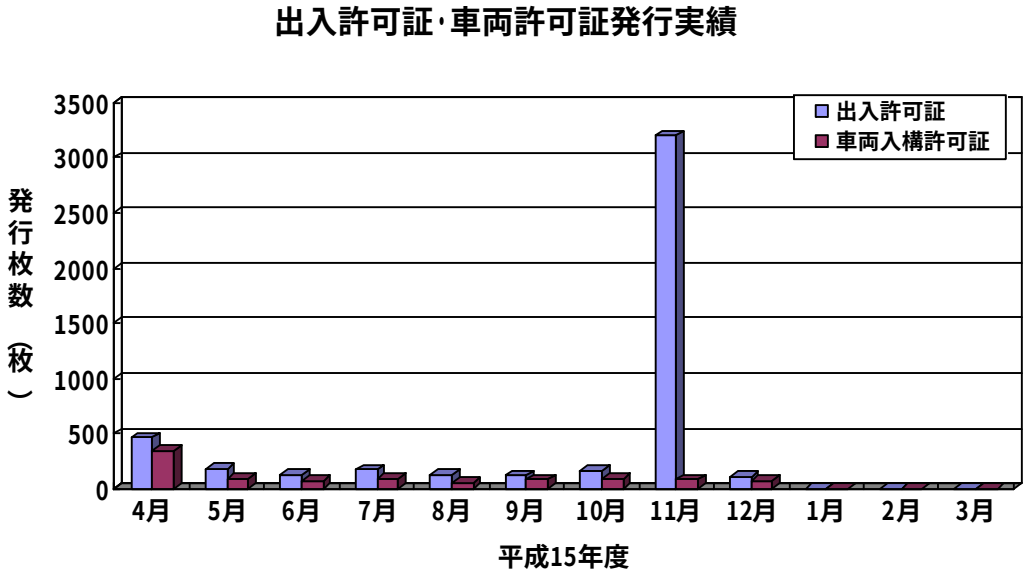
出入許可証･車両許可証発行実績
発行枚数（枚）
3500
3000
2500
2000
1500
1000
500
0
出入許可証
車両入構許可証
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
平成15年度

3.5　核物質防護管理・保障措置・輸送関連業務

（1）核物質防護管理

特定核燃料物質の防護については、核物質防護規定に基づき 10 月期～12 月期における特定核燃料物質の在庫量、移動の状況、設備の点検保守、巡視の状況、不法行為の発生の状況について各部・センター分をとりまとめ、核物質防護管理者に報告した。

（2）保障措置関連

核物質の未申告使用を防止するため、核物質を取扱わない施設も査察の対象となり、IAEA 保障措置協定の追加議定書が平成 11 年度に締結された。この追加議定書に基づき、東海事業所の全施設を対象とした補完的アクセスが実施されている。

今期は、表 3-5-1 に示す補完的アクセスが実施され、各部・センターの関係者と協力して対応するとともに、実施結果をとりまとめ本社に報告した。

表 3-5-1　補完的アクセス対応状況

実施日	対象施設	実施結果	備　　考
10 月 14 日	リサイクル機器試験室（RETF）	問題なし	24 時間前通告
11 月 20 日	Pu 転換技術開発棟（PCDF）	問題なし	2 時間前通告

3.6　その他

(1) 秋季火災予防運動の取り組み

火災予防運動に関しては、従来は所としての取り組みは実施していなかったが、今年度は 4 月に Pu-3 火災があり防火意識の高揚が必要との観点から積極的に取り組むこととし、秋季全国火災予防運動期間（11 月 9～15 日）に合わせて、各種の防火関連行事を企画・実施した。表 3-6-1 に実施した行事等を示す。

表 3-6-1　秋季火災予防運動行事実績

項目	実施日	実施内容
啓発活動	期間中	・火災予防ポスターの掲示 ・業連による期間中行事等の周知（11/4）
防火講演会	11 月 13 日	・ＪＲ東日本（株）鉄道事業本部安全調査役（元東京消防庁消防学校長）による防火講演会「最近の火災事例に学ぶ防火安全対策について」
防火パトロール	11 月 10、12、14 日	・防火管理者等による喫煙場所等の火気使用場所のパトロールを実施
防火講習会		・各部・センターへの出張講習会として実施 ・訓練装置を使用した 119 番の通報訓練 ・改訂した消防計画の解説等
消火器取扱訓練	11 月 11 日	・未経験者を対象とした消火器取扱訓練 ・構内グラウンドにおいて灯油火災の消火訓練を実施
団地内居住者防災訓練	11 月 18 日～12 月 1 日	・団地自治会（高場、太田、箕輪、百塚原）及び労務課が主催する防災訓練に協力

消火器取扱訓練
（44 月 44 日）

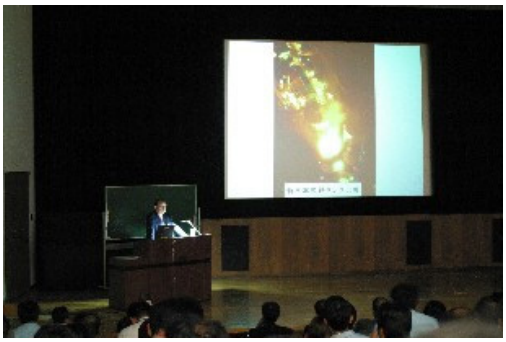

防火講演会
（44 月 46 日）

(2) 消防班活動

東海事業所の自衛消防班は、各部・センターからの選抜メンバーにより班長1名、副班長3名、班員21名の計25名で組織され、火災等の異常事態に備えて定期的な訓練を実施している。

今期は、定期訓練を実施したほか、事業所訓練に参加協力した。

今期の消防班の活動実績を表3-6-1に示す。

表3-6-1　消防班の活動実績

実施日	活動内容	備　　考
10月10日	基本操作	参加12名
10月24日	訓練準備	参加7名
11月11日	消火器取扱訓練	参加16名
11月28日	基本操作	参加15名
12月5日	基本操作	参加16名
12月12日	基本操作	参加12名
12月12日	洗車等	参加23名

(3) 防災管理棟見学者対応

防災管理棟の運用開始以来、見学者の来訪が相次いでおり、これらの見学者に対して、機能・システムに関する運用等の説明を行った。

見学者の対応実績を表3-6-2に示す。

表3-6-2　防災管理棟見学者対応実績

月	見学者数	累　計	備　　考
10月	89人	3,042人	H13.3.27運用からの累計
11月	184人	3,226人	
12月	3人	3,229人	

4. 品質保証関連業務

4.1 品質保証活動業務

(1) 品質保証活動

10 月に実施した平成 15 年度定期自主品質監査の実施結果、マネジメントレビュー要領書による実施については、要領書によらないで従来通り簡素化された実施のやり方で行うことになった。

(2) 平成 15 年度指導会/検討会について

第 2 回指導会を 10 月 7 日に東海事業所において実施した。主な内容は、

① 第 1 回指導会の指導の要点
② 第 1 回指導会以後の検討会の活動内容
③ 指導を受けたい事項等

であった。この結果、支援部門は、教育訓練調査一覧表の実施区分を行うこと、具体的な対策案の優先順位の整理を行い管理方式をまとめることの 2 点が課題として出され、第 3 回指導会で検討結果を報告することとした。

(3) 品質保証担当者調整会議

品質保証担当者調整会議は、各部・センターの品質保証業務の実務担当者をメンバーとして、品質保証活動に関する運用上の問題点等の検討、品質保証実施結果案及び次年度品質保証推進活動計画の調整、本社からの連絡・トピックスの報告や所品質保証委員会への報告・審議事項等の調整等を行うこととして、必要のつど開催している。

今期における品質保証担当者調整会議の実績を表 4-1-1 に示す。

表 4-1-1 品質保証担当者調整会議

開催日	項　　目	備　考
10 月 2 日	・平成 15 年度定期自主品質監査の実施について ・東海事業所品質保証計画書の改正について ・目標リストの中間フォローについて ・品質保証強化月間の行事について	
11 月 21 日	・品質保証総括推進者のマネジメントレビュー方法について ・不適合並びに是正及び予防処置について不適合の区分について	

(4) ISO 実務教育、階層別教育

本社主催の ISO9001 内部監査員研修（11 月 11・12 日）が行われ、保安管理部は参加者の募集・とりまとめを行った。その結果、14 名が参加し、全

員が内部監査員の資格を取得した。

また、階層別教育は、本社の主催により専門職（10 月 16 日：15 名参加）及び一般職（11 月 5 日：57 名参加）を対象として行われ、保安管理部は参加者への周知及びとりまとめ等に協力・対応した。

(5) 保安規定への品質保証導入に伴う分科会（品質保証委員会分科会）

保安規定への品質保証の導入に関して施設品質保証計画書及び関連文書を作成するため品質保証委員会の下に保安部長を委員長とする分科会を設置し、検討を行った。表 4-1-2 に開催実績を示す。

なお、保安規定への品質保証の導入に係る対応については、保安規定による検査（監査）体制、核取主任者の扱い、品質方針、必要な二次文書等について分科会の活動状況の報告も含めて対応状況を報告・議論した。

表 4-1-2　品質保証委員会分科会

開催日	項　　目	備　考
12 月 11 日	・ 保安規定への品質保証導入に係る進捗現状と今後の予定 ・ 下部要領書作成について	第 3 回

(6) 品質保証活動強化月間

平成 15 年度の品質保証活動強化月間は、全国的に展開される第 44 回品質月間に呼応して全社的に展開され、東海事業所においても 11 月 1～30 日までの期間で実施し、保安管理部は事務局として品質意識の高揚を目的に本社品質保証推進部と協力して各種行事等の企画・実施に対応した。主な行事項目と実施結果を以下に示す。

①理事長メッセージ及び所長メッセージ

品質保証活動強化月間にあたり、理事長メッセージ及び所長メッセージを構内放送や QA 通信により全従業員に周知した。

②所内報（11 月号）の発行等による品質保証活動の啓蒙

品質保証活動強化月間の主旨、行事予定について、所内報（11 月号）へ品質保証活動強化月間の意義、趣旨などを掲載し啓蒙を図った。また、2003 年版品質保証ワッペンを全従業員対象に配布し、着用を依頼した。なお、ワッペンの着用状況は良好であった。

③横断幕、Q 旗の掲揚

標語、ポスターを各部・センターへ配布し、施設の玄関や居室等に掲示した。また、横断幕を正門と田向門に設置し、Q 旗は正門に掲揚し、従業員等への品質保証活動強化月間に係る意識の高揚に努めた。

④品質保証講演会の開催

日産自動車品質保証担当部長により品質保証講演会「日産リバイバルプラン～日産 180 と進化したＱＣサークル活動～」を 11 月 18 日に

本社との共催で開催した。参加者数は 180 名（うち東海事業所は 141 名）であった。アンケートの結果（回収率 66.1%）から、わかり易い内容で好評であった。

⑤JEAC4111 に関する講演会

JEAC4111-2003（原子力発電所における安全のための品質保証規程副題；その作成の背景と考え方）について、品質保証作業会の主査としてとりまとめの実務を担当された東京電力品質保証担当部長による講演会を開催し、要求内容の考え方などの理解を図った。なお、参加者数は 145 名（うち東海事業所は 129 名）であった。

(7) 機構安全・品質監査

今年度の機構安全・品質監査は、東海事業所の放射線安全部、環境センター（8 月実施）のほか、再処理センターを対象として、10 月 14～15 日に実施され、東海事業所の事務局として対応した。今年度の監査項目及び監査結果を表 4-1-3 に示す。

表 4-1-3　機構安全・品質監査の監査項目及び監査結果

実施日	監査項目	監査結果
10 月 14～15 日	・調達管理 ・保守･改造工事の管理 ・文書及び品質記録の管理 ・教育及び訓練と認定 ・現場点検	・引合先評価者の明確化 ・日常巡視要領書の記載内容の明確化 （要望事項）

(8) 平成 15 年度定期自主品質監査

業務品質管理規程第 16 条第 2 項に基づく平成 15 年度の定期自主品質監査を 10 月 24～30 日に実施し、保安管理部は事務局として企画・実施及び監査結果のとりまとめ等に対応した。なお、トラブル対応のため一部 11 月 7 日及び 10 日に順延して実施した。平成 15 年度の定期自主品質監査で実施した監査等の対象及び項目は以下のとおりである。

1) 施設等の品質監査

施設等の品質監査として、事業所内各部・センターを対象にこれまで実施されていなかった以下の要求項目を中心に監査を実施した。

①「品質保証計画の作成及び実施」
②「法令等の要求事項の特定」
③「品質目的及び品質目標の設定、達成計画」
④「製作及び据付の管理等」
⑤「検査及び試験の管理」
⑥「実施状況等の管理」

⑦「定期安全評価」
⑧「再発防止」及び「予防処置」
⑨「経営者による見直し」

なお、監査対象課室は昨年の通り各部 1 課室を選定し、OHSMS/EMS の内部監査と重複しないように選定した。

2）業務の品質監査

業務の品質監査として、以下の項目について各課室に対して監査を実施した。

①「文書管理」　（運営管理部　総務課）
②「内部監査」他（保安管理部　品質保証室）
③「建工部の再ＵＣトラブルに関する事項」
（建設工務管理部、保安管理部及び運営管理部を除く各部署）
④「GB 設備解体作業における安全総点検班の点検結果に基づく自主保安の改善」（プルトニウム燃料センター　技術部　保安推進Ｇｒ
⑤「品質保証総括推進者の見直しに関する事項（埋設配管の老朽化対応)」（建設工務管理部　プロジェクトＧｒ）

3）東電問題の対応に係る記載上の不備の改善

各部署の自主監査時において昨年度に実施したシステム検証及びサンプリング検証に基づく改善の実施状況を該当部署に対して確認した。

4）監査結果の総括

監査の実施にあたっては、ISO9001 等の内部監査員の資格を有する監査リーダ 1 名、監査員 2 名からなる監査チームを 3 班編成した。表 4-1-4 に監査の結果を示す。

表 4-1-4　定期自主品質監査の結果

対象部署	不適合		観察事項	良好事例
	重大	軽微		
保安管理部			3	3
放射線安全部			―	2
運営管理部		1	1	―
建設工務部			1	3
環境センター			4	3
再処理センター			1	7
プルセンター			4	5
合　計	0 件	1 件	14 件	23 件

①施設等の品質監査

品質方針のプロセス関連（品質保証計画の作成及び実施、品質目的及び品質目標の設定、達成計画、実施状況等の管理、再発防止及び予防処置、経営者による見直し等）と業務プロセス（法令等の要求事項の特定、製作及び据付の管理、検査及び試験の管理等）を確認した。監査の結果では、昨年に比べて軽微な不適合は 7 件から 1 件と減ったが、観察事項はほぼ同数の 6 件であった。

②業務の品質監査

イ）品質保証活動の推進及び文書管理

保安管理部品質保証室は所全体の品質保証活動の推進（前述①に示す品質方針のプロセス関連）を、運営管理部総務課は文書管理に係る対応状況を確認した結果、全体的に良好であった。

ロ）トラブル等の再発防止

○建設工務管理部の再ＵＣトラブル関連、グローブボックス設備解体作業関連の自主保安の改善及び建設工務管理部の老朽化に起因した配管の水漏洩関係について各トラブルにおける品質保証上の観点から監査項目を決め監査を実施した。

○グローブボックス設備解体作業関連の自主保安の改善については、プルセンターに対して、関係要領書を変更して間もないことからシステム改善結果の確認を行った。特に問題となることはなく、運用面での改善策について実効性のあるレビューを行うよう被監査部門にお願いした。

○老朽化に起因した配管の水漏洩関係については、他部署に参考となる良好事例 1 件を監査で確認した。

③東電問題の対応に係る記載上の不備の改善

システム検証、サンプリング検証とも、原因究明、対策、再発防止について、特に問題となるものはなかったが、一部、サンプリング検証において誤植等があったので、今後ともそれぞれの部・センターで誤記入防止等の観点から品質記録に係る要領書等の従業員への周知と品質記録等の誤記入防止、チェック方法の確認についての継続的な運用を再度徹底する必要が認められた。

5)まとめ

昨年度の課題を反映して、監査実施前に OHSMS/EMS の内部監査との監査方法、監査基準、使用様式等を可能な限り整合をとった「東海事業所品質保証自主監査要領」の改訂及び保安管理部で制定した「自主品質監査要領書」により改善を図り、自主品質監査を実施した。

また、監査結果の被監査部門への迅速な周知のために、監査チームが監査報告書を分担して作成するとともに、監査時に「所見メモ」で監査側と被監査側の十分な相互確認するなどの改善を図った結果、監査報告書の作成、とりまとめがスムーズに達成できたものと思われる。

4.2 国際認証（OHSMS/EMS）活動業務

(1) 化学物質リスクアセスメント試行

化学物質に係るリスクアセスメントの試行結果（全部署展開）のとりまとめを行い、第 51 回 OHSMS/EMS 委員会で報告･審議し、一部見直しのうえ了承された。

(2) リスクアセスメントの定期見直し

平成 15 年 10 月 31 日に運用開始した「危険源の特定・リスクアセスメント・リスク低減の計画」の改定要領書に基づいて定期見直しを実施するため、11 月 7 日に業連を発信した。

(3) 環境側面の定期見直し

環境側面調査及び環境影響評価要領書に基づき定期見直しを実施するため、10 月 31 日に業連を発信した。

(4) 平成 15 年度内部監査の実施

平成 14 年度内部監査指摘事項の処置状況の確認を行うとともに、平成 15 年度内部監査のチェックリスト作成、監査対象先への配布、監査員会議、監査チームリーダ会議、チーム会議等の内部監査準備を整え、10 月 22～24 日に内部監査を実施した。なお、今年度の監査のポイントは、現場監査の実施と施設品質保証監査との同時監査(保安管理部を対象)である。

監査の結果は、「観察事項」が 46 件、「良好事例」が 36 件摘出された。観察事項については、年内に是正するよう期限を定め、遅くとも定期審査までには処置を完了するよう是正指示を行った。監査結果については、第 51 回 OHSMS/EMS 委員会、管理担当課長会議、運営会議へ報告を行った。

(5) 平成 15 年度定期審査に向けた取り組み

人事異動(10 月 1 日付け)に伴い、OHSMS/EMS 管理責任者の変更が生じたため、審査機関に対して変更届を行った。審査機関とは 12 月から打合せを開始し、審査受審日、審査スケジュール等について調整を図り、第 52 回 OHSMS/EMS 委員会で審議した後、管理担当課長会議、運営会議に報告を行った。定期審査は、平成 16 年 2 月 2～4 日の 3 日間と決定した。

(6) マネジメントシステムの改善

① 危険源の特定、リスクアセスメント、リスク低減の計画要領書

小さなリスクの中から改善が必要であると思われる項目を気がかりなリスクとして選定し登録できるように要領書の改定を行った。

改定にあたっては、第 50 回 OHSMS/EMS 委員会において審議し了承され、11 月 7 日に OHSMS 管理責任者の承認を受け、同日から運用を開始した。

② 運用管理要領書の改定

危険源の特定,リスクアセスメント,リスク低減の計画要領書に「気がかりなリスク」が追加改定されたことを受け、所用の見直しを含めて運用管理要領書の改定に着手し、第 52 回 OHSMS/EMS 委員会で審議を行った。

(7) 労働安全衛生/環境活動推進ニュースの発行

第 27 号を 11 月 27 日に発行し、労働安全衛生及び環境保全活動の啓蒙を図った。

(8) 教育・研修

① 労働安全衛生法

OHSAS18001 に係る労働安全衛生法の教育を、12 月 18 日 81 名(職員 65 名、職員外 16 名)参加のもと開催した。

② 階層別定型教育

管理者クラスの実務教育を 11 月 14 日 6 名参加のもと開催した。

(9) 労働安全衛生／環境方針、経営層による見直し

仕組み（労働安全衛生／環境管理者による見直し要領書）に基づき労働安全衛生／環境管理書による「随時見直し」（所長の交替）を実施した。

見直し結果は、平成 15 年初期に設定した「方針」、「目的・目標」、「その他のマネジメントシステム各要素」に係る内容について「継続的改善の誓約」に照らして変更の必要性は不要と判断された。

4.3　事故・トラブル、良好事例等の水平展開

（1）事故・トラブル等

サイクル機構内外の事故・トラブル事例等のうち、サイクル機構内で一度起こした事故と類似の事故を再度起こさないよう機構内各事業所に水平展開を図っており、保安管理部は東海事業所の窓口としてとりまとめを行っている。今期の水平展開事項を以下に示す。

① 社内水平展開

・ ふげん発電所廃棄物処理建屋焼却灰取出し室における放射性物質漏洩（火災警報発報）水平展開（03-04）
本社業連：15(安)196、所内業連：15(保連)0112

② 所内水平展開

再処理センターから「再処理施設における試薬調整工程のインターロックの作動について」（業連：15(再連)505）の所内水平展開依頼があったが、本件内容は上記①に示す社内水平展開とほぼ同様であり、当該水平展開は管理区域内に設備されているインターロックを対象としてインターロック作動による運転再開時の対応について水平展開を実施していること、また、インターロックの作動により非管理区域に設置されている機器又は設備が停止に至るようなものは再処理施設以外の施設に該当するものがないことが判明したため、所内水平展開の対象外とした。

（2）ＮＳネット良好事例

第３四半期の NS ネットに関する良好事例の紹介は、実施しなかった。

4.4　安全性総点検処置状況

平成 15 年度第 3 四半期における安全性総点検の処置状況について、各センターからの完了報告はなかった。なお、平成 15 年 12 月末現在の安全性総点検処置状況一覧表を、表 4-4-1 に示す。

表 4-4-1　平成 15 年度第 3 四半期　安全性総点検処置状況一覧

平成 15 年 12 月末現在

関係部署	全件数	処置完了件数（平成 15 年 3 月 31 日現在）	15 年以降対応件数	平成 15 年度措置状況		処置完了件数（終了）	第 3 四半期残案件数（処置継続）	処置率
				上期	下期			
東海事業所合計	1611	1602	9	2	—	2	7	99%
開発調整室	6	6	0	—	—	—	—	100%
保安・放安部（旧安全管理部）	104	104	0	—	—	—	—	100%
運営管理部	29	29	0	—	—	—	—	100%
建設工務管理部	110	110	0	—	—	—	—	100%
環境保全センター	470	470	0	—	—	—	—	100%
再処理センター	598	591	7	2	—	2	5	99%
プルセンター	290	288	2	0	—	0	2	99%
本社（人材開発課）	4	4	0	—	—	—	—	100%

4.5　その他

保安規定への品質保証の取込みに係る対応として、経産省の改正省令の 10 月 1 日施行を受け事業所の対応状況、再処理施設保安規定の改正、使用施設保安規定の改正について情報収集等を行い、品質保証委員会（11 月 27 日、12 月 25 日）に保安規定への品質保証の導入に係る対応状況に係る情報提供を行った。

5．各種委員会活動

5.1　安全衛生・化学物質委員会

安全衛生・化学物質委員会は、定例の委員会として毎月第 3 火曜日の開催を原則としており、今期においては定例の委員会が開催された。

安全衛生・化学物質委員会の活動内容を、表 5-1 に示す。

表 5-1　安全衛生・化学物質委員会の活動内容

(1/3)

開　催　日	議　　題	審議結果等
10 月 21 日 (火) 定例	<確認事項> 1．前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1．なし	
	<報告事項> 1．ダイオキシン類対策委員会報告 2．電気保安委員会報告(10 月期) 3．東海事業所安全専門委員会報告（9 月期) 4．安全主任者会議報告(10 月期) 5．衛生管理者会議報告(10 月期) 6．高レベル放射性物質研究施設（CPF）における作業員の負傷について	
	<情報提供> 1．ウラン系廃棄物倉庫における作業員の負傷について（安全ニュース） 2．第二応用試験棟における階段での転倒について（安全ニュース）	
	<その他> 1.平成 15 年度 10 月 1 日付け安全衛生・化学物質委員会委員名簿の確認	

(2/3)

開　催　日	議　　題	審議結果等
11 月 17 日 (月) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 平成 15 年度年末年始無災害運動の取り組みについて	一部修正のうえ承認
	<報告事項> 1. 平成 15 年度労働衛生週間・準備期間における活動報告 2. 平成 15 年度高圧ガス保安活動促進週間行事の実施結果について 3. 東海事業所における個人被ばく管理状況 4. 電気保安委員会報告(11 月期) 5. 東海事業所安全専門委員会報告 (10 月期) 6. 安全主任者会議報告(11 月期) 7. 衛生管理者会議報告(11 月期) 8. ウラン系廃棄物倉庫における作業員の負傷について【負傷報告】 9. 第二応用試験棟における階段での転倒について【軽微負傷報告】	

(3/3)

開　催　日	議　　題	審議結果等
12 月 15 日 (月) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 核燃料物質使用施設保安規定の改訂 2. 再処理施設保安規定の変更	原案のとおり承認 原案のとおり承認
	<報告事項> 1. 平成 15 年度秋季全国火災予防運動の活動報告について 2. 平成15年度高圧ガス保安活動促進週間行事の実施結果について 3. 電気保安委員会報告（12 月期） 4. 東海事業所安全専門委員会報告(11 月期) 5. 安全主任者会議報告(12 月期) 6. 衛生管理者会議報告(12 月期) 7. 再処理センター固化技術管理棟前での軽微な負傷について【軽微負傷報告】	

委員長（議長）：所長代理
委　員：事業所が指名する者 11 名、事業所労働組合が推薦する者 11 名
事務局：安全対策課

5.2　東海事業所安全専門委員会

東海事業所安全専門委員会は、主に原子炉等規制法に基づく許認可案件について安全性の観点から審議検討を行う委員会であり、毎月最終水曜日を定例として必要に応じて臨時委員会を開催している。今期の活動内容を表 5-2-1 に示す。

なお、安全審査に係る透明性の確保及び外部専門家による知見の反映を目的に、各センターを含む所内の安全専門委員会にサイクル機構外の委員を任命することとし、平成 13 年 1 月の定例委員会から外部委員を加え開催している。

表 5-2-1　東海事業所安全専門委員会の活動内容

開催日	議　　題	審議結果
10 月 29 日 （水） （10 月定例）	1.計測機器校正施設における放射性同位元素等使用変更許可申請 2.高レベル放射性物質研究施設（CPF）における核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請及び核燃料物質使用施設放射線管理基準の変更	審議終了 審議終了
（11 月定例）	審議案件がないことから委員会を開催せず。	未開催
12 月 24 日 （水） （12 月定例）	1.施設廃水の処理系統の変更等に伴う核燃料物質使用施設保安規定の変更 2.処理済廃液の放出・排出基準の変更に伴う核燃料物質使用施設放射線管理基準の変更 3.MONJYU-F 型核燃料輸送物の収納物使用変更（Am-241 重量の増量）に伴う設計変更承認申請書 4.品質保証に関する項目の追加に伴う再処理施設保安規定の変更	審議終了 審議終了 審議終了 審議終了

委員長　：核燃料取扱主任者
委　員　：RI 主任者、電気主任者、放射線安全部長、環境センター核取主務者、プルセンター核取主務者、運搬検討専門部会長、放射線安全部放射線管理第二課長、環境センター研究主幹、環境センター技術主幹、再処理センター技術部次長、再処理センター分析一課員、プルセンター技術主幹、 プルセンター検査課長代理、建設工務部管理グループ員
外部委員：4 名
事務局　：品質保証室

5.3　品質保証委員会

品質保証委員会は、業務品質保証活動の推進を目的として設置された委員会である。今期における品質保証委員会の活動内容を表 5-3-1 に示す。

表 5-3-1　品質保証委員会の活動内容

開催日	議　　題	審議結果
11 月 27 日 （第 24 回）	＜報告事項＞ 1.保安規定への品質保証の導入に係る対応状況について 2.平成 15 年度定期自主品質監査報告について 3.平成 15 年度品質保証活動強化月間の実施結果について	 報告事項 報告事項 報告事項
12 月 25 日 （第 25 回）	＜報告事項＞ 1.保安規定への品質保証の導入に係る対応状況について 2.マネジメントレビューの実施について	 報告事項 報告事項

委員長　：副所長（プルトニウム燃料センター長）
副委員長：保安管理部長
委　員　：副所長（環境センター長）、副所長（再処理センター長）、放射線安全部長、運営管理部長、建設工務管理部長、開発調整室長、東海事業所技術主幹
事務局　：品質保証室

5.4 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）委員会及び環境マネジメントシステム（EMS）委員会

OHSMS 委員会は、東海事業所の労働安全衛生問題を検討・審議、EMS 委員会は、東海事業所の環境問題を総合的に捉えて検討審議することを目的に設置された委員会である。今期における OHSMS 委員会及び EMS 委員会の活動内容を表 5-4-1 に示す。

表 5-4-1　OHSMS 委員会及び EMS 委員会の活動内容

開催日	議　　題	審議結果
10 月 31 日 (第 50 回)	＜審議事項＞ 1.危険源の特定・リスクアセスメント、リスク低減の計画要領書の改定案について 2.法規制等要求事項登録表平成 15 年度定期見直し結果について	審議終了 審議終了
11 月 27 日 (第 51 回)	＜審議事項＞ 1.化学物質に係るリスクアセスメントの試行結果 2.平成 15 年度 OHSMS/EMS 内部監査結果について	審議終了 審議終了
12 月 17 日 (第 52 回)	＜審議事項＞ 1.OHSMS 運用管理要領書の改定について 2.平成 15 年度 OHSMS/EMS 定期審査について	審議終了 審議終了

委員長　：副所長（プルトニウム燃料センター長）
委員長代理：東海事業所技術主幹
委　員　：開発調整室長代理、運営管理部事務主幹、放射線安全部安全研究 GL、保安管理部技術主幹、建設工務管理部次長、環境保全・研究開発センター品質保証 GL、再処理センター技術主幹、プルトニウム燃料センター品質保証 GL
事務局　：品質保証室

5.5　安全主任者会議

今期の安全主任者会議の活動内容を表 5-5-1 に示す。

表 5-5-1　安全主任者会議の活動内容

(1/2)

開催日	議　　題	審議結果等
10 月 8 日 （定例）	＜審議＞ ・ 高レベル放射性物質研究施設(CPF)における作業員の負傷 ＜報告＞ ・ 安全活動に関する情報 ・ 各安全主任者からの保安管理状況の報告（トピックス）等	審議終了
11 月 10 日 （定例）	＜審議＞ ・ ウラン系廃棄物倉庫における作業員の負傷 ・ 第 2 応用試験棟　階段からの転落（軽微な負傷） ・ 年末年始無災害運動について ＜報告＞ ・ 負傷再発防止対策実施報告書 （CPF における作業員の負傷） ＜その他＞ ・ 東濃地科学センター　試錐現場（DH-14 号孔）における請負作業員の負傷について ・ 安全への取組みに関する役員の現場巡視及び意見交換の結果（紹介） ・ 第 62 回　全国産業安全衛生大会 2003in 名古屋への参加報告 ・ 各安全主任者からの保安管理状況の報告（トピックス）等	審議終了 審議終了 審議終了

(2/2)

開催日	議　　題	審議結果等
12 月 8 日 （定例）	＜審議＞ ・ 再処理センターガラス固化技術管理棟前での軽微な負傷 ＜報告＞ ・ 負傷再発防止対策実施報告書（第 2 応用試験棟階段からの転落（軽微な負傷）） ・ 負傷再発防止対策実施報告書（ウラン系廃棄物倉庫における作業員の負傷） ・ 年末年始無災害運動について ＜その他＞ ・ 安全情報データベース（案）について ・ 各安全主任者からの保安管理状況の報告（トピックス）等	審議終了

議　長　：専任衛生管理者
委　員　：各部・センター安全主任者 7 名
事務局　：安全対策課

5.6 衛生管理者会議

今期の衛生管理者会議の活動内容を表 5-6-1 に示す。

表 5-6-1　衛生管理者会議の活動内容

開　催　日	議　　題	審議結果等
10 月 9 日 （定例）	＜報告＞ ・ 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 8 月期作業環境測定結果の確認 ・ 労働衛生週間行事の実施状況について ・ 労働衛生職場相互パトロール結果 ・ 作業環境測定研修会及び労働衛生講演会アンケート結果 ・ 平成 15 年定期健康診断の結果について（上期分） ・ 快適職場づくりのアンケート調査 ・ その他	
11 月 6 日 （定例）	＜報告＞ ・ 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 9 月期作業環境測定結果の確認 ＜審議＞ ・ 平成 15 年度年末年始無災害運動について ＜報告＞ ・ 平成 15 年度労働衛生週間・準備期間における活動報告について ・ 衛生管理者会議による衛生巡視結果（放射線安全部）について ＜その他＞（意見交換）	審議終了
12 月 4 日 （定例）	＜報告＞ ・ 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 10 月期作業環境測定結果の確認 ＜審議＞（検討） ・ 作業環境測定結果報告様式について ＜報告＞ ・ 平成 15 年度年末年始無災害運動について ・ 衛生管理者会議による衛生巡視結果（運営管理部）について	

議　長　：専任衛生管理者
委　員　：産業医、各部・センター衛生管理者 7 名
事務局　：安全対策課

5.7　防火対策委員会

防火対策委員会は、事業所における防火管理の適正な運営を図るために設置された委員会である。

今期における防火対策委員会の活動内容を表 5-7-1 に示す。

表 5-7-1　防火対策委員会の活動内容

開催日	議　　題	審議結果等
10 月 9 日	1.東海村消防本部立入検査結果について 2.平成 15 年秋の火災予防運動（案）について	承認

委員長　：　東海事業所防火管理者
副委員長：　保安管理部長
委　員　：　各部・センター各１名、消防班長
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ:　保安管理部次長、危機管理整備室技術主幹
事務局　：　危機管理整備室

5.8　ダイオキシン類対策委員会

ダイオキシン類対策委員会は、労基署基発 401 号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」に基づき、平成 13 年 10 月 1 日付けで設置された。安全対策課が事務局を担当し、6 ヶ月毎に 1 回の委員会開催を原則としている。

今期においては、ダイオキシン類対策委員会は開催されなかった。

5.9　保安管理部品質保証推進委員会

今期における保安管理部品質保証推進委員会の活動内容を表 5-9-1 に示す。

表 5-9-1　保安管理部品質保証推進委員会の活動内容

開催日	議　　題	審議結果
10 月 16 日 （第 14 回）	＜報告事項＞ 1.保安管理部品質保証業務実施活動計画について ＜審議事項＞ 2.業務品質保証総括推進者による見直しについて	審議終了

委員長　：保安管理部技術主幹
副委員長：品質保証室長
委　員　：安全対策課課長代理、安全対策課技術主幹、危機管理整備室長代理、危機管理整備室技術主幹、品質保証室室長代理、品質保証室技術主幹
事務局　：品質保証室

6. 規程類の整備

保安管理部が所管する各種規程・規則類について、必要に応じて改正を行った。今期は使用施設保安規定、事業所規則の一部改正を行った。

6.1 使用施設保安規定

使用施設保安規定については、洗濯場に関連する条文、図及び表の削除等に伴う変更認可申請を 11 月 7 日付で行い、12 月 11 日付で認可された。変更内容を表 6-1-1 に示す。

表 6-1-1 使用施設保安規定

規程類名称	整　備　内　容	申請・制改定日等
核燃料物質使用施設保安規定	(1)プルトニウム燃料センター製造加工部製造第二課長の職務内容のうち、プルトニウム燃料集合体の加工・組立てに係る計算機システムの保守、改造、開発、新設及び更新に係る業務を加工課長に移管することに伴い、関連する条文を変更する。 (2)プルトニウム燃料第三開発室における固体廃棄物一時保管室(1)及び(3)の当初の目的を達成した固体廃棄物一時保管場所の名称の変更に伴い、関連する図を変更する。 (3)プルトニウム廃棄物処理開発施設における難燃物焼却室（P-105）の難燃物焼却工程設備を撤去したことに伴い、関連する図及び条文を変更する。 (4)洗濯場における洗濯作業を核燃料物質の廃棄の位置づけから使用の位置づけへ変更し、施行令第 16 条の 2 の非該当施設に変更したことに伴い、洗濯場に関連する条文、図及び表を削除する。 (5)環境保全･研究開発センターのＪ棟における職務内容のうち、技術開発グループリーダに係る六ふっ化ウランの詰替え作業を追加することに伴い、関連する条文及び図を変更する。 (6)環境保全・研究開発センター内の施設において、核燃料物質を取り扱わない場合における給排気設備の停止に関する管理を明確にすることに伴い、関連する条文を変更する。 (7)その他、所要の見直しを行う。	申請 11 月 7 日 15 ｻｲｸﾙ機構 (安)029 認可 12 月 11 日 15 機文科科 第 58 号 施行 12 月 15 日

6.2　放射線障害予防規定

放射線障害予防規定については、今期の変更はなかった。

6.3　事業所規則類

事業所規則類については、放射線保安規則の変更を実施した。変更内容を表 6-3-1 に示す。

表 6-3-1　事業所規則類の整備状況

規程類名称	整　備　内　容	申請・制改定日等
放射線保安規則	(1)洗濯場における洗濯作業を核燃料物質の廃棄の位置づけから使用の位置づけへ変更し、施行令第 16 条の 2 の非該当施設に変更したことに伴い、洗濯場に関連する条文、図及び表を追加する。 (2)環境保全・研究開発センター内の施設において、核燃料物質を取り扱っていない場合に給排気設備を停止できる管理にすることに伴い、関連する条文及び図を変更する。 (3)その他、所要の見直しを行う。	施行 12 月 15 日

6.4　共通安全作業基準

共通安全作業基準については、今期の変更はなかった。

7. 許認可申請

保安管理部が所掌する各種法令等に基づき，施設・設備の新設，増設，改造等の変更に伴う許認可に関し、東海事業所の窓口として監督官庁とのヒヤリング、所内事務手続き及び申請、届出に対応した。

今期における各種法令等に基づく許認可実績を以下に示す。

7.1 原子炉等規制法

今期における原子炉等規制法に係る許認可は核燃料物質使用変更許可申請1件であり、その実績を表7-1-1に示す。

表7-1-1 原子炉等規制法に係る許認可実績

使用施設	許認可申請項目	記事
事業所共通	(1) 安全管理別棟に係る記載を削除する。	申請 10月31日 15ｻｲｸﾙ機構(東海)0746 許可 12月17日 15 諸文科科第3996号
高レベル放射性物質研究施設	(1) 使用施設の位置、構造及び設備において、基礎化学試験装置(4)に直接抽出試験装置を追加する。	
洗濯場	(1) 使用施設の位置、構造及び設備において、安全管理別棟との共用事項を削除するとともに、排気モニタを排気サンプラに変更する。 (2) 廃棄施設の位置、構造及び設備において、安全管理別棟との共用事項を削除する。	
安全管理別棟	(1) 核燃料物質の使用を廃止するため、許可に係る全ての記載を削除する。	

7.2　放射線障害防止法

今期における放射線障害防止法に係る許認可は 1 件であり，その実績を表 7-2-1 に示す。

表 7-2-1　放射線障害防止法に係る許認可実績

使用施設	許認可申請項目	記　　事
計測機器校正施設	変更許可申請 ①貯蔵容器の変更 ②放射性同位元素の数量の増加 ③γ線源及びβ線源の廃止 ④貯蔵箱の貯蔵能力の変更 ⑤その他所要の見直し	申請 11 月 27 日 15 ｻｲｸﾙ機構（東海）0831 許可 12 月 12 日 15 水原第 649 号

7.3　労働安全衛生法

今期における労働安全衛生法に係る許認可は 4 件であり、その実績を表 7-3-1 に示す。

表 7-3-1　労働安全衛生法に係る許認可実績

件　　名	内　　容	該当施設	日　付
機械等設置届	エックス線装置を設置する。	乾式プロセス・材料試験棟	11 月 10 日
機械等設置届	化学設備（屋外地下タンク）を設置する。	低放射性廃棄物処理技術開発施設発電機棟屋外	12 月 5 日
第一種圧力容器廃止報告書	反応器 3 台(検査証 No.1858、1859、1860）を廃止する。	玉造部材検査所	12 月 25 日
第一種圧力容器休止報告書	熱交換器（検査証 No.2394）を休止する。（休止期間：1 月 1 日～12 月 31 日）	再処理施設除染場	12 月 25 日

7.4 消防法

今期における消防法に係る許認可は危険物施設関係 7 件及び消防設備関係 11 件であり、その実績を表 7-4-1 に示す。

表 7-4-1 消防法

(1/2)

	件　名	内　容	該当施設	日　付
危険物施設関係	資料提出書	10 月 1 日付け人事異動により所長を交代する。	東海事業所	10 月 16 日
	危険物保安監督者選任・解任届出書	10 月 1 日付け人事異動により危険物保安監督者を交代する。	環境保全・研究開発センターの所掌する危険物施設	10 月 16 日
	危険物貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請書	給油口ボックス及び給油ボックスから地下タンクへの埋設給油配管を築上ピット配管へ更新する。	再処理センターガラス固化技術開発施設(地下タンク貯蔵所)	11 月 11 日
	危険物貯蔵所完成検査申請書			12 月 1 日
	指定可燃物貯蔵取扱届出書	可燃性固体廃棄物を貯蔵する。	第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設	11 月 11 日
	危険物貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請書	パネルハウス内に警報設備を新設する。	再処理センター分離精製工場・除染場（危険物一般取扱所）	11 月 20 日
	危険物一般取扱所完成検査申請書			12 月 15 日
消防設備関係	防火権原者、防火管理者変更届出書	防火権原者、防火管理者の変更に伴う届出	東海事業所、テクノ交流館リコッティ	10 月 1 日
	東海村消防本部立入検査指摘事項改修提出書	東海村消防本部立入検査に伴う指摘事項改修（計画）の提出	東海事業所内危険物施設及び一部防火対象物	10 月 6 日

(2/2)

	件　　名	内　　容	該当施設	日　　付
消防設備関係	核燃料物質、放射性同位元素等運搬届出書	分析試料輸送に伴う届出	プルトニウム燃料センター	10 月 14 日
	核燃料物質、放射性同位元素等運搬届出書	常陽 MK-Ⅲ燃料製造濃縮ウラン輸送に伴う届出	プルトニウム燃料センター	10 月 24 日
	炉設置届出書	水蒸気改質試験装置設置に伴う届出	工学試験棟	11 月 4 日
		自動火災報知設備の移設に伴う設置届出	環境前処理棟	11 月 14 日
	消防用設備等設置消防用設備等設置届出書届出書	自動火災報知設備の取替えに伴う設置届出	第二低放射性固体廃棄物貯蔵施設	11 月 28 日
	消防用設備等点検結果報告書	消防法 17 条の 3 の 3 に基づき3年に1回の報告に伴う提出	玉造部材検査所	12 月 1 日
	指定洞道等届出書	共同溝 3 箇所の新設に伴う届出	共同溝	12 月 11 日
	消防用設備等設置届出書	自動火災報知設備の移設･取替えに伴う設置届出	技術管理第 2 棟	12 月 15 日
	消防用設備等設置届出書	自動火災報知設備の移設･取替えに伴う設置届出	応用試験棟	12 月 18 日
	消防用設備等設置届出書	自動火災報知設備の取替えに伴う設置届出	箕輪寮	12 月 22 日

7.5　高圧ガス保安法

今期における高圧ガス保安法に係る許認可は 5 件であり、その実績を表 7-5-1 に示す。

表 7-5-1　高圧ガス保安法に係る許認可実績

件　　名	内　　容	該当施設	日　　付
高圧ガス保安統括者届書（一般）	10 月 1 日付け人事異動により高圧ガス保安統括者を交代する。	東海事業所	10 月 10 日
高圧ガス保安統括者代理者届書（一般）	10 月 1 日付け人事異動により高圧ガス保安統括者代理者を交代する。	東海事業所	10 月 10 日
代表者等変更届書（一般）	10 月 1 日付け人事異動により所長を交代する。	東海事業所	10 月 10 日
代表者等変更届出（冷凍）	10 月 1 日付け人事異動により所長を交代する。	東海事業所	10 月 14 日
保安検査申請書（冷凍）	高圧ガス保安法第 35 条に基づく保安検査を受検する。	安全管理棟西棟 A 棟	11 月 13 日

7.6　環境法令

今期における環境関係法令に係る許認可は10件であり、その実績を表7-6-1に示す。

表 7-6-1　環境法令に係る許認可実績

件　　名	内　　容	該当施設	日　付
ダイオキシン類測定結果報告(ダイオキシン類対策特別措置法)	排気、排水等のダイオキシン類の測定結果を報告する。	プルトニウム燃料センター産業廃棄物焼却施設	10 月 14 日
氏名等変更届出書(大気汚染防止法)	10月1日付け人事異動により所長を交代する。	東海事業所	10 月 14 日
氏名等変更届出書(水質汚濁防止法)	10月1日付け人事異動により所長を交代する。	東海事業所	10 月 14 日
氏名等変更届出書(ダイオキシン類対策特別措置法)	10月1日付け人事異動により所長を交代する。	東海事業所	10 月 14 日
氏名等変更届出書(振動規制法)	10月1日付け人事異動により所長を交代する。	東海事業所	10 月 14 日
氏名等変更届出書(騒音規制法)	10月1日付け人事異動により所長を交代する。	テクノ交流館リコッティ	10 月 14 日
氏名等変更届出書(水質汚濁防止法)	10月1日付け人事異動により所長を交代する。	玉造部材検査所	10 月 14 日
氏名変更等届出書(茨城県公害防止条例・許可工場)	10月1日付け人事異動により所長を交代する。	東海事業所	10 月 14 日
氏名変更等届出書(茨城県公害防止条例・特定施設)	10月1日付け人事異動により所長を交代する。	東海事業所	10 月 14 日
産業廃棄物処理施設軽微変更届出書	10月1日付け人事異動により所長及び役員を交代する。	プルトニウム燃料センター産業廃棄物焼却施設	12 月 5 日

8. 保安検査、立入調査等

8.1 保安検査官対応

平成 13 年 1 月 6 日付けの省庁再編に伴い東海事業所の使用施設は文部科学省、再処理施設は、経済産業省の原子力保安検査官（以下「保安検査官」と略）によって監督されることになり、保安検査官は日常それぞれ村内に設置した事務所（文部科学省：原子力安全管理事務所、経済産業省：東海・大洗原子力保安検査官事務所）及び東海事業所内に常駐している。保安検査官対応班（以下「対応班」と略）は、保安検査官の主たる業務である原子力施設の現場での運転管理監督や施設における保安規定の遵守状況の検査などの東海事業所の窓口として下記の対応を行った。文部科学省及び経済産業省の保安検査官体制を表 8-1-1 に示す。また、保安検査官への対応項目及び対応方法について対応班が保安検査官及び所内各部・センターと調整して作成した。実際に行った対応項目及び対応方法一覧を表 8-1-2 に示す。そのうち、主な項目について概要を以下に示す。

(1) 文部科学省保安検査官関連

① 施設巡視（週 4 回）

核燃料物質使用施設である環境保全・研究開発センター及びプルトニウム燃料センターのそれぞれの施設について、保安検査官と現場との調整を図り毎月の巡視計画を作成した。これに基づき保安検査官が定常的、計画的に施設の巡視を行った。巡視の際、保安検査官が施設側に対して指摘事項があった場合は現場側の対応を対応班がフォローして、保安検査官に対して指摘に対する措置、対応を報告した。

今期は、使用施設について計 48 回（環境保全・研究開発センター：24 回、プルトニウム燃料センター：24 回）巡視が行われた。その巡視実績を表 8-1-3 に示す。

② 放射線作業管理（発生の都度）

使用施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班がその作業の概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。今期の使用施設における特殊放射線作業の開始計画件数は、環境保全・研究開発センターが A1 作業：17 件、S2 作業：4 件、プルトニウム燃料センターが S2 作業：

③　定例報告

以下の項目を定例として文部科学省保安検査官に報告しており、それらの対応を下記に示す。

(a)　許認可週報（毎週）

毎週始めに保安管理部品質保証室が作成した使用施設に関する許認可の状況について提出し、説明した。

(b)　自主点検・教育訓練計画（毎月）

使用施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を各センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(c)　運転計画（毎月）

各使用施設の運転計画を毎月始めに各センター毎に作成し、それを対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の運転計画を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(2) 経済産業省保安検査官関連

①　施設巡視（毎日）

保安検査官による再処理施設の巡視は定常的に実施された。

対応班は保安検査官と再処理センター側の担当と毎朝、巡視施設及び巡視時間について調整を行い巡視が行われた。

②　放射線作業管理（発生の都度）

再処理施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班が概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。今期の再処理施設における特殊放射線作業計画書の提出件数は、S2 作業：36 件及び A1 作業：14 件であり，合計 50 件であった。

③　再処理施設関連ヒヤリング（毎日）

再処理センターの各施設について主として保安規定遵守状況の確認の観点から保安検査官による各課室毎のヒヤリングが再処理施設内で定常的に実施された。この定常的なヒヤリングは、再処理側が保安検査官の了解のもとに毎月作成した月間予定表に基づき実施された。その定常的

に実施した実施日等の記録を表 8-1-4 に示す。

④　定例報告

以下の項目を定例として経済産業省保安検査官に報告しており、それらの対応を行った。

(a)　再処理運転記録（毎日）

再処理管理課から送信される FAX に基づき対応班が概要を説明し提出した。

(b)　再処理放管記録（毎日）

再処理施設のスタックからの放出されたクリプトン、ヨウ素等の排気中放射性物質の日々の放出について、放射線管理第二課が毎日報告し資料を提出できるよう時間等の調整を行った。

(c)　許認可週報（毎週）

毎週始めに再処理品質保証室が作成した再処理施設に関する許可の状況について提出し、説明した。

(d)　再処理週報（毎週）

再処理施設で行われている主な作業の計画と実績を示したもので再処理品質保証室が作成し、毎週提出した。

(e)　自主点検・教育訓練計画（毎月）

再処理施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を再処理センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには再処理センターが年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班が保安検査官へ提出している。

(3) 共通事項

①　異常事象発生対応（発生の都度）

所内で発生した異常事象は使用施設に関することは文部科学省保安検査官へ、再処理施設に関する事は経済産業省の保安検査官へ対応班がその概要を迅速に報告すると共に、必要に応じて保安検査官への現場部署による説明の場を設け実施した。

対応班が今期に取り扱った異常事象は計 21 件であった。そのリストを表 8-1-5 に示す。

②　保安検査官と核燃料取扱主任者、主務者との定例連絡会議

経済産業省の保安検査官と再処理の核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主務者（以下「核取」と略）との情報交換の場として連絡会議を定期的に開催した。今期は、10 月 14 日、11 月 11 日の計 2 回開催し、各施設の運転、稼動等の状況を各核取が保安検査官へ説明するとともに、保安検査官と核

取との情報交換を行った。

③　東海事業所運転状況表（毎週）

使用施設、再処理施設各施設の一週間単位の運転実績及び次週の運転予定を記載した東海事業所運転状況表を基に、毎週末に対応班が所内施設の運転状況について今週の実績と来週の予定を提出し、説明した。

④　運転管理日報（毎日）

所内 LAN を使った環境保全・開発センター、プルトニウム燃料センター、再処理センターとのネットワークにより各センターの施設の毎日の運転状況を出力し保安検査官に前日の実績と当日の作業予定を説明した。（再処理は毎日、使用施設は巡視日に）

⑤　保安検査（四半期毎）

文部科学省、経済産業省それぞれが四半期ごとに本庁の保安検査官も含めた複数体制で保安検査を実施した。受検する現場側は再処理施設側も使用施設側もそれぞれの受検体制を作り対応した。今期は文部科学省保安検査官が使用施設を対象に 11 月 12 日から 11 月 14 日に，経済産業省保安検査官は再処理施設を対象に 11 月 25 日から 12 月 12 日の期間にわたり実施した。対応班は保安検査を円滑に進めるため本庁も含めた保安検査官と現場側体制との窓口業務を行い、保安検査の進行を支援した。

表 8-1-1　原子力保安検査官体制

平成 15 年 10 月 1 日現在

所　管　省　庁	役 職 等	人数
文部科学省 茨城原子力安全管理事務所	所　長 防災専門官	1 名
	副所長 保安検査官	1 名
	保安検査官	3 名
	技術参与 （運転管理専門官）	1 名
経済産業省 原子力安全・保安院 東海・大洗原子力保安検査官事務所	所　長 統括保安検査官	1 名
	副所長 防災専門官	1 名
	保安検査官	5 名

表 8-1-2　保安検査官業務等対応項目/方法一覧表

H15.10.1 現在
(1/2)

No.	項　目	対応方法	担当部署		備　考	担当保安検査官所掌
			再処理施設	使用施設		
1	再処理放管記録	放二課→保安検査官（毎日）	放安）放二課	―	スタックからの放出	経産省
2	再処理運転記録	毎朝、対応班へ FAX→対応班→保安検査官（毎日）	再）管理課	―	日誌	経産省
3	許認可週報	対応班へ提出(E-メール)→対応班→保安検査官(月曜日)	保安）品証室			文科省 経産省
4	再処理週報	対応班へ提出(E-メール)→対応班→保安検査官(月曜日)	再）品証室	―	主な作業と実績	経産省
5	事業所運転管理日報	毎日、各センターが実績を 16:00 までに入力（毎日） 対応班(パソコンから印刷) →保安検査官	再）管理課	Pu）管理課 環セ）品質保証 Gr	毎日の実績、LAN で保安検査官 確認	文科省及び経産省
6	運転管理状況表	安対課とりまとめ、対応班(パソコンから印刷) →保安検査官（金曜日）	保安）安対課対策チーム 対応班が出力		所内の運転状況 次週、次々週予定	文科省及び経産省
7	保全伝票（写し）	発生の都度、対応班へ提出→対応班→保安検査官	再）保全課		発生の都度	経産省
8	海洋放出承認書（写し）	発生の都度、対応班へ提出(FAX)→対応班→保安検査官	再）処理一課	―	発生の都度	経産省
9	S2 特作計画	作業件名等のリスト及び計画書の表紙と様式１の写しを事前提出。必要に応じて、作業内容の把握が主目的のヒヤ（保安検査官が件名指定)。	計画起案課室	計画起案課室		文科省 経産省
10	A1 特作計画	同上	計画起案課室	計画起案課室		所掌保安検査官
11	G 作業（写し）	G1 作業の表紙と概要を対応班へ提出→対応班確認→保安検査官	―	計画起案課室	使用施設	文科省
12	停電等電気関連作業	作業件名入り工程表事前提出。必要に応じてヒヤ（保安検査官が指定）	建工）工務課等			所掌保安検査官

(2/2)

No.	項　　目	対　応　方　法	担　当　部　署		備　　考	担当保安検査官所掌
			再処理施設	使用施設		
13	核取との定例会議	再処理施設関連：毎月第2・4火曜日の午後 使用施設関連：不定期	核取主任者、各センター核取主務者		第1回目 ：H12.9.26	経産省 文科省
14	異常事象連絡	対応班へ直ちに連絡→対応班メモ作成→保安検査官。その後、必要に応じて保安検査官によるヒヤリング	異常事象発生元課室		発生の都度	所掌保安検査官
15	その他相談事等	件名等のリストを対応班へ事前提出→保安検査官。必要に応じてヒヤ（保安検査官が指定）	相談事等担当課室			担当保安検査官
16	保守点検・教育訓練計画表 （年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ →保安検査官	再）管理課	環ｾ）品質保証Gr Pu）保安推進Gr	月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び経産省
			放安部、建工部			
17	運転計画表 （年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ →保安検査官	再）管理課	Pu）管理課 環ｾ）品質保証Gr	月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び経産省
18	サイクル週報	地域交流課が対応班に提出（金曜日）	地域交流課			文科省及び経産省
19	休日体制表	総務課が対応班に提出→保安検査官（金曜日）	総務課			
20	見学予定一覧表	総務課が対応班に提出→保安検査官（月曜日）	総務課			

表8-1-3　文部科学省　原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績（1）
（10月期）

月 日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
10月2日（木）	10:00	環境センター	M棟、第2UWSF	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
10月7日（火）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
10月9日（木）	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設（PWSF/第二PWSF）	
10月14日（火）	10:00	環境センター	応用試験棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設（PWTF）	
10月16日（木）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
10月21日（火）	10:00	環境センター	Ｌ棟、Ｇ棟、Ｇ棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
10月23日（木）	10:00	環境センター	Ａ棟、Ｂ棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
10月28日（火）	10:00	環境センター	UWSF、第1～6廃棄物倉庫、洗濯場、ウラン系廃棄物倉庫,中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設（PWTF）	
10月30日（木）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	

表8-1-3　文部科学省　原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績（2）
（11月期）

月 日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
11月4日（火）	10:00	環境センター	応用試験棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
11月6日（木）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)	
11月11日（火）	10:00	環境センター	M棟、第2UWSF	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
11月13日（木）	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設（PWSF/第二PWSF）	
11月18日（火）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
11月20日（木）	10:00	環境センター	J棟、廃水処理室、廃油保管庫、第2ウラン貯蔵庫	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
11月25日（火）	10:00	環境センター	UWSF、第1～6廃棄物倉庫、洗濯場、ウラン系廃棄物倉庫、中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)	
11月27日（木）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	

表8-1-3　文部科学省　原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績（3）
（12月期）

月 日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
12月2日（火）	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
12月4日（木）	10:00	環境センター	M棟、第2UWSF	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
12月9日（火）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
12月11日（木）	10:00	環境センター	応用試験棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設（PWSF/第二PWSF）	
12月16日（火）	10:00	環境センター	Ｌ棟、Ｇ棟、Ｇ棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	燃料製造機器試験室、ウラン貯蔵庫	
12月18日（木）	10:00	環境センター	Ａ棟、Ｂ棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
12月25日（木）	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設（PWTF）	

表 8-1-4　再処理　保安検査官対応記録
(10～12 月)

(1/2)

月/日	課室名	指摘・意見等	備考
10/1	処理第三課	排気機械室（311）内排風機のモータ部及びダンパー部のオイル漏れについて対策を検討するようコメントを受けた	
10/2	施設保全第一課	特に指摘事項はなし	
10/6	施設保全第一課	空調用冷水補給水のオーバーフローについて説明した。 ・ポンプ 122、P123 の圧力が下がった原因について説明すること。 ・再発防止対策を検討すること。	
10/6	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	
10/7	分析第一課	特に指摘事項はなし	
10/9	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
10/10	前処理課	特に指摘事項はなし	
10/15	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	
10/17	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
10/20	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
10/22	環境管理課	特に指摘事項はなし	
10/23	処理第一課	特に指摘事項はなし	
10/24	化学処理第二課	分離精製工場第４抽出器のスターラ故障説明。特に指摘事項はなし	
10/24	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
10/27	処理第三課	特に指摘事項はなし	
10/28	化学処理第三課	試薬調整工程のインターロック作動説明。特に指摘事項はなし	
10/28	化学処理第二課	抽出器スターラ交換、ジェットポンプ詰まりについて説明。特に指摘事項はなし	
10/29	施設保全第一課	特に指摘事項はなし	
10/30	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	
10/30	化学処理第三課	試薬調整工程のインターロック作動説明。特に指摘事項はなし	
10/31	分析第一課	特に指摘事項はなし	

(2/2)

月/日	課室名	指摘,意見等	備　考
11/4	分析第二課	特に指摘事項はなし	
11/5	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
11/6	技術開発課	特に指摘事項はなし	
11/10	前処理課	特に指摘事項はなし	
11/12	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	
11/13	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
11/14	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
11/18	環境管理課	特に指摘事項はなし	
11/19	処理第一課	特に指摘事項はなし	
11/20	処理第二課	操作・保守記録において、廃液受入貯槽の液量が 7/3 から 10/30 まで誤記があり、チェック機能を高める等の再発防止を図ること及び水平展開を図って欲しいと指導があった。	
11/21	処理第三課	特に指摘事項はなし	
12/15	施設保全第一課	特に指摘事項はなし	
12/16	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	
12/17	分析第一課	特に指摘事項はなし	
12/18	分析第二課	・教育・訓練報告書の理解度で「半分位理解できた」という人には反復して教育を行うこと ・日常点検記録において、チェックもれ１箇所と見難い数字があるので注意すること	
12/19	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
12/22	前処理課	定期自主検査 ・燃料カスククレーンの走行定格電流が 15.2A×2 台に対して記録記載値が合わせて 20.4A となっており問題ないか ・セル内温度警報装置の検査場所にG549 が入っていないが問題ないか	
12/24	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	
12/25	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
12/19	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	

表8-1-5　異常事象メモ（平成15年10月1日～15年12月31日）

No.	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等	報告日	備　考
1	Pu-2 仕上室における排気カートのフード及びグローブポートの軽微な汚染	10/1（水）	16:30頃 汚染を確認	Puセンター 第二開発室 仕上室（A-101）	使用	10月1日午後Pu-2 A-101室のグローブボックスD-32（湿式研削設備）において作業員4名（協力会社員　全員マスク着用）でグローブ交換を行った。交換作業後の放管のスミヤ測定において、汚染のないことを確認したため、グローブボックスのポート部より排気カートのフードを外し、ダイレクトサーベイを実施したところ16時30分頃フードをグローブポートに固定している紙テープの粘着面より約150cpmの汚染を検出した。また当該紙テープが貼られていたグローブポートをダイレクトサーベイしたところ同じく約150cpmの汚染を検出した。直ちに排気カートフード部の汚染を固定し、ポリ袋で養生するとともに当該グローブポートの除染を行った。この後、放管により当該ポートグローブボックスパネル面及びグローブ交換用の養生シートのスミヤ測定を行い、16時55分頃汚染のないことを確認した。	10/2（木）	
2	空調用冷却補給水のオーバーフロー	10/6（月）	7:30頃	再処理センター 分離精製工場 試薬調整室（G788）	再処理	10月6日7時30分頃、化学処理第三課員が巡視により分離精製工場7階において漏水を発見した。保全第一課員が確認したところ試薬調整室（G788）の空調用冷却の補給水タンク（184V125）よりオーバーフローし、7階からクレーンのハッチの隙間を通じて、1階の一部まで漏水した。床面への漏水量は約60リットルであった。なお　漏水した冷水は施設内に留まり、建屋外には漏洩していない。また、漏洩の認められたエリアに汚染のないことを確認した。	10/6（月）	
3	Pu-3 ｺﾝﾃﾅ保管室における靴底のｽﾎﾟｯﾄ汚染	10/10（金）	15:27頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 コンテナ保管室（FW-001）	使用	作業員2名(協力会社員)により、Pu-3 地下の廊下の洗濯排水槽の清掃作業を行った後、廃水貯槽室(FW-005)で終業点検を行い、その後隣室のコンテナ保管室（FW-001）出口で汚染検査を行ったところ、１名の右足靴底より有意値（放管測定で約20Bq/試料(1スポット)）を確認。（15：27頃に放管によりプルトニウムを確認）半面マスク未着用だったため、鼻スミヤ測定を実施したところ、異常なし。(15：51)全身サーベイの結果、異常なし。(15：51)廃水貯槽室及びコンテナ保管室からエアスニファろ紙(各部屋1枚ずつ)を回収して測定した結果、管理目標値未満（ラドントロンの影響を含む）。（16：07）周辺スミヤ測定（59枚で歩行ルート含む）の結果、異常なし。（16：17）	10/10（金）	
4	ウラン系廃棄物倉庫における作業員の負傷	10/14（火）	9:10頃	環・保センター ウラン系廃棄物倉庫 環境保全課	使用	廃棄物搬出のためフォークリフト誘導中、誘導員がフォークリフトに近づきすぎて接触した。作業員（協力会社）の左足甲部をフォークリフトのタイヤ（右前輪）が接触。 第2報（最終報） 廃棄物搬出準備のため、フォークリフトを操作中、フォークリフトの右前輪がフォークリフト誘導者1名の左足甲部に接触した。9時50分頃、東海病院へ搬送、10時20分頃、医師の診断結果は、左足甲部打撲・内出血。	10/14（火）	
5	高放射性廃液濃縮工程における排風機（271K32）の交換について	10/17（金）	10:30頃	再処理 分離精製工場 酸回収補助区域（A258）	再処理	来週より再開する高放射性廃液濃縮工程の運転準備のため、停止中の2台の排風機（271K32/K33）の作動確認を行ったところ、271K32側で異音が発生しサーマルトリップした。点検の結果、排風機のうちブロワ部に異常があることが確認された。	10/17（金）	

表8-1-5　異常事象メモ（平成15年10月1日～15年12月31日）

No.	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等	報告日	備　考
6	第三開発室循環３系給気ファンのグラビティダンパー動作不良について	10/18（土）	17:00頃	Puセンター第三開発室循環給気室（FU-003）	使用	10月10日、第三開発室の給排気設備定期切替作業において、管理区域部屋系の循環3 系給気ファン４台（1台予備機）のうち1台のグラビティダンパが動作しないという事象を確認した。運転管理上及び安全管理上の問題がないため、他の施設点検と併せて当該ダンパの点検を実施できる10月18日まで、当該給気ファンを予備機として、循環3系の運転を継続した。10月18日（17：00頃）に循環3系を停止し調査した結果、手動でも動作しないことを確認した。なお、当該管理区域部屋系の循環系給気ファンは直接閉じ込め機能に影響を及ぼさない。	10/20（月）	
7	ジェットポンプ（242J121）の詰まりについて	10/27（月）	20:10頃	再処理センター分離精製工場溶解工程	再処理	3基ある濃縮ウラン溶解槽（242R10,R11,R12）のうち、242R12について、10月23日2直の溶解液送液中にジェットポンプ（242Ｊ12１）による送液が不調となったため残りの溶解液をもう一方のジェットポンプ（242J122）を使用し､洗浄液受槽（242V13）経由で溶解槽溶液受槽（243V10）へ送液した。その後､当該ジェットポンプについてはフリージングデバイスを用いた洗浄作業を行い、10月27日20時10分頃にジェットポンプの作動確認を実施したが改善されなかった。	10/28（火）	
8	再処理施設における試薬調整工程のインターロックの作動	10/28（火）	7:00頃	再処理センター分離精製工場試薬調整区域（G-543,G-643）	再処理	10月28日（火）6時00分頃、東海事業所再処理施設分離精製工場において抽出工程の運転を開始したところ、6時58分頃ウランストリップ溶液（希硝酸溶液）供給槽の酸濃度が上昇（通常0.02規定のところ0.045規定を超えた）し、当該供給槽の抜き出しバルブが自動で閉となった。このため、同日7時00分頃、手動により抽出工程を停止した。なお、このトラブルによる従業員及び環境への影響はない。	10/28（火）	
9	Ｐｕ－２化学分析室でのｸﾞﾛｰﾌﾞ点検におけるｸﾞﾛｰﾌﾞからの汚染検出	11/4（火）	10:33頃 Pu確認	Puセンター第二開発室化学分析室（C-101）	使用	Pu-2 化学分析室（C-101）G.B. №C-18のｸﾞﾛｰﾌﾞの一斉点検を実施していたところ、点検していたグローブの中指部からダイレクトサーベイで有意値（約200ｃｐｍ）を検出した。（10：33頃、放管によりプルトニウムと確認）　同室作業員は、発見者を含め6名（職員2 名、協力会社員4名）で、全員半面マスク着用であった。　作業員6名の身体サーベイの結果、異常なし。周辺スミヤ測定の結果、異常なし。当該工程室のα線用空気ﾓﾆﾀの指示値は、通常の変動範囲内。当該工程室のエアスニファろ紙及びα線用空気ﾓﾆﾀろ紙を回収し測定した結果、管理目標値未満（ラドントロンの影響を含む）。	11/4（火）	
10	高レベル放射性物質研究施設ガンマ線エリアモニタ(γ-8)の警報吹鳴	11/5（水）	5:17頃	環・保センターCPF　１階操作室B	使用	11月5日（水）5：17頃、高レベル放射性物質研究施設　1階　操作室Bに設置しているガンマ線エリアモニタ（γ-8）の指示値が瞬時的に上昇し、警報が吹鳴したが直ちに通常のレベルに復帰した。　吹鳴時には、同室での核燃料物質等の取り扱い作業はなかった。	11/5（水）	

表8-1-5　　異常事象メモ（平成15年10月1日～15年12月31日）

No.	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等	報告日	備　考
11	Pu-3 焼結前室（1）での作業員のカバーオール汚染の確認	11/6（木）	11:34頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 焼結前室（１）（FP-104）	使用	Pu-3 焼結室において連続焼結炉解体撤去作業（グリーンハウス作業）を実施していた作業員1名（請負業者員）が、焼結前室（１）にて汚染検査を実施したところ、ダイレクトサーベイでカバーオール腹部から有意値を確認。（11:34頃、放管によりプルトニウム（1スポット、約22Bq/試料）を確認）。当該作業者は、グリーンハウス内でエアラインスーツ脱装補助作業を実施していた。　汚染を確認した時、焼結前室（１）及び焼結室にいた当事者を含む12名全員（職員1名、協力会社員4名、請負業者7名）の全身サーベイの結果、異常なし。（12：12）　上記12名の鼻スミヤ測定結果、異常なし。（12：22）　焼結室及び焼結前室（1）の周辺スミヤ測定の結果、異常なし。（13 ：51）　当該工程室のエアスニファろ紙及びα線用空気モニタろ紙を回収し測定した結果、管理目標値未満（ラドントロンの影響を含む）。（13：55）	11/6（木）	
12	プルトニウム燃料施設非管理区域における急病人の発生	11/12（水）	11:55頃	Puセンター 第三開発室 プルトニウム燃料付属控室（3）	使用施設で作業後	11月12日11時55分頃、プルトニウム燃料付属控室(3)の居室において、急病人（協力会社員31歳、男性）が発生し、東海村消防本部の救急車を要請した。当事者は、午前中の作業（エアライン作業を含む）を終え、休憩した後、居室へ戻ったところ、手足がしびれ突っ張るような状態になったため救急車を要請したものである。本人の意識はあり、救急車により近郊の病院に搬送した。 本人の午前中の作業は、通常どおり、グローブボックス解体設備におけるエアライン作業を9時20分～10時30分頃まで実施していた。なお、朝のミーティング時の健康確認及び作業後において特に身体上の異常は認められなかった。現在、病院において診察を受けているところである。（第１報より）	11/12（水）	
13	サンプリング操作室におけるγ線エリアモニタの警報の発報について	11/12（水）	17:57頃	再処理センター 分離精製工場 サンプリング操作室（A-343）	再処理	平成15年11月12日17時57分頃、分離精製工場　サンプリング操作室（A343）室内に設置されているγ線エリアモニタ（γ-28，γ-47）の指示値が上昇し、警報が発報した。当該区域に2名の作業員がいたが、警報の発報により直ちに退室した。これに伴い18時24分頃パルスフィルタ（243F16）によるろ過運転を停止したところ、最大約8mSv/h（一分値）まで上昇したγ線エリアモニタの指示値が警報設定値（50μSv/h）以下に低下した。サンプリング操作室内の配管の線量測定を実施した結果、ろ過時に使用するジェットポンプ（243J102）の蒸気配管の線量上昇が確認された。このため、当該蒸気配管に蒸気を供給したところ、配管表面の線量が低下し、γ線エリアモニタの指示値も通常レベルとなった。なお　警報発報時に当該区域にいた作業員2名のTLDを測定した結果、検出限界値未満であり、被ばくはなかった。	11/13（木）	

表8-1-5　異常事象メモ（平成15年10月1日～15年12月31日）

No.	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等	報告日	備　考
14	Pu- 3 管理区域出口での靴底汚染の確認	11/13（木）	18:50頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 管理区域出口	使用	Pu-3 管理区域出口のハンドフットクローズモニタでの汚染検査において、作業員（協力会社員）1名の右足靴底から有意値を確認。（18 ：50頃、放管によりプルトニウムを確認。約3.5Bq/試料（1スポット））当該作業員は、粉末調整室（2）（FP-103）での造粒・整粒設備の調整作業後、粉末保管庫（FP-102）、粉末調整室（1）（FP-101）、焼結前室（1）（FP-104）、便所（FU-101）を通って管理区域出口のハンドフットクローズモニタに到った。当該作業員の全身サーベイ及び鼻スミヤ測定の結果、異常なし。粉末調整室（2）の同室作業者5名（職員1、協力会社員4名）の全身サーベイ及び鼻スミヤ測定の結果、異常なし。作業員の移動ルートのスミヤ測定の結果、異常なし。α線用空気モニタろ紙及びエアスニファろ紙を回収し測定した結果、管理目標値未満（ラドン･トロンの影響を含む）	11/14（金）	
15	Pu- 2 管理区域出口での靴底汚染の確認	11/18（火）	16:51頃 Pu確認	Puセンター 第二開発室 管理区域出口	使用	Pu-2 管理区域出口のハンドフットクローズモニタでの汚染検査において、作業員（協力会社員）1名の右足靴底から有意値を確（16:35頃）。16：51頃、放管によりプルトニウムを確認。約2.8Bq/試料（1スポット）　当該作業員は、物性室（C-103）で物性測定作業を行っていた。当該作業員及び物性室における同室作業者2名（全員協力会社員）の全身ｻｰﾍﾞｲの結果、異常なし。(16:42)　当該作業者及び物性室における同室作業者2名の鼻スミヤ測定の結果、異常なし。(16:49)	11/18（火）	
16	高レベル放射性物質研究施設ガンマ線エリアモニタ(γ-13)の警報吹鳴	11/30（日）	10:48頃	環・保センター CPF　2階 クレーンホール	使用	平成15年11月30日（日）　10：48頃、高レベル放射性物質研究施設　2階　クレーンホールに設置しているガンマ線エリアモニタ（γ-13）の指示値が瞬時的に上昇し、警報が吹鳴したが直ちに通常のレベルに復帰した。吹鳴時には、同室での核燃料物質等の取り扱い作業はなかった。	12/1（月）	
17	高レベル放射性物質研究施設（CPF）におけるマスク及び手袋の汚染	12/3（水）	15:30頃	環・保センター CPF　2階 分析室A	使用	分析室 GA-2 グローブボックスにおいて、回収済Pu/Uのバッグの交換作業を行っていたところ、作業者のサーベイにおいて、1名の半面マスクのフィルタ及びゴム手袋からPu汚染を検出した。（右フィルタ；200cpm，左フィルタ；500cpm，右手袋；200cpm，左手袋；300cpm）同室者は、9名、内当該作業者は4名。	12/3（水）	
18	再処理施設酸回収蒸発缶の緊急操作装置の作動	12/9（火）	18:58頃	再処理センター 分離精製工場 酸回収セル	再処理	キャンペーン終了後ウランの押し出し運転中、18:00頃　酸回収蒸発缶の加熱を開始した。18時56分頃蒸発缶内の圧力上昇を確認し蒸気の供給を停止したが、18時58分頃圧力上限緊急操作装置が作動した。	12/9（火）	
19	J棟　排気モニタの警報吹鳴	12/12（金）	9:39頃	環・保センター J棟 排気室	使用	12月12日（金）9：39頃、　J棟の排気モニタの指示値が瞬時的に上昇し、警報が吹鳴した。その後、指示値は上昇前のレベルに復帰した。また、当該モニタのろ紙を交換して測定した結果、管理目標値未満であった。	12/12（金）	
20	応用試験棟におけるスクラバー水の漏えい	12/17（水）	10:40頃	環・保センター 応用試験棟　地下１階 排気室	使用	日常点検において、排気スクラバー水が不足していたため水を補充した際、供給水バルブの締め忘れにより、液がオーバーフローし床に水が漏れた。漏れた水量は約100リットル。屋外への漏えいはなし。漏えい後　元バルブを締めた。	12/17（水）	

表8-1-5　　異常事象メモ（平成15年10月1日～15年12月31日）

No.	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等	報告日	備　考
21	分析所ゲートモニタにおける作業員（複数）の靴底汚染	12/17（水）	11:22頃	再処理センター分析所ゲートモニタ室	再処理	12月17日11時22分頃、分離精製工場G543（弁操作試薬調整区域）にて蒸気配管等の保温材交換作業の立会いを終えた作業員（1名）が、分析所ゲートモニタ室において汚染の有無を確認していたところ、靴底にαの汚染（α；8.3×10-2Bq/cm2(300cpm)）があることを確認した。同様にG543にて他の作業及び巡視点検をしていた作業員2名も靴底に汚染（α；5.6×10-2Bq/cm2(200cpm)）があることを確認した。靴底以外の身体汚染は無かった。ゲートモニタ室からG543までの歩行経路（220点）及び当該G543（52点）についてスミヤサーベイの結果、有意値は認められなかった。なおダストモニタ、エアスニファ、エリアモニタに異常は無かった。	12/17（水）	

8.2　使用施設保安検査

原子炉等規制法第 56 条の 3 第 5 項に基づく核燃料物質使用施設保安規定の遵守の状況に係る検査（保安検査）については，各部・センターに跨ることから保安管理部が窓口となって対応しており, 第 3 四半期は 11 月に実施され、これに対応した。保安検査の概要を表 8-2-1 に示す。

表 8-2-1　使用施設保安検査

検査年月日	検　査　内　容	検査官
11 月 12 日 ～14 日	〔重点事項〕 「放射線管理」、「放射性廃棄物管理」及び「保安教育訓練」等に関する事項 [結　果] 指摘事項なし	保安検査官 2 名

8.3　労働安全衛生法関連設備の検査

本四半期においては、日本クレーン協会茨城検査事務所によるクレーン 6 台の性能検査を受検した。また、日本ボイラー協会茨城検査事務所による第一種圧力容器 6 台の性能検査を受検した。性能検査の結果、第一種圧力容器において一部（2 基）指示事項があったが、その他異常は認められなかった。

これら設備の検査受検実績を表 8-3-1 に示す。

表 8-3-1　労働安全衛生法関連設備の検査受検実績

受検日		設置場所	検査証番号	備考
クレーン	11 月 4 日	再処理施設 高放射性廃液貯蔵場	5321	
			5322	
			5323	
	11 月 10 日	再処理施設 第 2 アスファルト固化体貯蔵施設	5377	
			5378	
			5379	
第一種圧力容器	10 月 30 日	再処理施設 ガラス固化技術開発施設	4438	
	12 月 18 日	再処理施設　分析所	2379	
		再処理施設　分離精製工場	3400	
	12 月 24 日	再処理施設　分離精製工場	2420	
		再処理施設　ウラン脱硝施設	3401	
		再処理施設　ウラン脱硝施設	3402	

8.4　消防法、高圧ガス関連

東海村消防本部による再処理施設ガラス固化技術開発施設屋外危険物地下タンク貯蔵所における給油口ボックス及び給油ボックスから地下タンクへの埋設給油配管を築上ピット配管への更新に係る完成検査が12月12日に実施され、12月12日付けで完成検査済証が交付された。

また、再処理施設分離精製工場・除染場危険物一般取扱所における分離精製工場パネルハウス内の警報設備新規設置に係る完成検査が12月18日に実施され、12月18日付けで完成検査済証が交付された。

茨城県冷凍設備保安協会による冷凍高圧ガス製造施設の保安検査及び施設検査が12月9日、10日に実施された。保安検査の対象施設は2施設、施設検査の対象施設は23施設で、指摘事項はなく12月23日又は24日付けで、保安検査証及び施設検査証が交付された。

保安検査対象となった施設の一覧を表8-4-1に、施設検査対象施設の一覧を表8-4-2に示す。

表8-4-1　冷凍高圧ガス製造施設保安検査対象施設

施設名称	
安全管理棟西棟	A棟

表8-4-2　冷凍高圧ガス製造施設検査対象施設

施設名称	
安全管理棟東棟	クリプトン回収技術開発施設
展示館	プルトニウム転換技術開発施設
プルトニウム燃料第三開発室	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設
プルトニウム燃料付属機械室	廃溶媒処理技術開発施設
地層処分放射化学研究施設	焼却施設（2施設）
H棟	高放射性廃液貯蔵場
L棟ターボ冷凍機	再処理技術管理棟
M棟	第二低放射性固体廃棄物貯蔵場
第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	ガラス固化技術開発施設
応用試験棟	第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設
高レベル放射性物質研究施設	プルトニウム燃料集合体貯蔵庫

8.5　放射性同位元素等に係る立入検査

今期は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 43 条の 2 に基づく立入検査(文部科学省水戸原子力事務所)は、行われなかった。

8.6　その他立入調査等

茨城県県北地方総合事務所環境保全課による水質汚濁防止法、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査が平成15年8月26日に実施された。

検査の結果、指摘事項はなかった。

9. 外部機関との協力

9.1 原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）

東海ノア協定は、東海村、那珂町、大洗町、ひたちなか市及び旭村に所在する21の原子力事業所で平成12年1月に締結した安全協力協定であり、JCOの臨界事故を教訓として安全文化の醸成及び事故時の相互協力等を目的に設置されたものである。

今期は前期に引き続き、安全協力委員会及び幹事会への出席、公開講座及び施設見学会等の紹介･参加者とりまとめ等を行った。今期の活動実績を表9-1-1に示す。

表9-1-1　東海ノア協定活動実績

実施日	活動項目	概　要　等
10月1日	施設見学会	・原研大洗HTTR他の見学 ・JNC東海参加者：5名
10月2日	公開講座（紹介）	・JNC東海主催「労働者の慢性疲労と睡眠」 ・加盟事業所参加者：2事業所3名
10月20日	第9回安全協力委員会	副委員長（所長）の代理で放射線安全部長が出席。主な議題は以下のとおり。 ① 15年度上期活動状況と下期計画 ② 活動推進幹事会幹事長及び副幹事長の再任 ③ 安全協力委員会委員長、副委員長及び緊急事態協力活動本部本部長、副本部長の任期について
10月22日	公開講座	・原研那珂主催「たばこと健康」 ・JNC東海参加者：1名
11月7日	施設見学会	・原電東海発電所の見学 ・JNC東海参加者：9名
11月13日	公開講座（紹介）	・JNC東海主催「最近の火災事例に学ぶ防火対策」 ・加盟事業所参加者：7事業所8名
11月18日	公開講座（紹介）	・JNC東海主催「日産リバイバルプラン/日産180と進化したQCサークル活動」 ・加盟事業所参加者：5事業所5名
12月19日	第23回活動推進幹事会	幹事の保安部長が出席。主な議題は以下のとおり ①自主保安点検協力活動報告書案（レーザー濃縮） ②自主保安点検協力活動（原研那珂）について ③第1回安全教育研修実施結果及び第2回実施計画 ④15年度総合訓練計画（案）について

9.2　ニュークリアセイフティネットワーク（ＮＳネット）

NS ネットは、JCO 事故を教訓として日本国内の電力会社を中心とした原子力事業者が原子力安全文化の向上を目指した活動を行うこととして、平成 11 年 12 月に発足した。

サイクル機構は、NS ネットの加盟法人になっており、NS ネットが行う各種の活動に参加・協力している。

今期は、具体的な活動実績はなかったが、平成 16 年 3 月に予定されている大洗工学センターの相互評価に関して情報提供等の協力を行った。

10. 教育訓練･資格取得

10.1 試験･講習会

各施設において業務を行う上で必要な労働安全衛生法等に係る資格等については、安全対策課において資格取得に係る試験及び技能講習会等の案内及びとりまとめを行っている。

今期における資格試験及び講習会の申込及び受講実績を表 10-1-1 に示す。

表 10-1-1 試験･講習会参加実績

(1/2)

試験･講習会名	主　催　者	実施日	受験又は受講者数	備考
危険物予知活動トレーナー研修会	中央労働災害防止協会	10 月 1 日～3 日	1 名	
危険物取扱者試験	消防試験研究センター茨城県支部	10 月 5 日	1 名	
公害防止管理者試験	産業環境管理協会	10 月 5 日	3 名	
第一種電気工事士試験	電気技術者試験センター	10 月 5 日～7 日	1 名	
RST 講座	中央労働災害防止協会	10 月 6 日～10 日	2 名	
フォークリフト運転技能講習会	茨城労働基準協会連合会	10 月 7 日～9 日	1 名	
消防設備士保安講習会	茨城県消防設備協会	10 月 22 日	1 名	
危険物取扱者試験	消防試験研究センター茨城県支部	10 月 26 日	4 名	
甲種防火管理者講習会	東海村消防本部	10 月 30 日～31 日	6 名	
第一種電気工事士定期講習会	製品評価技術基盤機構	11 月 6 日	1 名	
消防設備士保安講習会	茨城県消防設備協会	11 月 7 日	1 名	
高圧ガス製造保安責任者試験	高圧ガス保安協会	11 月 9 日	4 名	
第二種冷凍機械高圧ガス製造保安責任者試験	高圧ガス保安協会	11 月 9 日	1 名	
玉掛技能講習会	水戸労働基準協会	11 月 13 日～16 日	2 名	

(2/2)

試験･講習会名	主　　催　　者	実施日	受験又は受講者数	備考
有機溶剤作業主任者技能講習会	茨城労働基準協会連合会	11 月 20 日～21 日	8 名	
第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習会	茨城労働基準協会連合会	11 月 25 日～27 日	4 名	
第一種電気工事士定期講習会	製品評価技術基盤機構	11 月 26 日	6 名	
公害防止管理者受験対策講習会	公害防止協会東京事務局	11 月 29 日～9 月 19 日までに 10 日間	2 名	
小型移動式クレーン運転技能講習会	茨城労働基準協会連合会	12 月 2 日～5 日	1 名	
フォークリフト運転技能講習会	茨城労働基準協会連合会	12 月 8 日～11 日	1 名	
電気取扱業務（高圧、特別高圧）に係る特別教育	水戸労働基準協会	12 月 9 日～10 日	1 名	
5t 未満のクレーン運転業務に係る特別教育	水戸労働基準協会	12 月 12 日～14 日	3 名	
公害防止管理者受験対策講習会（ダイオキシン）	公害防止協会東京事務局	12 月 14 日～9 月 18 日までに 5 日間	1 名	
第一種電気工事士定期講習会	製品評価技術基盤機構	12 月 18 日	17 名	

10.2　作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育、保安管理部現場責任者及び保安管理部保安立会要領教育

（1）現場責任者等教育

今期の作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育（新規者等対象）を、月 1 回の頻度で実施した。また、認定の有効期限切れに伴う教育（更新）も月 1 回の頻度で実施した。表 10-2-1 にその実績を示す。

表 10-2-1　現場責任者等教育実績

実施日	実施場所	受講者数	合格者 （合格率）	備　考
10 月 21 日	図書研修合同棟 3 階講義室	39 名	39 名 （100%）	
10 月 21 日	図書研修合同棟 3 階講義室	9 名	9 名 （100%）	更新
11 月 27 日	図書研修合同棟 3 階講義室	84 名	82 名 （98%）	
11 月 27 日	図書研修合同棟 3 階講義室	23 名	23 名 （100%）	
11 月 27 日	図書研修合同棟 3 階講義室	5 名	5 名 （100%）	更新
12 月 15 日	図書研修合同棟 3 階講義室	40 名	37 名 （93%）	
12 月 15 日	図書研修合同棟 3 階講義室	11 名	11 名 （100%）	更新

（2）保安管理部現場責任者教育

9 月 1 日から作業責任者認定制度の請負工事以外への適用拡大が行われ、新たに現場責任者（機構側）の認定を受けるための必要要件として、現場責任者教育が設けられた。

今期は、作業責任者認定制度に基づく保安管理部現場責任者教育は実施しなかった。

（3）保安管理部保安立会要領教育

今期は、作業責任者認定制度に基づく保安管理部保安立合要領教育を平成 15 年 12 月 18 日に新規者を対象に実施（受講者：3 名）した。

11.　事故・トラブル等

11.1　法令報告及び軽微事象

今期において、法令報告及び軽微事象（使用施設・ＲＩ施設）に該当する事故・トラブルの発生はなかった。

11.2　軽微事象未満のトラブル等

今期における軽微事象未満のトラブルは、再処理施設 7 件（A情報：2 件、B情報：1 件、C情報：4 件)、使用施設 14 件（A情報：1 件、C情報：13 件)、であった。

軽微事象未満トラブルの一覧を表 11-2-1 に示す。トラブルの概要については、表 8-1-5 を参照されたい。

表 11-2-1　軽微事象未満トラブル一覧

(1/3)

№	件　　名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
1	Pu-2 仕上室における排気カートのフード及びグローブポートの軽微な汚染	H15.10.01 16：30 頃	Pu ｾﾝﾀｰ 第二開発室 仕上室	C	日報
2	空調用冷却補給水のオーバーフロー	H15.10.06 7：30 頃	再処理ｾﾝﾀｰ 分離精製工場 試薬調整室	C	日報
3	Pu-3 コンテナ保管室における靴底のスポット汚染	H15.10.10 15：27 頃	Pu ｾﾝﾀｰ 第三開発室 コンテナ保管室	C	日報
4	ウラン系廃棄物倉庫における作業員の負傷	H15.10.14 9：10 頃	環境ｾﾝﾀｰ ウラン系廃棄物倉庫	C	日報
5	高放射性廃液濃縮工程における排風機の交換について	H15.10.17 10：30 頃	再処理ｾﾝﾀｰ 分離精製工場 酸回収補助区域	C	日報
6	第三開発室循環 3 系給気ファンのグラビティダンパー動作不良について	H15.10.18 17：00 頃	Pu ｾﾝﾀｰ 第三開発室 循環給気室	C	日報
7	ジェットポンプの詰まりについて	H15.10.27 20：10 頃	再処理ｾﾝﾀｰ 分離精製工場 溶解工程	C	日報
8	再処理施設における試薬調整工程のインターロックの作動	H15.10.28 7：00 頃	再処理ｾﾝﾀｰ 分離精製工場 試薬調整区域	A	プレスレク（プレス報道あり）

(2/3)

№	件　　名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
9	Pu-2 化学分析室でのグローブ点検におけるグローブからの汚染検出	H15.11.04 10：33 頃	Pu ｾﾝﾀｰ 第二開発室 化学分析室	C	日報
10	高レベル放射性物質研究施設ガンマ線エリアモニタの警報吹鳴	H15.11.05 05：17 頃	環境ｾﾝﾀｰ CPF 1F 操作室 B	C	日報
11	Pu-3 焼結前室(1)での作業員のカバーオール汚染の確認	H15.11.06 11：34 頃	Pu ｾﾝﾀｰ 第三開発室 焼結前室(1)	C	日報
12	プルトニウム燃料施設非管理区域における急病人の発生	H15.11.12 11：55 頃	Pu ｾﾝﾀｰ 第三開発室 プルトニウム燃料付属控室(3)	A	日報
13	サンプリング操作室におけるγ線エリアモニタの警報の発報について	H15.11.12 17：57 頃	再処理ｾﾝﾀｰ 分離精製工場 サンプリング操作室	B	日報
14	Pu-3 管理区域出口での靴底汚染の確認	H15.11.13 18：50 頃	Pu ｾﾝﾀｰ 第三開発室 管理区域出口	C	日報
15	Pu-2 管理区域出口での靴底汚染の確認	H15.11.18 16：51 頃	Pu ｾﾝﾀｰ 第二開発室 管理区域出口	C	日報
16	高レベル放射性物質研究施設ガンマ線エリアモニタの警報吹鳴	H15.11.30 10：48 頃	環境ｾﾝﾀｰ CPF 2F クレーンホール	C	日報
17	高レベル放射性物質研究施設におけるマスク及び手袋の汚染	H15.12.03 15：30 頃	環境ｾﾝﾀｰ CPF 2F 分析室 A	C	日報
18	再処理施設酸回収蒸発缶の緊急操作装置の作動	H15.12.09 18：58 頃	再処理ｾﾝﾀｰ 分離精製工場 酸回収セル	A	日報 ＋添付

(3/3)

№	件　　名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
19	J 棟排気モニタの警報吹鳴	H15.12.12 09：38 頃	環境ｾﾝﾀｰ J 棟 排気室	C	日報
20	応用試験棟におけるスクラバー水の漏えい	H15.12.17 10：40 頃	環境ｾﾝﾀｰ 応用試験棟 地下 1F 排気室	C	日報
21	分析所ゲートモニタにおける作業員の靴底汚染	H15.12.17 11：22 頃	再処理ｾﾝﾀｰ 分析所 ゲートモニタ室	C	日報

11.3　負傷報告

今期は、東海事業所全体で 3 件の負傷又は軽微負傷を伴う事象があった。概要を表 11-3-1 に示す。なお、この負傷は休業を伴うものではなかった。

表 11-3-1　負傷事象の概要

(1/3)

No.	項　目	内　　容　　等
1	件　　名	ウラン系廃棄物倉庫における作業員の負傷
	発生日時	平成 15 年 10 月 14 日（火）9 時 10 分頃
	発生場所	ウラン廃棄物倉庫　保管室
	所　　属	環境保全・研究開発センター 環境保全部　環境保全課
	身　　分	協力会社員　32 才
	発生状況	廃棄物搬出準備のため、フォークリフト操作中、フォークリフト誘導員がフォークリフト右前輪に左足甲部を踏まれた
	負傷状況	左足甲部打撲及び内出血（3 日間の加療）
	原　　因	1.　誘導者はフォークリフト爪先に取付けた治具がドラム缶に当たらないように治具を持ちながら誘導していたためにフォークリフトの位置に気がつかなかった。 2.　作業場所が狭いため、誘導者が走路方向で誘導した。
	再発防止策	1.　誘導者は、フォークリフト走路方向に入らないで誘導するように作業エリアを確保する。 2.　誘導者は、フォークリフトが停止するまで誘導以外の操作を行わない。 3.　フォークリフト運転者は、走路方向に作業員（誘導者）がいないことを確認し運転操作する。

(2/3)

No.	項　目	内　　容　　等
2	件　　名	第 2 応用試験棟における階段での転倒（軽微負傷）
	発生日時	平成 15 年 10 月 15 日（水）14 時 55 分頃
	発生場所	第 2 応用試験棟
	所　　属	環境保全・研究開発センター 先進リサイクル研究開発部　プルトニウム燃料開発 Gr
	身　　分	アルバイト 22 才
	発生状況	少し急いで階段を 4 階から降りていたところ、3 階と 2 階の間の踊り場から 2～3 段降りたところで足を踏み出しすぎてバランスを崩し、2 階フロアまでの約 10 段を転がり落ちた。
	負傷状況	左腕肘下、両足の膝および膝下の擦り傷
	原　　因	急いでいたために足元の注意が散漫になったこと。また踵の高い靴を履いていたことが原因である。
	再発防止策	1．階段の昇り降りには急がず、足元に注意払う 2．業務に適した安全な靴を履く

(3/3)

No.	項　目	内　　容　　等
3	件　　名	再処理センターガラス固化技術管理棟前での軽微な負傷
	発生日時	平成 15 年 11 月 20 日（木）13 時 58 分頃
	発生場所	ガラス固化技術管理棟出入り口前路上
	所　　属	再処理センター　環境保全部　環境管理課
	身　　分	職員 38 才
	発生状況	ガラス固化技術管理棟から分離精製工場に打合せのため会話しながら歩行中に、ガラス固化技術管理棟前に駐車中の公用車のリヤーハッチゲートが開いているのに気づかず接触した。
	負傷状況	右額約 1 ㎝の裂傷
	原　　因	会話をしながら歩行していたために周囲への注意が疎かになっていた。また人通りの多い場所にリヤーハッチゲートを開けたままにして公用車を駐車していた。
	再発防止策	公用車の駐車場所を変更した。

12．おわりに

今期は、4 月 21 日に発生したプルトニウム燃料第 3 開発室工程設備解体室における火災の水平展開が前期までにほぼ完了したことから、10 月 8 日に茨城県等による確認の立入調査が行われ、10 月 9 日から解体作業が再開された。これにより、火災対応に係る一連の改善措置は完了したが、今後とも防火意識の維持に努めていく必要がある。

平成 16 年度予算については 12 月 22 日に財務省内示があり、保安管理部の予算については、要求額 835,060 千円に対し内示額は 834,713 千円と、ほぼ要求どおりであった。正門警備所の更新を除いた平成 15 年度の予算認可額 816,480 千円に対し 18,233 千円の増となっているが、新規要求分として、作業請負（守衛）2 名増員（13,734 千円）、マネジメントシステムの統合経費（7,168 千円）、消防班教育研修費（2,243 千円）、品証室開発協力員（6,504 千円）等が認められた一方で、緊急時対策所の運営経費や業務経費については 19,841 千円の減額となった。人件費については確保できたものの業務経費は軒並み減額となっており、16 年度の予算執行にあたっては一層の経費節減に努めていく必要がある。

また、本報で報告した業務以外では、「二法人統合東海地区保安管理部門連絡会」を開催し、統合後の保安管理部門の組織・業務及び課題等を 10 月末までにとりまとめた。骨子は、許認可等の単純承継を前提に東海地区は 2 事業所体制としてそれぞれに安全対策、危機管理、施設安全を担当する保安管理部門を置くこととしたもので、今後はこれをベースとして統合に係る具体的な検討を進めていくことになる。

付録－1

業務実績カレンダー（１０月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1	安全ニュースNo.199号発行			全国労働衛生週間（～7日）、 東海ノア施設見学会（原研大洗）
2	労働衛生講演会		品質保証担当者調整会議	
3				創立記念日
4				
5				
6				
7			指導会・検討会	全社安全管理担当課長会議
8	県立入り調査、安全主任者会議、安推協協議会			
9	衛生管理者会議			
10	安全衛生瓦版No.12号発行、優良事業所視察	消防班訓練	OHSMS監査部内事前確認	東海ノア公開講座
11				
12				
13				
14	保安強化取組み説明会、安全ニュースNo.200号発行		安全・品質監査（～15日）	
15	安全ニュースNo.201号発行			
16	安全ニュースNo.202号発行		ISO階層別教育（専門職）、部品質保証推進委員会	
17		原子力防災研修		第5回二法人統合連絡会
18				
19				
20		月例訓練（保安管理部）		東海ノア安全協力委員会
21	安全衛生化学物質委員会、現場責任者等教育	原子力防災研修（～22日）		
22			OHSMS/EMS内部監査（～24日）	東海ノア公開講座
23	高圧ガス（一般）保安教育			高圧ガス保安活動促進週間（～29日）
24	高圧ガス（冷凍）保安教育	消防班訓練	定期自主品質監査（～30日）	
25				
26				
27				
28	一般高圧ガス製造施設・第二種貯蔵所パトロール			
29		消防大学校管理区域内火災救助訓練	安全専門委員会	
30	安全ニュースNo.203号発行、第一種圧力容器性能検査、部安全衛生委員会			
31			OHSMS/EMS委員会	

業務実績カレンダー（１１月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1				品質保証月間
2				
3				
4	クレーン性能検査		室安全衛生会議	
5		新入職員消防班員任命式	ISO階層別教育（一般職）	
6	衛生管理者会議、課内火災対応訓練			
7	放安協事務局連絡会			東海ノア施設見学会（原研東海）
8				
9				秋の全国火災予防運動（～15日）
10	安全主任者会議、クレーン性能検査	火気使用現場パトロール（環境・Puセンター）		
11		消火器取扱訓練、消防班訓練	使用施設保安検査（～14日）、 ISO9001内部監査員養成研修（～12日）	
12		火気使用現場パトロール（建工部）		
13	放安協定例会	防火講演会		
14	安全ニュースNo.204号発行	火気使用現場パトロール（支援部門、再処理）		
15				
16				
17	安全衛生化学物質委員会	県消防学校へ講師派遣		
18		県消防学校管理区域内火災救助訓練・輸送事故訓練 高場団地防災訓練	品質保証講演会	労働基準協会優良事業所見学会
19				
20		IAEA補完アクセス	JAEC4111-2003講演会	
21	安全ニュースNo.205号発行		品質保証担当者調整会議	
22				
23				
24				
25	部安全衛生委員会	非常事態訓練（環境センター）		
26		箕輪団地防災訓練		
27	現場責任者等教育	太田団地防災訓練	OHSMS/EMS委員会、品質保証委員会	
28	安推協協議会	消防班訓練	室安全衛生会議	
29				
30				

業務実績カレンダー（１２月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1		百塚団地防災訓練		
2				
3	冷凍高圧ガス製造施設保安検査・施設検査事前パトロール（～4日）	二法人統合サブWG		
4	衛生管理者会議			
5		経産省PP規定遵守状況調査、消防班訓練		
6				
7				
8	安全ニュースNo.206号発行、安全主任者会議	防災ネットワーク総合通信訓練（～19） 消火器・消火栓保守点検（～2/6）		
9	安全ニュースNo.207号発行、 冷凍高圧ガス製造施設保安・施設検査（～10日）			
10			ISO内部監査員養成研修（～12日）	
11	安全ニュースNo.208号発行		品質保証委員会分科会	
12	危険物貯蔵所完成検査	消防班訓練		
13				
14				
15	安全衛生化学物質委員会、現場責任者等教育			年末年始無災害運動（～1/15）
16	安全ニュースNo.209号発行			
17	法令対応Ｔ引越し（安管棟→技1棟）		OHSMS/EMS委員会	
18	安全ニュースNo.210号発行、安推協協議会、 第一種圧力容器性能検査、危険物一般取扱所完成検査	月例訓練（Puセンター）		
19		消防班訓練		
20				
21				
22				
23				
24	部安全衛生委員会、部長室ＯＡフロア工事		安全専門委員会	
25			品質保証委員会	
26				
27				年末年始休暇（～1/4）
28				
29				
30				
31				

付録－２#

職員：４#

保#安#管#理#部#

部長#　１#
次長#　２（３）#
主幹#　１#
出向・派遣　４#
#

職員：１１、嘱託：１、#
ｱﾙﾊﾞｲﾄ：３、請負：７#

安#全#対#策#課#

課長#　０-[4]#
課長代理　１#
主幹#　２#
嘱託#　１#
出向・派遣　２#

管理チーム#

ＴＬ：１#　ｱﾙﾊﾞｲﾄ：２（１）#
係員：１（4524;～産休）#請負　：３#

安全対策チーム#

ＴＬ：１#　ｱﾙﾊﾞｲﾄ：０（１）#
#　請負　：１#

安全衛生チーム#

ＴＬ：１#　ｱﾙﾊﾞｲﾄ：１#
係員：１#　請負　：１#

法令対応チーム#

ＴＬ：１#　係員４（<25<～産休）#
係員：１#　請負##：２-[2]#

職員：２７、嘱託：２、#
ｱﾙﾊﾞｲﾄ：２、請負：８８#

危機管理整備室#

室長#　１#
室長代理　１#
主幹　８#
嘱託　２（３）#

業務チーム#

ＴＬ：１#　ｱﾙﾊﾞｲﾄ：１#
係員：１#　請負　：８７-[3]#

防災計画チーム#

ＴＬ：１　#　ｱﾙﾊﾞｲﾄ：１#
係員：２#

総括・システム班#

ＴＬ：１#
係員：１#　請負　：１#

危機管理対応班#

ＴＬ：５#
係員：５#

職員：１４、#
ｱﾙﾊﾞｲﾄ：２、請負：４#

品#質#保#証#室#

室長#　１#
室長代理　１#
主幹#　２#

品質保証チーム#

ＴＬ：１#　ｱﾙﾊﾞｲﾄ：２#
係員：３　請負　：１#

許認可チーム#

ＴＬ：１#
係員：１#　請負　：３#

国際認証チーム#

ＴＬ：１#
係員：３#

分　類#	人　数#
職　員#	５６（　５６）#
嘱　託#	３（　　４）#
ｱﾙﾊﾞｲﾄ#	７（　　７）#
請　負#	９９（　９９）#
計#	１６５（１６６）#

注）カッコ内の数字は前期の人数を示す#

-[1]：次長が兼務#
-[2]：予備員１名を含む#
-[3]：予備員６名を含む#

保安管理部の組織・人員（平成 15 年 12 月 31 日現在）

付録－３（１）

平成15年度　全国労働衛生週間を迎えるにあたって

平成15年10月1日
理事長 都甲泰正

今年も10 月1日から1週間、**「見つめて下さい心とからだ　見なおしましょう職場環境」**をスローガンとして第54回全国労働衛生週間が実施されます。
本労働衛生週間の趣旨は、労働衛生に関する意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の促進を図ることにより、全国のあらゆる職場で働く人たちの心身の健康を確保し、また快適な職場環境をつくりだすことにあります。

現在、サイクル機構は、安全確保を大前提に、各事業所の研究開発施設の運転を継続するとともに、２１世紀の有力なエネルギー選択肢としての原子力技術を開発するため、全力を尽くしているところです。
しかしながら近年の原子力を取り巻く社会環境は依然厳しく、情勢の変化に対しても機敏に、かつ安全を最優先に取り組んでいかねばなりません。
サイクル機構が国民から負託された研究開発業務について、安全を維持し、一歩一歩着実に遂行するためには、各職場において安全確保に細心の注意を払い、十分な緊張感を持って、業務の実施と施設設備の良好な維持管理に努めることが必要となります。このためには、まず皆さん一人ひとりが心身両面にわたって健康であることは勿論のこと、働く職場が快適で明るく活力あるものでなければなりません。

この労働衛生週間の諸活動を通じ、我々従業員一同、さらなる健康づくりを進め、明るく活力のある快適な職場環境の改善に努め、全員で力を合わせて、健全で信頼される「核燃料サイクル開発機構」を築いていきましょう。

付録－３（２）

平成15年度　全国労働衛生週間を迎えるにあたって

平成15年10月1日
所長　大島 博文

本日から一週間、労働衛生に関する意識の高揚と、自主的な労働衛生活動の促進を図るため、平成15年度全国労働衛生週間が展開されます。
「見つめて下さい心とからだ　見なおしましょう職場環境」のスローガンのもとに、事業所で働く全員で活動を進めることとします。

職場においては、働く人一人ひとりが健康管理の重要性を認識し、積極的な健康づくり活動を進めるとともに、一緒に働くチームで快適で活力ある職場環境づくりを目指すことが必要です。
今年の夏には、作業中に熱中症になった例がありました。これを防止するためには、普段から職場の作業環境や作業者の健康状態に気を配り、皆で改善するように努力することが大切です。

快適職場への改善も具体的に各職場で取り組んで頂いています。5月から施行された健康増進法による受動喫煙の防止の推進や、疲労やストレスが蓄積しにくく、活力のある快適な職場環境を築くため、まず手始めとして身の回りの整理・整頓や建物内外の環境美化活動など、すぐに出来ることから始めていくことが大切です。

東海事業所では、準備期間の9月1日から、横断幕の掲示やポスターの掲示、安全ニュースの発行や衛生小冊子の配布等を行ってきました。

本衛生週間の行事として、「労働者の慢性疲労と睡眠」と題した講演会の開催や、体力測定、運動指導などの実施、及び優良事業所職場の見学を予定していますので皆さんの積極的な参加をお願いします。

平成15年度全国労働衛生週間に当たって、皆さん一人ひとりの心と身体の健康づくりと、職場環境の改善への取り組みに一層の関心を持ち、快適で明るい職場づくりをお願いします。

付録－4（1）

東海事業所
平成 15. 7. 15 受付
受付 432 号

15(安)137

平成15年7月14日

（あて先） 敦賀本部長
東海事業所長
大洗工学センター所長
東濃地科学センター所長
人形峠環境技術センター所長
幌延深地層研究センター所長

（配布先） ふげん発電所長
もんじゅ建設所長
東京事務所長

（発 信） 安全推進本部長 木阪

（件 名） 安全確保の徹底について(注意喚起)

（種 別） ■周知 □報告通知 □作業依頼 □回答依頼 □回答 □その他

標記の件、文部科学省研究開発局核燃料サイクル研究開発課長から、木阪理事宛てに「安全確保の徹底について」(平成15年7月11日付け15開核研第1号)が発せられました。

本文書にも指摘のあるように、最近数週間のうちにトラブルが連続しております。個々のトラブルの原因究明及び再発防止策については、発災事業所で鋭意進められているものと承知しておりますが、本文書の指摘も踏まえ、トラブルの原因究明、再発防止策の検討及び緊張感を持った業務への取り組みについて、各事業所において改めて注意喚起されますようお願いいたします。

別添 ： 安全確保の徹底について(平成15年7月11日付け15開核研第1号)

以 上

（別添）

１５開核研第１号
平成１５年７月１１日

核燃料サイクル開発機構
理　事　木阪　崇司　殿

文部科学省研究開発局
核燃料サイクル研究開発課長
加　藤　　善

安全確保の徹底について

電力会社による点検作業記録不正事件などを契機に、原子力に対する国民の信頼回復に原子力界全体として取組まねばならない環境にあり、また日本原子力研究所との統合による独立行政法人化を控え、広く社会の信頼を得つつ、高速増殖原型炉「もんじゅ」の改造工事等に向けて、核燃料サイクル開発機構（以下、「機構」という。）として一体となって取組むべき現状において、短期日の間に、法令報告事象でないものも含め、常陽附属建家の水冷却池室における漏水発生、ふげん発電所廃棄物処理建家での火災報知器発報、常陽原子炉自動停止などトラブルが頻発している。機構の事業運営について監督責任を有する当課として、このように続けてトラブルが発生することは遺憾である。今後、速やかにこれらのトラブルに対する徹底した原因究明を行い、万全の再発防止策を講じるとともに、全職員が緊張感を持って職務に取組むよう機構として安全確保を徹底されたい。

以　　上

付録－4（2）

東海事業所
平成 15. 9. 16 受付
受付 618 号

15(安)177

平成15年9月11日

（あて先） 敦賀本部長
東海事業所長
大洗工学センター所長
東濃地科学センター所長
人形峠環境技術センター所長
幌延深地層研究センター所長

（配布先） ふげん発電所長
もんじゅ建設所長
東京事務所長

（発　信） 安全推進本部長

（件　名） 安全確保の再徹底について（注意喚起）

（種　別） ■周知　□報告通知　□作業依頼　□回答依頼　□回答　□その他

標記の件、文部科学省研究開発局核燃料サイクル研究開発課長から、副理事長宛てに「安全確保の再徹底について」（平成15年9月10日付け15開核研第3号）が発せられました。

本文書は、7月11日付けの文書に引き続き発信されたものですが、本文書に指摘されるまでもなく、最近トラブルが頻発しております。個々のトラブルの原因に対する再発防止策については、発災事業所はもとより、安全推進本部からの水平展開事項をもとに各事業所においても、鋭意進められているものと承知しておりますが、機構の全職員が原子力に対する国民の信頼回復に取り組んでいかなければならないことを再認識し、トラブル等の再発防止策の検討及び緊張感を持った業務への取り組みについて、各事業所において改めて注意喚起されますよう、強くお願いいたします。

別添 ： 安全確保の再徹底について（平成15年9月10日付け15開核研第3号）
参考 ： 安全確保の徹底について（平成15年7月11日付け15開核研第1号）

以　上

核燃料サイクル開発機構
'03.9.10
総務部文書第3644号

（別添）

１５開核研第３号
平成１５年９月１０日

核燃料サイクル開発機構
副理事長　中神靖雄　殿

文部科学省研究開発局
核燃料サイクル研究開発課長
加藤　善一

安全確保の再徹底について

核燃料サイクル開発機構（以下、「機構」）におけるトラブルの頻発を受け、本年７月１１日、１５開核研第１号文書「安全確保の徹底について」を発出し、機構において安全確保を徹底するよう要請していたところである。

しかしながら、７月４日のふげん焼却炉火災に引き続き、９月８日、新型転換炉「ふげん」のトリチウム除去装置建屋で火災が発生した。

機構の事業運営について監督責任を有する当課としては、機構に対する安全確保の徹底の要請にもかかわらず、再度このようなトラブルが発生したことは誠に遺憾である。

この火災のみならず、これまで発生したトラブルに対し万全の再発防止策を講じることは言うまでもなく、機構の全職員が原子力に対する国民の信頼回復に取り組んでいかなければならないことを認識し、機構全体として安全確保を再度徹底されたい。

特に、ふげんにおいては安全確保に万全を期し、全職員が緊張感を持って業務に取り組まれたい。

以　上

付録－4（3）

東海事業所
平成 15.10.-6 受付
受付 680 号

15(安)195
平成15年10月1日

敦賀本部副本部長
（あて先）各事業所長
（配布先）本社各部長、秘書課
東京事務所長

（発 信）安全推進本部副本部長

（件 名）　安全確保の強化について

（種 別）□周知　□報告通知　■作業依頼　■回答依頼　□回答　□その他

サイクル機構では、発足当初から「安全確保の徹底」を経営理念の最初に掲げ、安全確保に係る諸施策を進めてきましたが、5 年目の今年度は法令報告 1 件、軽微事象 1 件が発生し、軽微事象未満の事故・トラブルについても昨年度を上回るペースで発生している。そのため、平成 15 年 9 月 30 日に開催された第 18 回中央安全委員会において、本社、各事業所の事故・トラブル発生阻止に向けた活動内容について審議の結果、以下の安全確保の強化に向けた活動が承認されました。

つきましては、別紙に従い、安全確保の強化を実施願います。

《安全確保の強化の内容と期限》

① 役員による現場巡視と意見交換（平成 15 年 10 月末目途）
スケジュール等については、別途、調整のうえ連絡します。

② 過去の事故・トラブルにおける対策フォロー（平成 15 年 12 月末目途）
別紙の参考資料－2に記載された事故・トラブル時の対策（再発防止策）が、発災事業所において継続的・有効に機能しているかを、安全推進本部員を中心に各事業所を調査する。

③ 各事業所における自主保安活動（平成 15 年 12 月末目途）
保安活動計画を立案し実施する。その結果は、中央安全委員会に報告する。

以 上

核燃料サイクル開発機構

別　紙

安全確保の強化について

平成１５年9月３０日
安 全 推 進 本 部

サイクル機構では、発足当初から「安全確保の徹底」を経営理念の最初に掲げ、安全性の総点検等の実施により安全確保を進めてきたが、５年目の今年度は軽微事象として７月４日ふげん廃棄物処理施設での異常燃焼、法令報告として７月８日「常陽」自動停止が発生している。また、軽微事象未満の事故についても例年を上回るペースで発生している。

ふげん発電所における廃棄物焼却施設での異常燃焼やトリチウム除去装置建家での火災を受けて、７月１１日及び９月１０日の２回にわたり文部科学省サイクル研究開発課長から、また、９月１８日には原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課長から、それぞれ、安全確保徹底に関する文書が発出された。

安全推進本部長からは、安全確保の再徹底について指示（平成15年7月14日付け15（安）137及び9月11日付け15（安）177）しているところであるが、その後、９月１８日人形峠環境技術センターでの伐採時の負傷や９月１９日の東海事業所高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）における作業員負傷など、依然として事故・トラブルが頻発している。

そのため、以下のように本社及び各事業所において事故・トラブル発生阻止に向けての活動を行うこととし、その状況、実績については、中央安全委員会に報告するものとする。

１．役員による現場巡視と意見交換

事業所担当役員及び安全担当役員は、現場巡視（ＴＢＭ等の活動状況含む）を行うとともに、事業所幹部、協力会社代表との安全確保に関する取り組み状況等の意見交換を10月末を目途に行う。

２．過去の事故・トラブルにおける対策フォロー

サイクル機構発足後、各事業所で発生した事故に関する法令報告、軽微事象報告等に記載されている再発防止策が、その後継続的・有効に機能しているか、その実施状況を安全推進本部員を中心としたメンバーで 12 月末を目途に調査

する。

3．各事業所における自主保安活動

頻発している事故・トラブルの原因・対策や各事業所においてこれまで実施してきた安全活動状況を踏まえた保安活動計画を立案し実施する。

立案した計画に基づく実施状況については、１２月末を目途に結果を取りまとめ、中央安全委員会に報告する。

なお、計画立案や実施状況について、事業所間の情報共有を図るため、安全推進本部が適宜、連絡協議の場を設ける。

以　上

参考資料－1

＜事業所保安活動計画立案のための参考情報＞

(1) プラント設備の運転操作手順等の点検

① 点検対象設備

火災・爆発・破裂の発生や放射性物質の漏えいが予想される「高温、高圧の設備、可燃性ガス、危険物等の薬品、高電圧を扱っている施設・設備」とし、プラント設備の重要度に応じて決定する。(単にスイッチを切断、投入する程度の単純な設備・装置は対象としない。)

② 運転操作手順書の点検

停電やトリップ発生時の対応方法（再稼動時の対応を含む）について、安全確保の観点から記載内容の不足な点や運転員が判断に迷う恐れはないかなどの観点から、上記の点検対象設備について、運転操作手順書を点検する。

③ 設備・機器の安全装置等の点検

点検対象設備・機器について、運転員の監視や確認が容易に行えるよう十分考慮されているか、インターロックなど安全保護装置の機能が十分かどうかなど、トラブルの未然防止および拡大防止の観点から点検する。

④ その他

上記の点検のうち総点検やマニュアル整備月間、分析パトロール等により既に実施済みのものは省略できるものとする。なお、点検に当たっては協力会社も一体となって実施する。

(2) 教育訓練の充実

年末を目途に、以下の教育訓練を行う。

① 運転員への教育訓練

火災・爆発・破裂の発生や放射性物質の漏えいなどのトラブル防止の観点から、機器・設備・系統全体の基礎技術教育の徹底のほか、操作対象設備・機器が有する潜在的なリスク把握のための技術の伝承など運転習熟度を上げるために必要な教育を実施する。合わせて、トラブル発生時の対応について再教育を行う。

② その他

上記点検において、摘出された改善点については、速やかにマニュアル等に反映し、順次その内容について教育を実施する。

付録－4（4）

15(保連)0108
平成15年10月10日

（あて先）　各部・センター長

（配布先）　核燃料取扱主任者
核燃料取扱主務者
安全主任者
安全主任者会議議長

（発信）保安管理部長

（件名）
事故・トラブルの阻止に向けての対応について

（種別）　□周知　□報告通知　☒作業依頼　☒回答依頼　□回答　□その他

標記の件、本社安全推進本部副本部長より、別添業連のとおり、サイクル機構における最近の事故・トラブルの発生に鑑み、事故・トラブルの阻止に向けた安全確保の強化に係る対応依頼がきました。

ついては、東海事業所においては下記のとおり取り組むこととしますので、各部センターにおかれましては対応方よろしくお願いします。

記

東海事業所において
①役員による現場巡視及び意見交換、
②過去の事故・トラブルの対策フォロー、
③事業所における自主保安活動
についての取り組みを行う。その具体的な内容を別紙に示す。

別紙「東海事業所における安全確保の強化について」参照

添付資料
本社業連「安全確保の強化について」〔15（安）195：平成15年10月1日〕

なお、具体的な内容等については別途説明会（事務連絡で案内）を行います。

以　上

核燃料サイクル開発機構

別　紙

東海事業所における安全確保の強化について

平成15年10月10日
東海事業所

安全推進本部からの業連〔15（安）195：平成15年10月1日付〕により要請のあった「安全確保の強化について」、東海事業所においては、以下に示す方法で取り組みを行う。

1．役員による現場巡視と意見交換

(1) 役員による現場巡視及び意見交換

①現場巡視

ｉ）巡視者

安全担当役員（　　理事）、　　所長

ii）巡視内容（案）

朝のミーティングの状況

過去に事故・トラブルが発生した箇所

iii）巡視施設

具体的な巡視施設等は、別途調整

②意見交換

ｉ）方法

安全担当役員（　　理事）及び事業所幹部（所長、センター長・部長）、協力会社代表（数名）とにより意見交換を実施

ii）意見交換の内容

安全確保の取り組み、教育訓練の充実等について

③実施時期

別添参照（詳細は別途調整）

注）現場巡視の後、意見交換を予定

④担当部署（事務局）

保安管理部安全対策課

(2) 所長及び核取主任者／安全主任者との意見交換

i）方　法

所長と核取主任者及び安全主任者全員による意見交換を実施。

ii）意見交換の内容

安全確保の取り組み等について

iii）実施時期

10 月中（別途調整）。

iv）担当部署（事務局）

保安管理部安全対策課

2．過去の事故・トラブルにおける対策フォロー

(1) 過去のトラブル（法令報告等）の再発防止策の継続性の確認

各部センターは、以下に示す過去のトラブルについて、再発防止策の継続性を確認する。

①対象とする過去のトラブル

別添業連の参考資料－２において、東海事業所で発生したトラブル

②確認の方法（参考資料－２）

参考資料－２に基づき、各部センターに該当する事項について再発防止策の継続性を確認しその状況を記載する。

注）　実施されていない場合は今後の対応等必要な処置を記載する。なお、当初は再発防止策を講じたものの現時点では継続不要としたものはその理由を記載する。

③実施部署

各部センター

④実施期限

平成 15 年 11 月 18 日までに実施

⑤資料（参考資料－２）の提出

平成 15 年 11 月 19 日までに保安管理部品質保証室へ提出

⑥安全推進本部員による調査

平成 15 年 11 月下旬（又は 12 月上旬）頃予定

⑦とりまとめ部署

保安管理部品質保証室

3．各事業所における自主保安活動

(1)自主保安活動の取り組み

①保安活動計画の立案･実施

機構で発生している最近のトラブルを考慮し、安全確保の更なる徹底を図るため、所及び各部センターで取組んでいる日常的な活動も踏まえ、別添業連の参考資料―１に基づき、重点的に取り組みが必要と思われるものを設定し、各部センターにおいて計画を立案して保安活動を実施する。

対象設備としては、火災・爆発・破裂の発生や放射性物質の漏洩が予想される「高温、高圧の設備、可燃性ガス、危険物等の薬品、高電圧を扱っている施設・設備」とし、具体的には、

ｉ）ふげん発電所での火災及び異常燃焼に係る類似の設備

ii）CPF での作業員負傷を踏まえ、点検時に安全保護装置（インターロック等）を解除して行う設備・機器類

iii）センター長・部長が必要と判断したもの

とする。

また、実施内容については以下の項目とする。

ｉ）運転操作手順書の確認・点検

ii）設備･機器の安全装置等の確認・点検

iii）上記設備・機器に係わる教育訓練の充実（技術の習得・伝承）　等

上記の確認・点検においては、各部・センターの QA 内部監査の方法を活用し、効率を図っていただきたい。摘出された改善点については、速やかにマニュアル等に反映し、その内容について教育を実施する。

なお、所で実施する火災予防運動等の安全活動については、別途、活動報告の中で保安管理部にて記載する。

②実施部署

各部センター

③実施期間

平成 15 年 12 月上旬頃まで。

④保安活動計画書の提出

平成 15 年 10 月末までに保安管理部安全対策課へ提出

⑤保安活動報告書の提出

平成 15 年 12 月 12 日までに保安管理部安全対策課へ提出

⑥とりまとめ部署

保安管理部安全対策課

以　上

付録－4（5）

東海事業所における安全確保の強化に係る活動について（報告）

平成16年1月20日
東海事業所

安全推進本部からの業連〔15（安）195：平成15年10月1日付〕に基づく全社的な取り組み「安全確保の強化」に係る対応として、当事業所において取り組んだ内容及び結果等を以下に示す。

1．役員による現場巡視と意見交換

1）役員による現場巡視と意見交換

安全担当役員（　　理事）による現場巡視（朝のミーティング状況含む）及び事業所幹部、協力会社代表との安全確保に関する取組状況等の意見交換を実施した。

＜現場巡視及び意見交換＞

・実施日時　　平成15年10月27日（月）　8:30～14:15
・本　　社　　理事、安全推進本部安全計画課（　　課長）
・東海事業所　　所長、各部センター長（又は代理者）、専任衛生管理者
・協力会社代表　原子力技術㈱、検査開発㈱、常陽産業㈱

(1)意見交換

意見交換における主なものを以下に記す。

○　　理事より、東海事業所の役割の重要性として、

・東海の施設は、民間への技術移転等も踏まえ、安全を確認しながら研究成果を上げていくパイロット施設でもあり、安全管理、規制のあり方等について提言していくことが必要である。
・また、安全のシステムや安全管理がどのような役割を果たしているのかを外から見えるようにすることが大事である。
・サイクル機構と関係協力会社一緒になって安全管理に取り組んでほしい。

旨の要望があった。

○所側より、昨今の予算確保が厳しい状況を踏まえ、

・施設の老朽化対策に係る予算の手当てが困難である（特に建設工務管理部、放射線安全部のような小規模の部署における予算確保が難しい）。老朽化対策の予算をどう確保していくか考えなければならない。

施設の老朽化対策に関して本社サイドにおいても検討等をお願いする旨を要望した。

(2) 現場巡視

東海事業所において事故・トラブルが発生した箇所及びふげん発電所での火災等に係る類似設備について、現場巡視（　　理事及び所長）が行われた。

①プルトニウム燃料センター現場巡視

・場所：プルトニウム燃料第三開発室 - 工程設備解体室（CU-002)）

・現場側対応者：　　センター長、他関係者

協力会社代表（検査開発㈱)、瑞豊産業㈱)

②環境保全・研究開発センター現場巡視

・場所：高レベル放射性物質研究施設 - 実験室C、操作室A）

・現場側対応者：　　副センター長、他関係者

協力会社代表（検査開発㈱)、常陽産業㈱)

③再処理センター現場巡視

・場所：焼却施設 - 制御室（G310)、カートン貯蔵室（A001）焼却炉室（A105)、高温フィルタ室（A108)、カートン投入室（A305)

・現場対応者：　　部長（環境保全部)、他関係者

協力会社代表（原子力技術㈱)

2) 所長と各主任者との意見交換

今後の所としての安全活動をより効果的に進めていくための参考及び検討材料に資することを目的に、安全に関する監督・指導的立場からそれぞれの役割等に基づき活動している所内安全スタッフと所長との意見交換を実施した。

・実施日時　　平成15年11月7日（金）13:15～15:00

・場　　所　　事務棟2階第4会議室

・出席者　　所長

各主任者：(再）核取主任者、(使）核取主務者、放取主任者・安主会議議長、電気主任技術者、安全主任者（4名）

＜意見交換＞

意見交換においては、個人の危険に対する感受性や現場への監督・指導等の面からいろいろな意見、感想等がだされた。主なものを以下に記す。

①事故・トラブルを経験しそのつど標準化を図ってきた。その反面、危険を体感する機会が少なくなってきた。危険を体験させる訓練が必要と思われる。個人の感受性を高める方策として、ヒヤリハット事例の充実、活用化を図ることも重要である。

②安全のレベルが上がり業務の専業化が進み、多様な失敗体験に遭遇しにくい現状においては、過去のトラブルに学ぶ（感受性の向上を図る）仕組みを強固にしていくことが必要と思われる。

③模範的な対応をした人をタイムリーに推薦しすぐに褒賞等をしてあげることは大切である。例えば巡視点検時の異常状態発見とその迅速な措置対応といったことなど

良いことをしてくれたら積極的に褒めてあげることが活性化にもつながる。

④多くの安全巡視が行われており、受ける側から負担が多いとの声もある。安全巡視のやり方についての情報交換、意見交換（例、安全スタッフの合同巡視又は相互乗り入れ等の検討）などを行ってはどうか。

⑤職場の安全の基本はまさに整理整頓がポイントと最近は思っている。現場の担当者を呼んで、現場の写真を撮らして　本を読んでもらって議論し問題点を整理するやり方を始めた。これは良い方法と思っている。

⑥作業責任者等の認定制度の拡大により、RST トレーナーの養成が進められている。講師を担当する RST トレーナーのレベルの維持（新しい情報、知見等）等のために、今後、RST トレーナー連絡会を設けることが必要と考えている。

⑦安全専門委員会の活動が特に外部委員が入った後変化している。外部委員は地域住民の代表として、また、民間企業人としての視点でいろいろコメントされている。そういう視点に対して我々はどのように説明をしていかなければならないか考えさせられる。外部委員の方の感覚、視点をうまく学ぶあるいは活用することが大事である。

⑧チェック機能を要求されている安全スタッフの職務として、作業内容を把握しその問題点等を摘出するというチェック能力あるいは危険に関する感受性に対して、現場よりも自ら高い視点を持つことが必要である。

2．過去の事故・トラブルにおける対策フォロー

1）対策フォロー状況の所内確認

東海事業所で発生した過去の事故・トラブル（法令報告等）に係る再発防止の改善策及びその継続性の実施状況について、以下のとおり保安管理部及び当該部署で確認を行った。

＜過去の事故･トラブル＞

①高レベル放射性物質研究施設（CPF）における停電（発生：平成 10 年 11 月 6 日）

〔部署：建設工務管理部〕

（確認結果）

再発防止に係る改善策及びその継続性の実施状況について、適切に行われていることを確認した。

②A棟における排気洗浄水の漏えい（発生：平成 11 年 3 月 17 日）

〔部署：環境保全・研究開発センター〕

（確認結果）

当該設備は、使用目的が終了したので使用を取り止めるための変更許可申請（H12. 12. 28 許可証受領）を行い、その後当該設備の排気洗浄水の抜き取り及び隔離措置を施し使用していないことを確認した。

③ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料第三開発室工程設備解体室での火災（発生：平成15年4月21日）
〔部署：ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料センター及び保安管理部〕

注）③の所内水平展開の実施状況の確認を含む〔代表部署：環境保全・研究開発センター〕

（確認結果）

再発防止に係る改善策の実施状況及び所内水平展開の実施状況について、適切に行われていることを確認した。

2) 対策フォロー状況の本社調査

東海事業所で発生した、上記1）の事故・トラブルに係る再発防止の改善策及びその継続性の状況について、

・対策内容について継続的・有効に機能しているか（効果的であるか）、あるいはその後改良・改善されたか等の聞き取り
・ソフト的な対策についてエビデンス（最新の文書、記録）による確認
・ハード的な対策のうち代表的なものの現場確認

による方法で本社の調査を受けた。

＜調　査＞

・実施日時　平成15年12月16日（火）　13:15～17:00
・調査者　安全推進本部　：　課長
　大洗工学ｾﾝﾀｰ安全管理部：　課長
　事務局（安全推進本部　Gr員）

3．東海事業所における自主保安活動

1)自主保安活動の取り組みの観点

機構で発生している最近のトラブルを考慮し、安全確保の更なる徹底を図るため、所及び各部センターで取組んでいる日常的な活動も踏まえて取り組みを行った。

（取組期間：12月中旬まで）

＜取り組みの観点＞

対象設備としては、火災・爆発・破裂の発生や放射性物質の漏えいが予想される「高温、高圧の設備、可燃性ガス、危険物等の薬品、高電圧を扱っている施設・設備」とし、具体的には、

ⅰ）ふげん発電所での火災及び異常燃焼に係る類似の設備
ⅱ）CPF での作業員負傷を踏まえ、点検時に安全保護装置（インターロック等）を解除して行う設備・機器類
ⅲ）センター長・部長が必要と判断したもの

とする。

また、実施内容については以下の項目とする。

ⅰ）運転操作手順書の確認・点検
ⅱ）設備･機器の安全装置等の確認・点検
ⅲ）上記設備・機器に係わる教育訓練の充実（技術の習得・伝承）　等

2) 各部センターの自主保安活動の取り組み（別添参照）

上記１）の観点を踏まえ、各部センターにおいては、重点的に取り組みが必要と思われるものを設定・計画し、自主保安活動を実施した。

各部センターの活動をとりまとめたものを別添に示す。

3) その他（秋季全国火災予防運動への取り組み）

秋季全国火災予防運動（平成 15 年 11 月 10 日～14 日）に呼応して、防火管理意識の高揚と防災行動力の向上を目的に、防火講演会、消火器取扱訓練、火災使用現場パトロール、防火講習会（119 通報要領、消防計画変更説明、防災ビデオ上映)、団地内居住者防災訓練を実施した。なお、多くの参加者から実践的な対応力が身についたなどの感想を得た。

４．まとめ

① 役員と所幹部等、協力会社代表との意見交換においては、経営層として、東海事業所に対して期待していることを直接聞くことができ、有意義な意見交換であった。

東海事業所が担っている役割等を改めて認識し、役員よりだされた意見、要望等を参考に、今後とも、安全確保を最優先に業務遂行を図っていく必要がある。

② 所長と各主任者との意見交換においては、事業所の活動の取り組みに対する各主任者の立場から見ての意見等及び主任者自身として日々取り組んでいる安全確保活動において留意していること、工夫していること、抱えている問題点等について参考かつ貴重な話しがだされた。

今回だされた意見等を踏まえ、今後の所としての効果的な安全活動に反映させていく必要がある。

③ 各部センターの自主保安活動においては、機構において最近発生した事故・トラブルを考慮し、更なる安全確保の観点から、それぞれ施設の実情に即した取組内容を設定し活動を展開した。その結果、運転操作手順書の記載内容について一部改善等の必要なものが見出され改定等を行った。それ以外は特に問題となるようなものはなかった。その他教育訓練等を通じて従業員の安全意識の向上等を図った。

今後においても、安全確保のために、最新の知見やトラブル事例等を踏まえ、適宜実施していく必要がある。

以　上

別　添

各部センターの自主保安活動の取り組み

取組項目	環境保全・研究開発センター	プルトニウム燃料センター	再処理センター	放射線安全部	建設工務管理部
(1)重点取組事項 ①対象設備等	(イ)ふげん発電所での火災及び異常燃焼に係る類似の設備・装置類 ○一般雑芥廃棄焼却施設、焼却施設、水蒸気改質法処理試験設備 (ロ)火災・爆発・破裂の発生や放射性物質の漏えいのリスクを潜在的に有する設備で、点検に際してはその発生又は拡大を防止するための安全を停止させる必要があり、点検中（安全システムは停止中）に発災の可能性があるもの ○吐出側に自動弁を設けており、その閉止によって背圧が掛かる排気ポンプ、真空ポンプ等	(イ)火災・爆発・破裂の発生や放射性物質の漏えいが予想される高温、高圧の設備、可燃性ガス、危険物等の薬品、高電圧を扱っている設備等 ○焼却設備（第２難燃物焼却工程設備） ○硝酸を使用しイオン交換等を行う設備（Pu、U同位体及び濃度分析） ○点検時等に安全保護装置(インターロック等)を解除して行う設備（放射性固体廃棄物（ドラム缶等）保管棚スタッカクレーン）	(イ)火災・爆発の発生や放射性物質の漏えいに対する安全確保の観点から、これらに関する「安全保護回路や警報装置が設置されている設備等」 ○溶解工程、クリプトン回収技術開発施設、プルトニウム溶液蒸発缶、ウラン溶液蒸発缶、酸回収蒸発缶、高放射性廃液蒸発缶、電気設備　等	(イ)火災・爆発・破裂の発生や放射性物質の漏えいが予想される「高温、高圧の設備、可燃性ガス、危険物等の薬品、高電圧を扱っている設備等」 ○環境監視設備 ：環境試料灰化用電気炉（高温）、環境前処理用脱臭装置（爆発）、有機廃液焼却装置（火災、爆発） (ロ)上記以外で部長が必要と判断する設備等（施設・設備の重要度分類及び再処理・使用施設の運転等に影響を与えるおそれの考えられる設備等） ○放射線管理用設備：排気モニタ（再処理施設排気筒排気モニタ、使用施設：第三プル排気モニタ、CPF排気筒モニタ） ○校正機器設備：照射室のインターロック、照射装置 ○環境監視設備：再処理排水モニタ	(イ)高温・高圧による火災・爆発・破裂及び薬品（A重油）による火災が予想される設備等 ○ボイラー設備 (ロ) 可燃性ガスによる火災・爆発・破裂が予想される設備等 ○ガス供給設備 (ハ)薬品（軽油、重油）による火災（非発設備）、高電圧による火災が予想される設備等 ○電気設備関係（特高変電所、受変電設備、非常用発電機設備）
②実施内容及び結果	ｉ)運転操作手順書の確認 ・インターロック等の安全システムにより運転が停止した場合の再稼動時の判断基準等が明確になっているかの観点での点検 ・安全システムを停止させて点検を行う場合、安全を確保できる手順になっているかの観点での点検 (結果) 工学試験棟の一部の作業マニュアル改定（非常停止及び停電に係る装置停止対応措置）及びCPFの一部のマニュアル改定（負圧異常インターロックの作動点検に係る措置）を行った。 ⅱ)設備・機器の安全装置の確認 ・安全システムの状態が容易に監視・制御できるかの観点からの現場点検(例、重要なバルブの確認と操作が容易な配置となっているか) (結果) 現場点検の結果、改善の必要がないことを確認した。	ｉ)運転操作手順書の確認 ・停電や異常発生時（異臭、異音、異常振動、異常温度上昇）の対応方法について実操作との相違はないかの観点での点検 (結果) 点検の結果、不具合等のないことを確認した。 ⅱ)設備・機器の安全装置の確認 ・作業員による確認監視が容易に行えるか、インターロック等の安全保護装置機能が十分かの観点での点検 (結果) 点検の結果、不具合等のないことを確認した。	ｉ)運転操作手順書の確認 ・停電やトリップ発生時の対応方法について、安全確保の観点から運転員が判断に迷うおそれはないか等の点検 (結果) 要領書の一部改定（停電時対応に係るバルブ操作方法等の追加）を行う（15年度末を目途に改定）。 ⅱ)安全保護回路、警報装置の定期自主検査記録の確認 ・定期自主検査が確実に実施されているかについて当該記録を点検 (結果) 定期自主検査は確実に実施されていることを確認した。	ｉ)運転操作手順書の確認 ・機器故障、火災、地震、停電等に係る対応について安全確保の観点から記載内容を点検 (結果) 異常発生時における対応、措置事項の明確化等の観点から手順書の一部改定等を行った。 ⅱ)設備・機器の安全装置の確認 ・トラブル未然防止の観点（監視・確認が容易にできるインターロック、安全保護装置の機能等）から点検 (結果) 既存装置に関する安全保護装置等の安全機能については問題ないことを確認した。	ｉ)運転操作手順書及び安全装置の確認 ・当該設備に係る手順書の記載内容及び安全装置について安全上問題（火災・爆発・破裂に繋がるおそれがないか）がないかの観点での点検 (結果) 手順書の記載内容及び安全装置について点検した結果、問題のないことを確認した。

取組項目	環境保全・研究開発センター	プルトニウム燃料センター	再処理センター	放射線安全部	建設工務管理部
	ⅲ)運転員等への教育訓練の実施 ・上記の安全システムを備えた設備・機器の原理、装置構成、操作手順の意味及び異常時の対応方法について教育を実施した。 ・プルトニウム燃料センターで実施したフィルタ燃焼試験結果等に関する周知教育を実施した。 （クロスチェック） 上記②の実施状況についてクロスチェックを行った結果、特に是正する内容の指摘はなかった。			ⅲ)教育訓練の実施 ・手順書の内容（改定内容含む）及び技術の習得・伝承の観点から、教育（机上及び現場）を実施した。 （部内第三者チェック） 上記②の実施状況について部内の第三者チェックを行った結果、運転操作手順書の内容、安全保護装置の機能等、手順書の改定の周知、作業員の技術の習得、伝承等に対し処置が確実に実施されていることを確認した。	（部内第三者チェック） 上記②の実施状況について部内の第三者チェックを行った結果、安全上問題となる事項は摘出されず、妥当であることを確認した。
(2)その他活動	(イ)ウラン系廃棄物倉庫での作業員負傷に係る類似作業に関する安全の見直し 独自の取り組みとして、重量物運搬作業を行う施設における安全の見直し（安全靴のプロテクト）を行った。 ・施設：重量物の運搬作業を行う施設等 （結果） 重量物運搬作業時に、重量物が落下等により足に当たった場合、現在使用しているRIシューズのプロテクトが重量物取扱作業用安全靴と同等であるかについて、ＷＧを構成して調査・検討を行っている。本件については平成16年2月末までにまとめる予定である。	(イ)巡視・パトロールの強化 ・各課室、安全主任者、統括者等の各パトロールを計画的に実施し、整理整頓、不安全箇所等の摘出・改善等を行い予防保全に努めた。 (ロ)整理整頓活動の展開 ・整理整頓の習慣づけを目的として、２Ｓキャンペーン（平成15年10月1日～12月末）を実施した。方法として、終業前10分間の整理整頓を毎日実施することとし、各課室の朝会等において２Ｓ励行の徹底指示等を図った。この結果、整理整頓が励行されてきている。 （２Ｓキャンペーンを継続実施）	(イ)教育訓練の実施 ⅰ)トラブル発生時の対応教育 ・作業現場責任者等認定教育時に、ビニールシート溶融事象を想定し、処置及び通報訓練を実施した。 （今後も継続実施） ⅱ)運転員への教育 ・同種事故・トラブルの発生防止の観点から、過去のトラブル事例及び安全ニュース等を活用し、各課ごとに運転員等への教育を実施した。		

付録－５（１）

「プル燃第三開発室工程設備解体室での火災」に関する安全総点検結果について

平成１５年１０月

グローブボックス設備解体作業
安全総点検班

目　次

1．　概要 ……1
2．　原因調査と改善策の内容確認、
　　及びそれらに対する点検班の意見 ……3
　（1）火災発生の状況 ……3
　（2）原因調査 ……3
　　i）　火災発生に係る作業の問題点と原因 ……3
　　ii）　通報連絡上の問題点と原因 ……3
　　iii）点検班の意見 ……4
　（3）改善策 ……5
　　i）　解体設備及び通報連絡に関する改善策 ……5
　　ii）　点検班の意見 ……6
3．　今後の展開及び点検班からの提言 ……7
　（1）今後の展開（アクションプログラム） ……7
　（2）点検班からの提言 ……7
　（3）提言等を踏まえた改善 ……8

＜添付資料集（別紙リスト参照）＞ ……9
　1．　点検班の活動について
　2．　原因、改善策等に関する資料（外部への正式資料は 3. に掲載）
　3．　外部改善要求文書、報告書等

「プル燃第３開発室工程設備解体室での火災」に関する安全総点検結果について

１．　概要

グローブボックス設備解体作業の安全総点検班（以下「点検班」という。）は、平成 15 年 4 月 21 日に発生した「プルニウム燃料第 3 開発室工程設備解体室での火災」（以下「当該火災」という。）を受けて、東海事業所長の指示のもと設置された。

点検班は第三者的立場から、プルトニウム燃料センター（以下「プル燃」という。）が当該火災の原因及び対策に関して調査・検討した「異常事態発生報告書」及び関連資料の内容について妥当性を確認した。

点検班は、事業所の核燃料取扱主任者、専任衛生管理者、他部署からの代表者、発災部署のサイクル機構従業員及び関係する協力会社員、加えて産業界における有識者であるプル燃及び事業所の安全専門委員会の外部委員、等により構成された。

点検班の作業は、点検班員全員により当該火災現場の状況確認を行う作業から開始し、計 9 回の会合を実施した。会合では、プル燃側からの提示資料の内容についてエビデンスを含めて確認するとともに、確認する過程において点検班から質問、助言、要望等（以下「意見」という。）を示した。（資料－1.1～資料－1.4 参照）

また、点検班は、原因究明に不可欠として実施を強く要望した「切粉の飛散状況及びフィルター燃焼確認試験」（以下「確認試験」と言う。）に立会い、適宜、意見を述べた。

以下に、主要な点検班の意見を示す。

（作業現場に関する内容）

- 火災現場である工程設備解体室内が乱雑で整理整頓が徹底されておらず、組織的作業管理に問題があるように思われる。

- フィルターに燃えやすい埃や粉塵が付着していた可能性が高い。重要な対策事項としてフィルターの管理（点検、清掃、交換）を入れることを検討すること。

- 異常に対する感受性を高めるために重要な改善策は作業現場の“５Ｓの徹底”である。今後“５Ｓ（特に、整理整頓）”を、如何に徹底するのか明確にアクションプランに示すこと。

（原因究明に関する内容）

- FTA(Fault Tree Analysis)手法を活用して解析し、組織的作業管理上に存在する「根本原因」（「動機的原因」）まで掘り下げること。

- 根本原因から直接原因に至る詳細な調査及び対策の整理は、４M（Man, Machine, Media, Management）に注目して進めること。

- フィルターが燃えたメカニズムを解明するためには再現実験（確認試験）は不可欠である。原因が明らかになれば、的を絞った再発防止対策ができる。

- 電動カッターを採用する際に行った安全評価は、どのような内容だったのか、また、電動カッターへの「変更管理」はどのように行われていたのか明確にすること。

（管理者に関する内容）

- 事態の状況を迅速に且つ正確に捉えるために、管理者は、待ちの姿勢の管理ではなく、何事にも、自ら進んで自分の眼で直ぐ観るといった積極的な対応が必要である。今後、どのように意識改革するのか明確にすること。

点検班は、プル燃が当該火災の発生について様々な視点から問題点を摘出し原因の調査と改善策の検討結果を取りまとめた「異常事態発生報告書」、及び点検班の意見も考慮して作成した“原因関連図”“改善等のアクションプログラム”について説明を受け、原因及び改善策の内容、改善策の実施計画等について確認し、概ね適当であると結論付けた。

以上の検討結果に基づき、点検班は、“変更管理に係る改善策”に関しては、当該火災に係る再発防止のみではなく、他の業務にも確実に適用されるよう施設品質保証の観点から見直し、整備すること、また、当該火災の発生場所の整理整頓を早急に始めて、その作業の中で見えてきたことをアクションプログラム（２Sのチェックシート）に反映すること等を提言した。

2．原因調査と改善策の内容確認、及びそれらに対する点検班の意見

（1）火災発生の状況（資料－3.1より抜粋）

平成15年4月21日（月）、核燃料サイクル開発機構（以下「サイクル機構」という。）東海事業所プルトニウム燃料第三開発室地下1階工程設備解体室の解体設備において、作業者がパワーマニピュレータを操作し、遠隔で電動カッターによる金属板の切断作業を行っていたところ、解体設備内に設置してある排気用プレフィルタ（難燃性）の一部がスポット的に赤くなっているのを見つけ、切断作業を中断した。その後、煙を確認し、別の作業者が解体設備内に入って消火を行った。

作業者に火災との認識がなかったことから東海村消防本部への通報が遅れ、その後の外部への通報連絡にも遅れが生じた。

本火災は、切断によって発生した高温の切粉がプレフィルタに飛散し、プレフィルタが燃えたものである。本火災に伴う施設、環境及び作業者への影響はなかった。

（2）原因調査

プル燃は、この火災発生について様々な視点から問題点を摘出し、原因の調査と改善策の検討を行った。それらを以下のように取りまとめている。

i)　火災発生に係る作業の問題点と原因（資料－3.1より抜粋）

グローブボックスの遠隔解体作業時の解体設備内で発生した火災は、センサー取付け板の切断によって発生した高温の切粉が、排気用プレフィルタの方向へ飛散し、プレフィルタが燃焼して発煙したものである。

主要な原因は以下の通り。

① 電動カッターを用いた遠隔解体作業の事前評価が不十分であった。

② 切断による火花が広範囲に飛散している状況において、パネル（火花の飛散を防止していたグローブボックスのパネル）が取り外された際、作業の中断あるいは作業手順の改訂等の必要な安全対策を取らなかったこと等、作業管理が不十分であった。

③ 切粉の飛散防止対策とプレフィルタの防火対策が不十分であった。

ii)　通報連絡上の問題点と原因（資料－3.1より抜粋）

今回の火災発生時の通報連絡遅れに関し、発見者等が直接東海村消防本部（119番）へ通報しなかったこと及びプルトニウム燃料センターから保安管理部危機

管理整備室長(危機管理統括者)へ通報連絡するまでに時間を要したこと、事業所から関係機関への通報連絡が遅れたことについて、問題点を摘出し、原因の調査を行った。

主要な原因は以下の通り。

① 火災と思わなかったため現場から「119番」及び緊急連絡専用内線電話での通報をしなかった。
② 担当室長が迅速かつ臨機応変な情報収集ができなかった。
③ 作業現場からの通報連絡体制が十分機能しなかった。
④ 事故対策本部内での情報伝達が確実でなかった。

iii) **点検班の意見**（資料ー2.6参照）

点検班は、原因調査のとりまとめ結果は妥当と考えたが、プル燃が行ってきた一連の調査、検討に対して、以下のような意見を述べた。

① 点検班から示した「原因と対策の検討手順(関連図案も含む)」を参考に、火災発生に関わる作業の問題点と原因及びその対策を、わかりやすく説明すること。(資料ー2.6のQ1に該当)
② トラブル発生の背景になった「動機的原因」まで掘り下げて、徹底した原因究明を行うこと。(同上Q2に該当)
③ 解体設備における作業管理（作業計画の事前評価、役割分担の明確化、作業中の現場管理等）について、どのような問題点（反省点）があったのか明確にすること。(同上Q3に該当)
④ 電動カッターの安全評価は、どのような内容だったのか、また、施設品質保証計画上、電動カッターへの変更管理はどのように行われていたのか明確にすること。(同上Q4に該当)
⑤ 不燃と難燃の区分は明確に認識されていたのか、解体設備内にある全ての物品についてリストアップし、区分（不燃、難燃、可燃）を明確にすること。(同上Q5に該当)
⑥ 原因を明らかにし、的を絞った再発防止策を策定するため、確認試験を実施すること。(同上Q9に該当)
⑦ 発煙のメカニズムをより明確にするため、フィルターの埃等の付着状況及び埃の成分を調査すること。(同上Q10に該当)
⑧ 「煙を火災と認識していない」とする感覚の背景には何があるのか明確にすること。(同上Q12に該当)
⑨ 常陽で火災が発生した直後の一斉点検では、どんな点検をしたのか。その後のフォローアップはどのようにしていたか明確にすること。(同上Q14に該当)

（３）改善策

i) 解体設備及び通報連絡に関する改善策（資料ー2.5参照）

プル燃は、上記「（２）原因調査」の中で取りまとめた７つの根本原因に対して、個々に改善策を検討し、以下のように取りまとめている。

（作業関連）

① 解体設備内における切粉の飛散防止策とプレフィルタの火災防止策を行う。
（切粉到達防止用衝立の設置、プレフィルタの不燃化、切粉飛散防止用パネルの設置、等）

② 安全主任者等の安全管理の専門的知識を有する者や火災予防の専門家によるパトロールによる安全対策、防火対策、作業環境の改善等の指導を受けるため、巡視要領を整備する。

③ 解体設備内でのＧＢ等解体作業の作業管理、変更管理を確実に実施するため、解体作業手順及び２Ｓ等のチェックシートを整備する。経験のない切断機器の使用については事前評価方法（下記⑤の技術基準に明記）による確認が確実に実施できるように、解体作業の作業マニュアルに確認のためのルールを明記する。また、ＧＢ等解体作業については、計画段階で第三者のチェックを受けることをルール化する。

④ 機構が直接行う定常作業、非定常作業において、通報連絡等に係る判断が的確に行える能力を有する職員又は協力会社員を配置するよう現場責任者等に対する認定制度を整備する。作業請負契約における安全上の追加要件を明確にする。

⑤ ＧＢ等解体作業の安全を確保するため、ＧＨ等の設備、エアライン作業、切断･溶断作業に関する技術基準（管理要領）を整備し、本作業での火災や負傷事故を防止するための防火･安全対策を規定する。

⑥ ＧＢ設備解体作業に係る特殊放射線作業計画の安全対策、防火対策が、適切に講じられていることを外部委員を含むプルセンター安全専門委員会で審議する。

⑦ プルトニウム燃料センターの安全を最優先とした業務運営に資する目的で、プルトニウム燃料センター直属の「グローブボックス安全確保対策室（仮称）」を設置する。

（通報連絡関連）

① 事故時における現場からの情報収集、事故対策本部等の関係部署への連絡をより迅速に、かつ正確に行えるようにする。
（通報連絡基準の変更及び周知、情報整理・時系列記録についての体制及び方法の見直し、等）

② 担当管理者の、現場状況の正確な情報収集方法についてルール化し、迅速な対応を行う。合わせて、作業現場からの、通報連絡体制について具体化し，迅速な対応を図る。また、実践的な火災対応訓練を行う。

上記の改善策については、関連する基準、マニュアル等に反映するとともに、その趣旨を東海事業所の各施設及び他事業所の実情に則して適切に水平展開し、一層の安全向上を図っていく。

ii) **点検班の意見**（資料－2.6 参照）

点検班は、プル燃がとりまとめた改善策は妥当と考えたが、上記「（２）原因調査」に対する意見と同様に、点検班から以下のような意見を述べた。

① 砥石カバーを取り付ける対策については、飛散防止効果のプラス面と遠隔作業性のマイナス面をよく検討すること。（資料－2.6 の Q7 に該当）
② フィルタの埃等の付着状況及び埃の成分の調査結果をもとにプレフィルタの管理（点検、清掃、交換）を明確にすること。（同上 Q10 に該当）
③ プレフィルタを金属フィルタに変更する場合、その長所、短所を調べて、金属フィルタに変更することへの影響（水平展開等）の有無について明確にすること。（同上 Q6 に該当）
④ 異常に対する感受性を高めるために重要な改善策は作業現場の「５Ｓの徹底」である。今後「５Ｓ（特に、整理整頓）」を、如何に徹底するのか明確にすること。（同上 Q11 に該当）
⑤ 火災に対する感覚を、今後、どのように高めていくのか明確にすること。（同上 Q12 に該当）
⑥ 今後、どのような作業管理（作業計画の事前評価、役割分担の明確化、作業中の現場管理等）を行うのか明確にすること。（同上 Q8 に該当）
⑦ 待ちの姿勢の管理ではなく、何事にも、自ら進んで自分の眼で直ぐ観るといった積極的な対応が必要である。今後、管理者を含めて、どのように意識改革するのか明確にすること。（同上 Q13 に該当）

３．今後の展開及び点検班からの提言

（１）今後の展開（アクションプログラム）

点検班の意見として、上記の「（３）改善策」に関しては、具体的な再発防止が策定されることが重要との認識から、点検班の意見も含めてアクションプログラムを作成し、個々の改善策を確実に実行するよう要望した。

点検班の意見を受けて作成された各種資料を以下に示す。なお一部の資料は、外部向けに作成、提出されたものであるが、それらについても点検班の意見が反映された内容となっている。（資料ー2.2～2.6参照）

① 解体設備における火災発生の原因・改善策関連図
② Pu第三開発室での火災に係わる改善策とアクションプログラムの関係
③ Pu第三開発室での火災に係る改善等のアクションプログラム（全体表）
④ Pu第三開発室での火災に係わる改善等のアクションプログラム（各項目毎の「改善票」）
⑤ 点検班の意見に対する回答シート（Q&A形式）

（２）点検班からの提言

プル燃から、個々のアクションプログラムについて詳細に説明を受け、点検班は、それらを概ね妥当な内容であると評価した。

その上で、今後の展開の中で留意すべき点として以下の提言を行った。

① プル燃における「変更管理」の在り方（技術評価検討会への審議漏れ）について、当該火災に限らず、再発防止の観点から、施設品質保証の枠組み、運用に関連付けた見直し、整備を行うこと。

② 現場の整理整頓を早急に実施し、その作業の中で得られた経験をアクションプログラム（２Sのチェックシート化）に反映すること。

③ アクションプログラムでは、多くの管理項目が示されているが、管理が過剰になってはいけない。作業員がわかりやすいシンプルな管理を行うこと。

そのためには、

- なるべく既存のシステムを活用すること。
- 点検項目は日、週、月単位に明確に示すこと。
- 管理者の現場巡視は頻度を明確にすること。

④ 技術開発施設の製品は、開発した「技術」である。技術の品質を決める顧客からの重要な要求事項はその技術が「安全」であることである。プル燃が開発している「グローブボックスの解体技術」の安全性が高くなければ「商品」にはならないことを認識すべきである。

（3）提言等を踏まえた改善

点検班の提言に関しては、点検班の活動内容及び意見とともに所長及び事業所運営会議へ報告した。これを受け、所長からプル燃に対して「提言等を踏まえた自主保安の改善指示」があり、プル燃として検討した結果、アクションプログラムによる改善に付加する形あるいは視点を広げた形での改善策が立案され、更なる改善が図られることとなった。（資料ー2.7，2.8 参照）

また、茨城県及び関係市町村に対しては、「異常事態発生報告書」（5 月 28 日）に従い実施した、再発防止のための改善策の実施結果について 10 月 8 日に報告が行われた。（資料ー3.9，3.10 参照）

以　上

添付資料リスト

1．点検班の活動について

資料－1.1　グローブボックス設備解体作業安全総点検班
（点検班メンバーリスト）

資料－1.2　グローブボックス設備解体作業の安全総点検
（点検班設置のポジションペーパー）

資料－1.3　点検班活動実績一覧

資料－1.4　点検班議事メモ（第１回から第９回）

2．原因、改善策等に関する資料（外部への正式資料は3．に記載）

資料－2.1　プルトニウム燃料第三開発室解体設備での火災事象に係る作業計画と実績

資料－2.2　解体設備における火災発生の原因・改善策関連図

資料－2.3　Pu第三開発室での火災に係わる改善策とアクションプログラムの関係）

資料－2.4　Pu第三開発室での火災に係る改善等のアクションプログラム（全体表）

資料－2.5　Pu第三開発室での火災に係わる改善等のアクションプログラム（各項目毎の「改善票」）

資料－2.6　点検班の意見に対する回答シート（14問, Q&A形式）

資料－2.7　業連「プルトニウム燃料第三開発室工程設備解体室での火災に係る自主保安の改善指示について」（15（東海）0050）

資料－2.8 点検班からの提言を踏まえた自主保安の改善について

3．外部改善要求文書、報告書等

資料－3.1　「異常事態発生報告書」
（平成15年4月23日、安全協定に基づく報告書）

資料－3.2　「異常事態発生報告書」（最終）
（平成15年5月28日、安全協定に基づく報告書）

資料－3.3　「安全管理の徹底について（要請）」
（平成15年5月2日、茨城県生活環境部長名）

資料－3.4　「同上（回答）」
（平成15年5月28日、茨城県生活環境部長宛て）

資料－3.5　「原子力施設での事故発生並びに通報遅延について改善要求」
（平成15年4月25日、東海村長名）

資料－3.6　「同上（回答）」（平成15年5月23日、東海村長宛て）

資料－3.7　「消防機関への通報について」
（平成15年4月23日、東海村消防本部消防長名）

資料－3.8　「火災報告書の提出について」
（平成15年5月28日、東海村消防本部消防長宛て）

資料－3.9　「プルトニウム燃料第三開発室工程設備解体室での火災に係る改善策の実施結果について」
（平成15年10月8日、茨城県他向け）

資料－3.10 「プルトニウム燃料センター第三開発室 ＧＢ解体設備火災対応内容」
（平成15年10月8日、資料－3.9報告時の参考資料）

付録－5（2）

平成 15 年 10 月 8 日
核燃料サイクル開発機構
東　海　事　業　所

プルトニウム燃料第三開発室工程設備解体室での火災に係る
改善策の実施結果について

本年 4 月 21 日に発生したプルトニウム燃料第三開発室での火災について、原子力安全協定に基づき、去る 5 月 28 日に茨城県及び関係市町村へ提出した「異常事態発生報告書」に従い実施した、再発防止のための改善策の実施結果について別添の通り報告します。

改善におきましては、「解体設備における改善策」及び「通報連絡に関する改善策」として、事前評価の実施、技術基準の整備、作業管理の徹底、防火対策の実施、通報連絡に関する教育、実践的な事故対応訓練、作業責任者認定制度の整備、事故対策本部の迅速な通報連絡など、具体的な対策を検討し、実施いたしました。

上記の検討に当たりましては、事業所内に設置された外部の有識者を含む安全管理に専門的知識を有する者や、火災予防の専門家等で構成される「グローブボックス設備解体作業安全総点検班」からの助言を反映いたしました。

以　上

別 添

5月28日に茨城県及び関係市町村へ提出した「異常事態発生報告書」における改善策の実施結果

1. 解体設備における改善策

(1) 電動カッターを用いた遠隔解体作業の事前評価が不十分であったことに対する改善策

工程設備解体室などでのグローブボックス設備解体作業において経験のない切断工具や切断方法を採用する際には、作業計画策定前にモックアップ試験等、十分な事前評価を実施する。そのモックアップ試験結果等を基に、技術基準を整備し、作業マニュアル等に反映した上で使用を開始する。また、グローブボックス設備解体作業に係る特殊放射線作業計画については、今後、プルトニウム燃料センター安全専門委員会で審議を行う。

(実施結果)

○技術基準について、事業所内に「グローブボックス等解体における切断・溶断作業の技術基準ワーキンググループ」を設置し、実際の解体を模擬したモックアップ試験結果等も踏まえ、東海事業所の共通安全作業基準として「グローブボックス解体作業における切断・溶断作業に関する技術基準(管理要領)」を整備した。この中で、種々の切断工具の使用方法、遵守事項等を示すとともに、使用経験のない切断工具や切断方法を採用する際には、十分な事前評価を行い、技術基準化した後、使用することを明記し、周知を図った。(添付-1-(1),(2)参照)

○使用経験のない切断工具や切断方法を採用する際には、作業計画策定前に技術基準化を含め、十分な事前評価を実施すること、また、切断工具等の仕様、切断工具等の使用方法を基準類に明記した。

【改訂を行った基準類】

・プルトニウム燃料センター安全作業基準 B-15「グローブボックス等及び設備機器の解体撤去」

・プルトニウム燃料センター安全作業基準 C-K-301「解体設備の運転」

・解体設備の運転マニュアル

○グローブボックス設備解体作業に係る「特殊放射線作業計画」の審議について、東海事業所規程に基づき、基準類の改訂を行った。この中で、「プルトニウム燃料センター安全専門委員会」で審議を受けることを明記した。

【改訂を行った基準類】

・プルトニウム燃料センター安全作業基準 B-15「グローブボックス等及び設備機器の解体撤去」

・プルトニウム燃料センター安全作業基準 C-K-301「解体設備の運転」

(2) 遠隔解体作業の進捗に応じた作業管理が不十分であったことに対する改善策

① 作業マニュアルには、解体(切断)の手順、切断方向に応じた衝立の位置を具体的に明記したチェックシートを作成し、そのシートの手順に従って作業を進める。作業計画書等に記載された手順と異なることを実施する必要が生じた場合には、所定の手続きにより作業計画書等を変更することを徹底する。また、プレフィルタのほこり等の付着防止対策として、プレフィルタの定期的な点検と清掃あるいは交換を実施する。

② 経験のない作業を開始する前に、担当管理者は、作業者の役割分担や作業の体制、安全対策、異常時対策、作業環境等の確認を行うとともに、作業開始後も随時巡視等により安全対策や作業環境等の確認と必要な管理を行う。また、安全主任者等の安全管理に専門的知識を有する者や火災予防の専門家によるパトロール等により、安全対策、防火対策、作業環境の改善等の指導を受ける。

(実施結果)

○切粉の飛散方向、飛散防止パネルの位置、プレフィルタ前面の衝立の位置等を表示した解体手順及び解体設備の整理・整頓を明示したチェックシートを作成し、「特殊放射線作業計画書」に含めた。(添付-2-(1),(2)参照)

○計画通りの作業手順で解体できないときには、再度、作業方法等の評価を実施し、作業計画書の改訂を行うこと、衝立の設置、プレフィルタの不燃化及び切粉飛散防止用パネル等の設置、プレフィルタの点検・清掃・交換等の実施について、作業マニュアルへ明記した。

【改訂を行った基準類】

・解体設備の作業マニュアル

○担当管理者が経験のない作業の開始前に作業者の役割分担、作業体制、安全対策、異常時の対策、作業環境の確認、整理・整頓等の確認を行うこと、また、作業開始後も巡視等により安全管理を行うことを基準類に明記し、周知を図った。

【改訂を行った基準類】

・プルトニウム燃料センター安全作業基準 B-1「管理区域内作業における基本動作」

○担当管理者はグローブボックス設備解体作業について、事前に安全主任者等の安全管理に専門的知識を有する者や火災予防の専門家によるパトロール等により、安全対策、防火対策、作業環境の改善等の指導を受けることを基準類に明記し、周知を図った。なお、本改訂後に開始されたプルトニウム燃料センターでの「連続焼結設備の撤去・解体作業」、当該解体設備で再開する「脱ガス処理設備の解体作業」においても作業開始前の当該パトロールを実施している。

【改訂を行った基準類】

・東海事業所共通安全作業要領 E-1「職場巡視要領」

・東海事業所共通安全作業要領 E-2「新設施設及び新設・改造設備等の安全点検要領」

・プルトニウム燃料センター安全作業基準 B-15「グローブボックス等及び設備機器の解体撤去」

(3) 切粉の飛散防止対策とプレフィルタの防火対策が不十分であったことに対する改善策

① 切粉のプレフィルタへの到達を防止する衝立を設置する。また、プレフィルタを不燃性とする。 ② 切断時の広範囲な切粉の飛散を抑えるため、カッターの近傍に飛散防止用パネル等の防護策を施す。

(実施結果)

○切粉のプレフィルタへの到達を防止する衝立の構造、プレフィルタの材質を金属製に変更すること等について検討し、さらに「プルトニウム燃料センター技術評価検討会」において、モックアップ試験の計画と実施結果を技術的に検討評価し、その有効性を確認した後、当該解体設備の現場に設置している。(添付-3-(1)～(3)参照)

○切断時の広範囲な切粉の飛散を抑えるため、カッターの近傍に設置する飛散防止用パネル等の材質、構造等を検討し、上記検討会において、モックアップ試験の計画と実施結果を技術的に検討評価することにより、その有効性を確認した後、当該解体設備の現場に設置している。(添付-3-(1),(4)参照)

○上記の内容については、「特殊放射線作業計画書」及び「解体設備の作業マニュアル」に反映した。

2. 通報連絡に関する改善策

(1) 火災と思わなかったため現場から「119 番」及び緊急連絡専用内線電話での通報をしなかったことに対する改善策

① 現場作業員の全員をはじめとして担当室長等が火災と思わず「119 番」及び緊急連絡専用内線電話での通報をしなかったことから、以下に示す「火災と判定される可能性のある事象」のいずれか一つでも確認された場合、発見者は管理区域の内外に関わらず「119 番」通報及び緊急連絡専用内線電話による緊急通報を実施することとした。また、疑わしい場合でも「119 番」、緊急連絡専用内線電話への通報を実施することとした。

- ○ 予定外・計画外の発火・発煙・溶融を確認した場合(爆発を含む)、
- ○ 予定外・計画外の消火作業を行う場合、又は行った場合、
- ○ 予定外・計画外の発火・発煙・溶融の痕跡を発見した場合

② この通報連絡基準の変更については、既に所内の従業員及び工事関係者等全員(5 月 15 日現在 3,167 名)への教育を実施し、その結果を一人一人確認票にて確認した。また、新たに配属される都度教育するとともに、定期的な教育、実践的な通報訓練を実施する。

(実施結果)

○新たに配属される従業員に対しても、その都度教育を行うとともに、定期的な火災訓練において通報訓練を行っている。この他、構内に一時的に立入る者に対しても、火災の通報連絡について、構内で火災を発見した場合は、最寄りの従業員に連絡する旨を注意事項として入門票に明記した。

○火災に関する上記の通報連絡基準について、東海事業所の事故対策規則及びプルトニウム燃料センター等の事故対策手順に明記するとともに、従業員へ周知を行った。

(2) 担当管理者が迅速かつ臨機応変な情報収集ができなかったことに対する改善策

現場からの情報発信、担当管理者による各種の情報通信手段を活用した現場状況の把握、自らあるいは作業責任者等を現場に派遣しての現場状況の確認を迅速かつ的確に実行するため、各課室でこれまで実施してきた事故対応訓練をさらに充実させる。火気を使用する作業現場については、現場毎に年1回以上火災対応訓練を実施する。

（実施結果）

○異常時においては、作業担当課室長は直ちに現場に向かうか、作業責任者等を現場へ派遣し、現場状況の把握及び異常の拡大防止等の措置を指示するとともに、適宜、現場の状況を通報連絡責任者に連絡すること等を基準類に明記し、周知を行った。

【改訂を行った基準類】

・プルトニウム燃料センター安全作業基準 B-1「管理区域内作業における基本動作」

○事故対応訓練に関し、実践的な事故対応訓練を実施するための必要な訓練内容や、火気を使用する作業現場については、現場毎に年1回以上火災対応訓練を実施すること等をプルトニウム燃料センターの「火災訓練基本要領」に明記した。なお、プルトニウム燃料センター内のグローブボックス設備解体作業現場については、同要領に基づき、訓練を実施した。

(3) 作業現場からの通報連絡体制が十分機能しなかったことに対する改善策

① 作業現場において、「通常と異なる状態に至った場合」の現場先任者(現場責任者及びその代理者、またはその現場における作業者のうち上位職位の者)からの通報連絡は、直接管理者に連絡することとなっているが、特殊放射線作業計画では作業責任者と担当室長の両方への報告が記載されていた。作業計画を修正するとともに、直接管理者へ連絡することを再度、徹底する。

② 特殊放射線作業や非定常作業での現場責任者等については、経験年数や力量等を考慮して担当部長が承認した者を配置しており、今後は、定常、非定常に関わらず現場責任者等に対する認定制度を整備し、安全確保、通報連絡等に関して所定の教育訓練を実施し、施設管理者等への通報連絡等に係る判断が的確に行える能力を有する職員又は協力会社員の中から認定された者を配置する。

③ 作業の途中等において現場責任者等を引き継ぐ必要がある時は、通報連絡の担当者を明確にする。

④ 複数の協力会社が同一の場所において業務を実施する場合、主作業や放射線管理業務等の会社毎の分担を明確にし、かつ、その指揮命令体制及び通報連絡等に関する役割分担を明確化する。

(実施結果)

○通常と異なる状況が発生した場合の現場先任者の対応や現場先任者が作業の状況を十分把握すること等を階層別教育で徹底するために教育教材を整備した。また、通報連絡に関し、事故発見者又は現場先任者から直接作業担当課室長へ通報すること等を基準類に明記し、周知を図った。

【改訂を行った基準類】

・プルトニウム燃料センター安全作業基準 B-1「管理区域内作業における基本動作」

○現場責任者等に対する認定制度に関し、安全確保、通報連絡等に関して所定の教育を実施し、施設管理者等への通報連絡等に係る判断が的確に行える能力を有する職員又は協力会社員の中から認定されたものを配置する旨を基準類に明記し、周知を図った。なお、同制度は 9 月から実施しており、移行措置としてセンター長が認定した者を配置している。また、10 月から所定の教育を開始し、12 月までには正式に認定された者を配置する。

【改訂を行った基準類】

・東海事業所共通安全作業要領 A-6「作業責任者認定制度の運用要領」

○作業の途中等において、現場責任者等を引き継ぐ必要がある時は、代わりに作業指揮をとる者を定め、その者に作業の指揮を引き継ぐとともに、通報連絡の担当者を明確にするために、全員に交替する旨を知らせることについて、基準類に基づき、周知を図った。

【関連する基準類】

・基本動作マニュアル I -17「非定常作業の管理方法」

・解体設備の特殊放射線作業計画書

・プルトニウム燃料センター安全作業基準 B-1「管理区域内作業における基本動作」

○解体設備において業務を実施する場合には、エアラインスーツ作業と放射線管理業務を会社毎に分担し、実施することとした。また、指揮命令体制及び通報連絡等に関する役割分担についても会社毎に分担し、作業開始前に特殊放射線作業計画書の中のチェックシートで確認し、明確化することとした。

(4) 事故対策本部内での情報伝達が確実でなかったことに対する改善策

緊急時対策所における連絡状況の確認が確実にできるように、外部機関への通報指示を受けた本部員が、外部機関への連絡の発信済みあるいは未発信を確認できる専用の表示板等を設置した。今後、事故対策本部における本部員の役割確認と指示確認等の動作について訓練を通じて充実させ、外部機関に対して、事故発生の旨を第一とする迅速な通報を行うことを徹底する。

なお、火災等の緊急時に所長等が初期段階の情報で素早い対応を取るため、緊急連絡専用内線電話での通報連絡が同時に聴取できるよう、スピーカーを追加設置する。これにより、所長等が第1報を聞いて、より迅速な初動ができるようになる。

(実施結果)

○事故対策本部における本部員の役割について事故対策規則の中に、外部機関への通報連絡等の統括を行う者(外部対応統括者)を定め、その者の職務を明記した。また、外部機関への連絡の発信済み、あるいは未発信を確認できる専用の表示板を設置し、外部機関への確実な通報連絡を行っている。(添付-4 参照)

○現場から緊急時対策所への緊急連絡専用内線電話による通報内容を聴取できるスピーカを事務管理棟の所長室、副所長室、第二会議室、第三会議室、第四会議室、2 階廊下、開発調整室(計7ヶ所)に設置した。また、事業所の訓練においては、このスピーカからの情報を活用し迅速な対応を行なうように努めるとともに、各部センターの訓練においても、実際に緊急連絡専用内線電話を使用した通報を行った。

以上

付録－6

H15.12.19
保安管理部

安全ニュース等の発行について

1.背景

従来、安全ニュースの発行については、事故・トラブルの程度や内容によらず発行されているものや、プレス文と全く同一内容の安全ニュースが発行されているケースもある等の状況が見られていることから、その位置付け（発行の目的）等も踏まえて見直しを行なった。

2．安全ニュース等の発行の考え方

安全ニュースの役割は、①所内で発生した事故トラブルの状況や原因・対策等を周知・徹底することによる類似事象の発生防止（プレス発表等した事象についての速やかな所内従業員へ周知を含む）、②安全衛生行事等の啓蒙・周知にあった。

①に関しては、事故・トラブルに関しては法令等に基づく事故報告の区分や通報連絡要領における分類等も踏まえ、事象の程度や内容（保安上の周知の必要性等）を考慮して安全ニュースで周知することとする。生状況のみならず原因や再発防止対策等を確実に周知し、同様なトラブルの未然防止に役立てる目的で発行することとする。

なお、プレス文・日報については、イントラネットの整備により広報部や保安管理部の HP に記載される等により情報の周知が行なわれていることから、プレス文の内容の安全ニュースによる速報的な周知は行なわないこととする。

②については、安全行事の計画や結果の周知等の安全情報を「安全衛生瓦版」で発行することとする。

上記を踏まえて、今後の安全ニュースと安全衛生瓦版に発行については別紙の通りにする。

別紙

1）安全ニュースの発行

(1)発行目的

安全ニュースは、従業員等に対して、事業所内で発生した負傷及び事故・トラブルに関し同様の事象の再発防止を図るための周知することを目的として発行することとする。また、事故トラブルに限らず、安全について従業員への周知を図ると所長が必要と認めた事項についても、安全ニュースを発行することにする

なお、負傷及び事故・トラブルに係わる情報については従業員等への速かな周知の観点から、発生後２~３日中に速やかに作成・配付する。

(2)発行責任者

東海事業所長とする。

(3)発行基準

安全ニュースの発行基準は以下に掲げる通りとする。

① 事故・トラブル事象

東海事業所で発生した事故・トラブルのうち以下に掲げるもの。

1).通報連絡要領等に基づき通報又は連絡された事象

・法令や通達、安全協定等に基づく報告を伴う事象

・通報連絡基準に定める A 情報、B 情報の事象（社会的影響によるものは対象外とする）

・C 情報の事象のうち、保安上所内周知が必要なもの

② 従業員等の負傷報告（外部医療機関による処置が必要な負傷）

③ 所長が保安の観点から従業員への周知を必要と認めた事項

(4)記載する内容

事故・トラブルに関し、安全ニュースに記載する内容は以下の通りとする。発生原因及び対策については、安全ニュースが発行される期限（事象発生から２～３日程度）内での情報とする。

① 事故・トラブル事象

1)発生日時
2)発生場所
3)発生状況
4)作業員、施設、環境への影響
5)発生原因
6)対策

② 従業員の負傷報告

1)発生日時
2)発生場所
3)負傷者（性別、年齢、身分区分）
4)負傷の程度
5)発生状況
6)発生原因
7)対策

(5)発行時期

・ 事故トラブル、負傷　：　発生後　２～３日以内を目処

・ 安全について従業員への周知を図ると所長が必要と認めた事項：適時

(6)原案の作成

事故トラブル発生部署が上記発行内容に基づく原案を作成する。この際、原因と対策等の記載については必要に応じて核燃料取扱主任（務）者あるいは安全主任者等の意見も参考にすることとする。

発生部署はテキスト形式（word）に作成し、図及び写真についても掲載する（jpg 形式）。原案には、原因及び対策を盛り込んだ内容とする。

原案作成（２～３日以内）後、安全対策課にそのデータを送付し、安全対策課で印刷及び配付を行う。

(7)発行後の対応

安全ニュースは所内イントラの保安の広場に掲載する。

なお、詳細な原因や対策の結果を踏まえて再度所内への指示、徹底が必要なものについては安全ニュースの続報を発行する。

2) 安全衛生瓦版の発行

(1)発行目的

「安全衛生瓦版」は、従業員等に対して、安全及び衛生管理の推進に係る諸情報等について周知すること、また、軽微な負傷報告や通報連絡要領 C 情報未満の事象（必要による）について安全衛生情報として有効な事例・情報として周知すること、を目的として発行する。

(2)発行責任者

保安管理部長とする。

(3)発行基準

安全衛生瓦版の発行基準は以下に掲げる通りとする。

① 安全衛生行事等に関する周知

東海事業所内で行う各種安全衛生活動の計画及び実績等で以下に掲げるもの。

・原子力エネルギー安全月間

・全国安全週間、準備期間

・全国労働衛生週間、準備期間

・年末年始無災害運動

・電気使用安全月間
・危険物安全週間
・高圧ガス保安活動促進週間
・ その他安全衛生活動に係る行事等

② 従業員の軽微な負傷報告（現場又は保健室の処置により職場復帰が可能な負傷）、通報連絡要領に定めるＣ情報未満の事象のうち所内への周知が必要と思われる事象については、安全情報として周知する。

③ その他、安全衛生活動に関する事項で、保安管理部長又は安全対策課長が所内周知を必要と認めた事項（安全及び衛生管理に係る参考情報や注意喚起・啓蒙等）

(4)記載内容

① 安全衛生行事等に関する周知

事業所で取り組む安全行事の計画、実施結果等を紹介する。

② 従業員の軽微な負傷報告、通報連絡要領に定めるＣ情報未満の事象

発生状況、措置・対策、危険予知のポイント等も紹介する。なお、Ｃ情報未満の事象のうち、保安管理部長が所内への周知を必要と認めたものとする。

③その他、安全・衛生に関する事項で、保安管理部長又は安全対策課長が必要と認めた事項

記載する内容は、保安管理部長又は安全対策課長の指示よるものとする。

(5)発行時期

・ 軽微な負傷及びＣ情報未満の事象 ： 発生後 ２～３日以内を目処
・ その他 ： 適時

(6)原案の作成

・ 軽微な負傷及びＣ情報未満の事象 ： 発生部署

作成方法は安全ニュースに準じる。

・ その他 ： 安全対策課

(7)その他

軽微な負傷及びＣ情報未満の事象については、再発防止の重要性等によっては安全ニュースに変更する場合がある。

以上

付録－7

再処理規則の改正について

1．品質保証

①再処理事業者は、原子力安全の達成を目的とする品質保証計画を適切に定め、これに基づき保安活動の計画、実施、評価及び改善を行なうとともに、品質保証計画の改善を継続して実施する。

②品質保証に係る組織については、組織の最高責任者によって適切に運営管理されることや品質保証に係る業務、責任及び権限を明確にする。

③品質保証計画において、保安活動に関するプロセス及びその相互関係を明確にし、保安活動の改善を継続して行う以下の仕組みを定める。

－業務の実施に当たっては、当該業務の目標及び要求事項を明確にした上で実施計画を策定するとともに、実施計画が的確であることを確認すること及び必要な検査及び試験を定めて行うこと。また、要求事項に適合しない状態が発生した場合、これを適切に管理すること。

－必要な監視及び測定を計画的に行うなどして品質保証計画及び保安活動の評価を行うこと

－問題の再発防止のための是正に関する処置及び未然の防止のために予防に関する処置を行い、品質保証活動及び保安活動を改善すること。

2．再処理施設に係る施設定期自主検査

・第7条の12の適用を受ける施設は、当該施設の性能が第7条の12に定める技術上の基準に適合しているかについて、検査を行う。

3．定期的な再処理施設の評価（定期安全レビュー）

①原子炉等規制法第50条の2第1項に基づく届け出のあった再処理施設を除き、10年を超えない期間ごとに再処理施設における保安活動の実施の状況の評価及び保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価する。

②再処理施設の運転を開始した日以降20年を経過する日までに、経年変化に関する技術的な評価、およびこれに基づいた再処理施設の保全のために必要な10年間の計画を定め、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。

2．事故故障等の報告（別添資料参照）

①再処理施設の故障（第2号、第3号）

再処理施設の故障に関し、現行の再処理規則及び通達に基づく報告対象の範囲を統合し、再処理規則に基づく報告対象として整理する。

②再処理施設の故障等による影響（第4号～第6号）

現行では通達に基づく軽微報告対象とされている放射性廃棄物の計画外の排出、汚染された物の管理区域内での漏えい及び被ばくを再処理規則に追加する。

③放射線管理（第 7 号～第 11 号、第 13 号）

現行では通達の解釈に記載されている放射線管理の観点からの放射性廃棄物の排出及び管理区域外漏えいを再処理規則に盛り込む。また、放射線管理の観点からの放射線業務従事者に係る規定は基本的に現行どおり。

④人の障害（第 14 号）

人の障害が発生した場合の報告基準を実用炉規則等他の規則に合わせて規定する。

⑤その他（第 15 号）

その他、災害の防止に関し、経済産業大臣が報告を命じた場合を再処理規則に追加する。

3．保安規定に規定すべき事項として次の事項を追加する。

①品質保証に関すること

②定期的な再処理施設の評価に関すること

4．再処理事業者が作成及び保存すべき記録として、品質保証、定期的な再処理施設の評価に関し必要な記録を追加する。

再処理規則第２１条（報告の徴収）新旧対照表

改正前	改正後
（所在不明） 一　核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき （故障） 二　再処理施設の故障（再処理に及ぼす支障が軽微なものを除く。）があったとき （漏えい） 三　使用済燃料等が異常に漏えいしたとき （臨界） 四　核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき （被ばく） 五　放射線業務従事者について第１０条第１項第１号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき （障害） 六　前各号のほか、再処理施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき	（所在不明） 一　核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき （故障） 二　再処理施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、再処理に支障を及ぼしたとき （故障による機能喪失） 三　再処理施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線障害を防止するための放射線のしゃへい機能若しくは再処理施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、再処理に支障を及ぼしたとき （故障による影響） 四　再処理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設における排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の海洋放出施設による排出の状況に異状が認められたとき （気体廃棄物の濃度限度超過） 五　気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質濃度が第１６条第４号の濃度限度を超えたとき （液体廃棄物の濃度限度超過） 六　液体状の放射性廃棄物を海洋放出施設によって排出した場合において、放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量が第１６条第７号の濃度限度を超えたとき （管理区域外漏えい） 七　使用済燃料等が管理区域外で漏えいしたとき （管理区域内漏えい） 八　再処理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く イ　漏えいした液体状の使用済燃料等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき ロ　気体状の使用済燃料等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき ハ　漏えいした使用済燃料等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき （臨界） 九　核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき （故障による被ばく） 十　再処理施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあっては５ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者のあっては０.５ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき （線量限度を超える被ばく） 十一　放射線業務従事者について第１０条第１項第１号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき （障害） 十二　前各号のほか、再処理施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

JNC TN8440 2004-012

平成１５年度　保安管理部　業務推進・品質改善目標　中間報告#
（事業・組織基盤目標）#

平成１５年９月#

東海事業所　保安管理部

平成１５年度　保安管理部　業務推進・品質改善　中間報告書#

#

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況（実施方策の具体的改善内容を含む）（平成15年9月現在）	問題の要因分析及び今後の対応策
個別ミッション	(8)原子力委員会、文部科学省「原子力二法人統合準備会議」において取りまとめられた報告書を踏まえて日本原子力研究所との統合に向けた取組を実施する。						
	②カウンターパート等との情報交換可能な事柄・部署を整理し、情報交換・交流を実施する。	①原研保安管理室との情報交換等、統合に向けた具体的検討の実施 ②先行可能事項の抽出及び実施 （課題：保安管理業務の統合）	5	①検討結果報告時期 ②先行事項の開始時期	①16年1月 ②第3四半期	（達成予定） ①保安管理部及び原研保安管理室との部長クラスが出席する連絡会を４回（6/25,8/5,9/4,26）開催し、具体的な組織・業務等について検討を進めた。 ②相互の所長パトロールにパトロール員を参加させ、お互いの施設等について理解を深めた。（7/18,7/28） また、入構措置に関しては相互に入構証を発行することで合意し、ＰＰ委員会においても承認されたので第３四半期から実施する計画である。	
コスト管理目標	(2)関係法令に基づき補助金を適正に執行する。						
	－	予算執行状況の定期的な確認を実施する (課題：繰越や残額の発生しない適正な予算執行)	3	予算執行状況の確認頻度	１回／月以上	（達成予定） 課室毎に執行状況を毎月確認し、８月末で全体の執行状況を取りまとめた。	
組織基盤・人材育成目標	(1)「平成15年度業務品質保証活動基本方針・基本計画」に基づく活動を展開する。#						
	①業務品質改善活動の実施						
	○部門長（所長）診断会の実施						

（-）１：事故の未然防止、２：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、３：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、４：地元に理解される業務運営、５：社会のニーズに即した開発と技術移転#

JNC TN8440 2004-012

平成１５年度　保安管理部　業務推進・品質改善　中間報告書#

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況（実施方策の具体的改善内容を含む）（平成15年9月現在）	問題の要因分析及び今後の対応策
	・業務中間報告会、業務実績報告会の実施	部門長診断会の確実な実施 （課題：中間及び年度総括における業務運営に係る改善活動）	3	部門長診断会の開催回数	2回／年	（達成予定） 第１回の部門長診断会を 9/29,30 に実施する予定である。	
組織基盤・人材育成目標	○検討会（診断会）チームによる改善活動の実施						
	・検討会の他に外部講師を交えた指導会、発表会を実施#	検討会／指導会の円滑な活動 （課題：重要課題に対する改善活動）	3	改善成果の報告時期	年度内	（達成予定） 7/28 に第１回を開催し、テーマ、選定理由、年間活動計画等について検討した。第２回は 10/7 に開催予定である。	
	○品質管理記録の管理の充実・強化						
	・自主点検信頼性調査に伴い抽出された課題、実施体制及び不正防止策の確立に係る改善策の実施	各部・センターにおける改善策の実施状況の確認 （課題：自主的に定めた改善策について着実に実施）	3・4	実施状況の確認	年度内	（達成予定） 各部・センターにおける改善策の実施状況を 10 月下旬の定期自主品質監査において確認する予定である。	
	②業務の標準化の推進#						
	○業務運営の仕組みの改善、要領化						
	・業務運営の仕組みの改善、要領化（ＩＳＯ認証取得部門以外）#	業務運営の仕組みの要領化 （課題：ルール化されていない業務の標準化）	3	改善・要領化の件数	2件／課室以上	（達成予定） 部文書作成計画表に従い「品質監査要領」など制定２件、所の共通安全作業基準の制改訂５件を実施した。	
	③品質監査の実施						

（-）１：事故の未然防止、２：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、３：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、４：地元に理解される業務運営、５：社会のニーズに即した開発と技術移転#

平成１５年度　保安管理部　業務推進・品質改善　中間報告書#

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況（実施方策の具体的改善内容を含む）(平成15年9月現在)	問題の要因分析及び今後の対応策
	○定期自主品質監査の実施（東電問題に係る改善実施状況確認を含む）	自主品質監査の確実な実施 （課題：規程に定められた自主品質監査の確実な実施及び事業所の品質保証活動状況の確認及び指導）	3	監査の実施回数	１回 （各部・ｾﾝﾀｰ対象）	（達成予定） 平成15年度の定期自主監査は10月下旬に実施することで８月の品質保証委員会で承認され、周知した。本監査では品質保証計画書に基づく活動の実施状況及び東電問題に係る改善実施状況の確認を行う予定である。	
組織基盤・人材育成目標	④業務品質保証に関する教育の実施#						
	・本社階層別教育の参加	本社階層別教育の実施への協力 （課題：品質保証活動に係る知識習得）	3	計画された教育に対する実施率	100%	（達成予定） 本社主催の階層別教育（6 月、7 月、8 月）が計画的に行われ、所内周知及び参加者の取りまとめ等に協力した。	
	⑤ＩＳＯ認証取得及び維持活動に係る活動の推進						
	○OHSAS18001/ISO14001 認証取得後の維持	①異動等新規配属管理者に対する階層別定型教育の実施# ②内部監査員教育の実施# ③内部監査における事前確認の充実#	1	①階層別定型教育の実施 ②実施時期 ③内部監査時期	①教育漏れゼロ ②平成16年1月 ③平成16年2月	①４、８月　計：２回（24名） ②ｽｷﾙｱｯﾌﾟ教育(9月) 計：１回(24名) 養成研修(7/26～27,9/3～4) 計：２回(33名) ③内部監査（予定） (10月22,23,24,27,	

（-）１：事故の未然防止、２：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、３：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、４：地元に理解される業務運営、５：社会のニーズに即した開発と技術移転#

平成１５年度　保安管理部　業務推進・品質改善　中間報告書#

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況（実施方策の具体的改善内容を含む)(平成15年9月現在)	問題の要因分析及び今後の対応策
		・定期審査の実施	3	・システムの確実な運用により、審査時不適合指摘件数	不適合ゼロ件	定期審査(予定) (H16.02(3日間))	
人材・盤	(2)東海安全マネジメントシステム（仮称）の構築						

（-）１：事故の未然防止、２：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、３：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、４：地元に理解される業務運営、５：社会のニーズに即した開発と技術移転#

平成１５年度　保安管理部　業務推進・品質改善　中間報告書#

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況（実施方策の具体的改善内容を含む）(平成15年9月現在)	問題の要因分析及び今後の対応策
	①各種マネジメントシステム体系の整理統合を目指した検討	各種マネジメントシステム体系の整理統合を目指した検討 （課題：事業所内の品質保証活動について国際規格を含め効果的な仕組みの検討）	3・4	品質保証計画書（品質マニュアル）の改定案の報告時期	16年3月	（達成予定） 各種マネジメントシステム体系の整理統合を目指した検討は、理事長診断会において、安全機能の充実化に品質機能展開を活用する旨の要望があったことから、検討を実施した。 保安規定への品質保証の取込みについて、国の要求事項を満たす品質保証規程（JEAC4111）に従い、社内規定を整備し保安規定に位置づける内容であり、事業所の品質保証計画書等を改定する必要が生じた。 このため、JEAC4111に基づいた品質保証計画書の制定等を含め、保安規定への品質保証の取込みに係る対応を優先的に実施することとした。 この対応は、本社の「安全規制見直しに係る、品質保証検討WG及び保安規定改定検討WG」に参画し、サイクル機構としてJEAC4111に基づいた品質保証指針の制定等に係る検討を実施するとともに、事業所の品質保証委員会の下に分科会を設置し対応方針、施設品質保証計画書の体系等の検討を行ってきた。	今後は、機構の品質保証指針の制定を受けて、施設毎の品質保証計画書を含めて東海事業所品質保証計画書の見直しを年内を目途に実施し、保安規定の改定を年度内を目途に行っていく。 原子力安全規制の見直しにより、品質保証計画書等が国の規制を受けた場合、規制のあり方によっては国際認証であるOHSMS,EMSとの統合を目指した検討に支障をきたすおそれが懸念される。 今後、規制状況を考慮のうえ各種マネジメントシステムの統合化に係る改定案の検討を継続して実施する。

（-）１：事故の未然防止、２：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、３：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、４：地元に理解される業務運営、５：社会のニーズに即した開発と技術移転#

平成１５年度　保安管理部　業務推進・品質改善　中間報告書#

目標分類	事業所の目標（業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況（実施方策の具体的改善内容を含む）(平成 15 年 9 月現在)	問題の要因分析及び今後の対応策
	②OHSMS を中心とした体制の構築	検討委員会での計画の遵守 （課題：国際規格に適した事業所体制の構築）	3	委員会の計画に対する実施率	100%	（達成予定） 国際規格に適した委員会等の体制について、検討委員会の報告書を作成し、所の品質保証委員会での審議を経て所長承認を受けた。所内への規則の見直しに係る作業開始の周知を業連で実施した。	規則等の見直し作業の実施において、品質保証統括推進者を初めとする部門内調整及び所長から検討指示（計量管理、保障措置等と品質保証との関係等）の検討に時間を要している。

（-）１：事故の未然防止、２：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、３：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、４：地元に理解される業務運営、５：社会のニーズに即した開発と技術移転#

付録－８（２）

JNC TN8440 2004-012

平成１５年度　保安管理部　業務推進・品質改善目標　中間報告

（安全確保・環境保全目標）

平成１５年９月

東海事業所　保安管理部

部・センター　目的及び目標達成度報告書

(中間:第１～第２四半期報告書・暫定:第１～第３四半期報告書・最終:第１～第４四半期報告書)(平成１５年度)

記録番号：

通し番号：

センター内部安全衛生／環境管理統括者	安全衛生／環境管理者

作成：平成１５年９月３０日　　組織名：保安管理部

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部･センターの目的(EMS のみ)	※１ 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※２ 進捗状況（平成 15 年９月 30 日現在）	※３ 問題の要因分析及び今後の対応策	※４ 次年度計画の概要	※５ 担当部署
安全確保・環境保全目標		(5)「平成 15 年度安全管理基本方針」及び労働安全衛生/環境方針に基づいた安全活動の展開									
		① 自主保安のより一層の推進									
		○作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）			①一般作業計画書を起案する作業に関する作業手順書から逸脱した作業（計画外作業）の禁止	計画外作業の件数	ゼロ件	（達成予定） 一般作業計画書を起案した作業件数は上期は 13 件あったが、手順書を逸脱した作業はなかった。	－	－	★安対課 危機室 品証室

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
　③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌ

JNC TN8440 2004-012

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部･センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 9 月 30 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標					②所全体の実施状況の確認及びとりまとめ	確認･とりまとめ時期	5 年 9 月及び 16 年 3 月	（達成予定） 各部・センターにおいて計画外作業が実施されていないことを確認した。			安対課
		○ 外部機関との協力・連携と参考となる事例の自らの職場への取り入れ			①ＮＳネット、東海ノア協定に係る訓練等への積極的な取組み	①訓練等への参加率	①100%	（達成予定） ノア：幹事会（6 月）、公開講座（随時）、通報訓練（6 月）等に参加 ＮＳ：アンケート調査に対応するとともに、セミナー等に参加した要請に対する参加率は100%である。			安対課
					②NS ネット良好事例の水平展開の実施	②相互評価実施に係る報告書公開の都度実施	②公開の都度	（達成予定） 第 30 回から第 32 回の NS ネット良好事例を解析して周知した。	—	—	品証室
					③所全体のＮＳネット、東海ノアへの参加実績のとりまとめ	実績･とりまとめ時期	15 年 9 月及び 16 年 3 月	15年度の実績を9月現在でとりまとめた。 （東海ノア） 幹事会：２回 公開講座：参加７回、公開２回 施設見学：参加２回 訓練視察：参加２回、公開１回 （ＮＳネット） アンケート対応：２回 講演会等：参加１回 セミナー：参加２回			安対課

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
　　③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌ

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部･センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 9 月 30 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標		②一人ひとりの危険に対する感受性の向上									
		○ 基本動作(5S を含む)、ＫＹ、ＴＢＭの徹底									
		・若年層を対象としたＫＹ研修会の開催	OHSMS		・ＫＹ研修会の企画・実施	開催時期	15 年 7 月	（達成） 若手従業員を対象としたＫＹ研修会を6月26日に開催した。			安対課
		・講習会、研修会等への積極的な参加	OHSMS		・RST トレーナー及び KY トレーナー有資格者の養成	養成人数	各１名以上	（達成予定） ＫＹトレーナー3 名（安対課 2 名、危機室 1 名）を養成した。ＲＳＴトレーナーは下期に養成する予定			★安対課 危機室 品証室
		○ 規程類における一人ひとりの役割確認とその遵守徹底									
		・保安規定及びその下部要領類における業務所掌範囲等に係る周知教育の実施			・保安規定及び事故対策規則等における業務所掌範囲の確認及び周知教育の実施	周知教育完了時期	15 年 6 月	（達成遅れ） 安対課：10 月実施予定 危機室：10 月実施予定 品証室：７月実施済み	プル３火災対応により遅れたが､10 月には完了予定	－	★安対課 危機室 品証室
		・通報連絡基準に基づく通報連絡の徹底			・通報連絡基準周知教育の企画及び実施	開催実績	使用及び再処理について、各１回以上	（達成） 再処理編については 5 月 29 日に､使用施設編については7月17日に説明会等を開催した。	－	－	★安対課 危機室

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②**OHSMS**（重大なﾘｽｸ）及び**EMS**（著しい環境側面）から導かれた項目
　　③**OHSMS**（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌ

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部･センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 9 月 30 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標		○教育・訓練データベースを活用した体系的な保安教育の実施			①年度計画に基づく教育訓練の実施	①保安教育訓練の実施率	①計画に対して 100%	（達成予定） 各課室単位で計画に基づき実施中である。	－	－	★安対課 危機室 品証室
					②教育訓練データベースへの確実な入力	②データ入力実施率	② 100%	（達成予定） 部内教育訓練の入力すべきデータについてはほぼ 100％入力実施済。			★安対課 危機室 品証室
					③所全体の入力実施率の確認	確認実施時期	③15年9月及び16年3月	（達成予定） 各部・センターの入力状況について、入力すべきデータについてほぼ 100%入力済みであることを確認した。			安対課
		③ 危機管理･防災体制の充実強化									
		○ 危機管理に係る教育訓練の継続的実施と実効性の向上			・緊急時対策所を使用した月例訓練等の実施	月例訓練等の実施回数	１０回以上／年	（達成予定） 上期は計 4 回（6/24、7/11、8/7、9/11）実施した。そのほか、県等の要請による訓練を実施（9/18、30）した。			危機室
		○原子力災害に備えた防災関係機関との連携強化									
		・防災関係機関等の参画した防災訓練の実施			・東海村消防署が参画した防災訓練の企画及び実施	村消防の参画実績	１回以上／年	（達成） 9 月 11 日の防災訓練において村消防も企画段階から参加した。 11 月、3 月も検討予定			危機室

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
　　③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌ

JNC TN8440 2004-012

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部･センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 9 月 30 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標		・防災関係機関等を対象とした原子力防災研修等の企画・実施			・原子力防災研修の企画及び実施	開催実績	1 回以上／年	（達成予定） 5 月開催で計画したが Pu 火災対応のため延期し、10 月に開催する計画で準備を進めている。			危機室
		④ 労働衛生活動への積極的な取り組み									
		○ 快適職場づくりの推進	OHSMS		①部の 15 年度計画に基づく改善の実施	①改善実施率	①計画に対し 100%	（達成予定） 技 1 棟の喫煙所については現在見積依頼中であり、下期に完了予定である。品証室の居室に観葉植物を設置した。そのほか、各居室で適宜換気を行っている。	－	－	★安対課 危機室 品証室
					②各部・センターの取組状況の確認	②確認実施時期	9 月、1 月	（達成予定） 9 月末現在の取り組み状況について確認した。			安対課

※1：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※5：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌ

JNC TN8440 2004-012

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部･センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 9 月 30 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標	化学物質適正管理の定着	⑤ 従業員等に対する化学物質の曝露による健康障害の防止									
		○ 化学物質に関するリスクアセスメントの試行	OHSMS		①試行のための要領書整備	①要領書整備時期	①15 年 8 月	（達成） 要領書を作成し、8 月 28 日の OHSMS 委員会において、要領書及び試行開始について承認された。			安対課
					②試行に向けた各部・センターへの説明会の開催	②説明会開催時期	②15 年 9 月	（達成） 9 月 9 日に説明会を開催し、試行を開始した。			★安対課 品証室
		(4) ＰＲＴＲ法に基づく化学物質の環境放出の確実な管理									
		○ 化学物質の排出量等の確実な把握	EMS		①化学物質の排出量等の確実な把握	①法令に基づく平成 14 年度排出量等の報告時期	①15 年 6 月	（達成） 14 年度排出量等について 6 月 26 日に報告書を提出した。			安対課
					②15 年度排出量等の把握及びとりまとめ	②化学物質の排出量等の取りまとめ回数	②4 回/年	（達成予定） 第 1 四半期分については 7 月にとりまとめを実施した。第 2 四半期分については 10 月に実施予定である。			安対課

※1：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※5：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌ

JNC TN8440 2004-012

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部･センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 9 月 30 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標		(7) 安全性総点検に係る計画完了案件への着実な対応			安全性総点検に係る計画完了案件の目標リストによる進捗状況の把握	進捗状況の確認実績	2 回／年	（達成予定） 今年度は５件完了予定中、３件の完了を９月の中間フォローで確認した。		－	品証室
	省資源・省エネルギーの推進	電力使用量低減	EMS	省資源･省エネルギーの推進	14 年度の実績を踏まえた電力使用量低減活動の実施	14 年度実績比の低減率	平成 14 年度実績と電気設備の増加、認証Ｇｒとの統合に伴う人員増を勘案し、目標値を以下のとおりとした 目標値：164.226.4kWh	（達成予定） 4 月から 7 月までの部全体の実績は以下のとおりであり、目標に対し 64%である。 目標値：164.226.4kWh 実績値：105.131.2kWh			安対課 危機室 ★品証室
	省資源・省エネルギーの推進	コピー用紙使用量低減	EMS		14 年度の実績を踏まえたコピー用紙使用量低減活動の実施	・14 年度実績比の低減率	14 年度実績比の 2%低減	（達成予定） 4 月から 8 月までの部全体の実績は以下のとおりであり目標に対し 88%である。 目標値：423,000 枚 実績値：371,500 枚			安対課 危機室 ★品証室
		転倒災害が予測されるリスクを改善	OHSMS		① 転倒災害が予測される既存ワークシートの見直し	①既存ワークシートの見直し	①15 年 4 月末	（達成遅れ） 5 月に見直し作業が完了し、居室等への出入口の転倒災害をワークシートに追加した	4 月 21 日に発生した Pu 火災関連の対応業務等により遅れを生じた。	－	安対課 危機室 ★品証室

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
　　③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌ

目標分類	事業所の目的(EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部･センターの目的(EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 15 年 9 月 30 日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標					② 転倒災害が予測される新たな作業発生時にワークシート作成	②新たな作業発生時にワークシート作成	②報告時期(定期見直し時)	（達成予定） 転倒災害が予測される作業発生時にワークシートを作成する	―	―	安対課 危機室 ★品証室
								Pu 火災トラブルの対応として、以下の取り組みを実施した。 ①火災発生時の通報連絡基準の明確化 ②グローブボックス解体作業における技術基準の制定 ③現場責任者認定制度の適用範囲を外注作業のみから内部実施作業にも拡大			

※１：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なﾘｽｸ）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目
③OHSMS（重大なﾘｽｸ）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※２：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※３：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※４：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※５：担当部署：取りまとめをする課・室・ｸﾞﾙｰﾌ

JNC TN8440 2004-012

#

付録－９

平成１５年度　東海事業所安全衛生計画書

平成 15 年 3 月
東 海 事 業 所

１．目的

平成 15 年度サイクル機構安全管理基本方針及び東海事業所「労働安全衛生及び環境方針」を受けて労働安全衛生マネジメントシステムに基づき、トラブル等の未然防止や健康の保持増進など、日常的な安全衛生活動を実践するための平成 15 年度東海事業所安全衛生計画を定める。

２．安全衛生管理の目標内容

本計画に示す安全衛生活動の目標は、平成 15 年度東海事業所及び各部・センターの業務推進・品質改善目標リスト「安全確保･環境目標」に反映し、展開する。

(1) 労働安全に関する目標

平成 15 年度の「安全管理基本方針」及び「東海事業所労働安全衛生目標」に基づき、一人一人がルールを遵守し安全を守る風土を醸成するとともに各人の危険に対する感受性を向上させ、労働安全の一層の向上を図る。また、平成 14 年度には負傷災害が数多く発生したことを踏まえ、負傷事故の防止に向けた取り組みを推進する。

・作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）
・基本動作(5S を含む)、KY, TBM の徹底
・教育・訓練データベースを活用した体系的な保安教育の実施
・転倒災害が予測されるリスクの改善

(2) 労働衛生に関する目標

「東海事業所労働安全衛生目標」に基づき、職場の作業環境の改善、健康の保持増進等、積極的な労働衛生活動を推進する。

・快適職場づくりの推進
・心の健康管理の推進
・法定健康診断などによる各人の健康管理の実施と疾病管理の実施
・健康づくりのための THP 活動を含めた栄養指導及び運動指導の実施

３．安全衛生行事計画等

全国的に展開される各種安全衛生週間等の行事に積極的に参加するとともに、安全衛生管理規則等に基づくパトロール（巡視）及び労働安全衛生に関する各種委員会を定期的に実施する。また、負傷事故の防止については、ヒヤリハットの提案の活用や災害事例の紹介等の取り組みを、適時あるいは安全衛生行事等において実施する。安全衛生に係わる行事等の具体的な実施内容は別途計画する。

更に、放射線安全衛生強化推進協議会定例会を四半期毎に、各部センター協議会を毎月開催し、安全衛生に係る関係請負人とのコミュニケーションの強化を図る。

平成１５年度の安全衛生行事計画等を別紙-1 のとおりとする。

以　上

平成１５年度安全衛生行事計画

月	行事計画	定期的実施事項
4		１．安全衛生管理規則に基づくパトロールの実施 ①安全主任者（適宜） ②衛生管理者（毎週１回） ③統括者（年２回以上） ④管理者（月１回以上） ⑤産業医（月１回以上） ⑥衛生工学衛生管理者（月１回以上） ⑦その他 ・所長パトロール（適宜） ・衛生管理者会議パトロール（適宜） ２．委員会等の開催 ①安全衛生・化学物質委員会（毎月） ②部・センター安全衛生委員会（毎月） ③衛生管理者会議（毎月１回） ④安全主任者会議（毎月１回） ⑤放射線安全衛生強化推進協議会定例会（四半期１回） ⑥放射線安全衛生強化推進協議会各部センター会(毎月１回)
5	・原子力エネルギー安全月間（5/1～31）	
6	・全国安全週間準備期間（6/1～31） ・危険物安全週間（6/8～14）	
7	・全国安全週間（7/1～7） ・安全大会（7/1）	
8	・電気使用安全月間（8/1～31）	
9	・全国労働衛生週間準備期間（9/1～30）	
１０	・全国労働衛生週間準備（10/1～7） ・高圧ガス保安活動促進週間（10/27～31）	
１１	・秋の全国火災予防運動（11/9～15）	
１２	・年末年始無災害運動（12/15～1/15）	
1	・年末年始無災害運動（12/15～1/15）	
2		
3	・春の全国火災予防運動（3/1～7）	

事業所として取り組む事項（適時及び安全衛生週間行事等において取り組むものとする。
① ＫＹ研修会（若年層を対象）の開催
② ＲＳＴトレーナー、ＫＹトレーナー等の養成
③ 災害事例の紹介
④ 負傷発生防止等のためのヒヤリハット提案（２回／年）
⑤ メンタルヘルス研修会の開催
⑥ ＴＨＰの推進

付録－10

平成 15 年度　安全管理基本方針

核燃料サイクル開発機構
理　事　長

自主保安のより一層の推進

・ 職場の実態に応じたリスクアセスメントの定着
・ 作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）
・ 外部機関との協力・連携と、参考となる事例・活動の自らの職場への取り入れ
・ 自主点検信頼性調査結果に基づく対応措置の徹底

一人ひとりの危険に対する感受性の向上

・ 基本動作（5Ｓを含む)、KY・TBM の徹底
・ 規定類における一人ひとりの役割確認とその遵守徹底
・ 教育・訓練データベースを活用した体系的な教育・訓練の実施

危険管理・防災体制の充実強化

・ 危機管理に係る教育・訓練の継続的実施と実効性の向上
・ 原子力災害に備えた防災関係機関との連携強化

付録－11

東海事業所業務品質保証活動品質方針

東海事業所長　岸本　洋一郎

○基本方針

東海事業所の社会的使命は、わが国における将来のエネルギーの安定供給を図るため、核燃料サイクルの確立に向けたフロントランナーとしての技術開発を推進することである。このことから、原子力施設等の安全を確保するとともに、サイクル開発機構の業務品質保証活動を積極的に推進します。さらに、透明性を確保し社会の信頼性を高めるため、国際認証に基づく OHSAS18001、ISO14001 及び ISO9001 等の品質保証システムの定着をめざします。

○活動方針

① 理事長の定めた「業務品質方針」及び「要求品質」を踏まえ、「業務推進・品質改善目標リスト」に従い、事業所の業務品質保証活動の推進に努めます。

② 施設品質保証計画書、OHSAS18001、ISO14001 及び　ISO9001 の活動を積極的に推進します。

③ 東海事業所として、OHSAS18001、ISO14001 及び ISO9001 を踏まえた実行できる品質保証活動体系の整備を進めます。

○平成 15 年度行動目標

① 「平成 15 年度業務推進・品質改善目標リスト」に従い、事業所及び各部・センターの具体的活動を計画する「平成 15 年度東海事業所品質保証活動計画」を定め、着実に実行します。

② OHSAS18001、ISO14001 及び ISO9001 の活動を踏まえ、合理的かつ効果的な品質保証活動の実施に向け、仕組みの検討、整備を実施して行きます。

③ OHSAS18001 及び ISO14001 に基づく安全及び品質保証の体制を構築するため、規則及び委員会等を含めて具体的な体制について整備を着実に実施し、改善して行きます。

④ 各部・センターは、ISO9001 に適した品質保証計画書（施設編）と下部要領書の整備・改定を実施します。

付録－12

平成 15 年度　東海事業所品質保証活動計画

東海事業所における業務品質保証活動は、「平成 15 年度東海事業所業務品質保証活動品質方針及び平成 15 年度業務実施計画並びに業務推進・品質改善目標リスト」に基づくとともに、ISO14001 及び OHSAS18001 の活動を踏まえて推進する。その具体的活動を以下に示す。

1．業務品質改善活動の実施

業務の「質」を改善・向上させるために業務の実態のチェックを「業務推進・品質改善目標リスト」を用いて診断会等において行う。なお、チェックにより抽出された問題点や課題については、その後の改善活動に反映する。

○　部門長（所長）診断会は、「平成 15 年度業務実施計画及び業務推進・品質改善目標リスト」の実施状況を確認する 9 月開催の業務中間報告会及び 1 月開催の業務実績報告会と兼ねて計画的に実施する。

○　平成 14 年度理事長診断会における指摘事項等に基づき建工部は、組織のあり方について再検討を実施し、その結果を中間報告会に報告する。保安部は、東海安全マネジメントシステム（仮称）に必要な機能に関する検討を行い効率的な品質保証システムの構築を行う。

○　自主点検信頼性の調査において抽出された課題（点検記録の改善、実施体制及び不正防止策の確立に係る改善）は、改善計画に従い実施する。

現場に密着した重要なテーマについて、品質保証に関する専門家の指導を受けながら、改善活動を行う。

○　平成 15 年度は事業所の代表として 2 チームが活動を行うことになる。今年度は、再処理センターと支援部門合同の 2 チームを編成し活動を行う。

○　指導会は、本年 5 月末までにテーマ選定等を決定し、6 月に第 1 回指導会を開催する。また、年度末には、本社において改善成果発表会の開催を実施する。

2．業務の標準化の推進

各部・各センターにおいて業務の仕組みに係る改善、見直しについて、その仕組みの文書化を構築する。なお、ISO9001 を認証取得している部門は、その仕組みの中で改善活動を維持する。

○　業務の標準化について、ISO9001 を認証取得している部門は、その仕組みの中で継続的に維持・改善していくこととし、認証取得していない部門は、今後の ISO9000 システム構築に向けルール化（文書化）を進める。また、事務管理業務の総点検のフォローを軸として、業務の「質」の改善、向上を図る意味から仕組みの改善に重点をおいた文書化についても進める。

改定した東海事業所品質保証計画書に伴い施設編及び下部要領の整備を図る。

○　各部・センターは、品質保証計画書（施設編）の改定及び下部要領の整

備を行う。また、平成15年度4月1日より施行された東海事業所品質保証計画書に基づき審査委員会を新規に設置し、施設品質保証計画書（施設編）等の内容について審査を行う。

なお、施設品質保証計画書（施設編）の作成に係る横並び調整、関連する情報の共有化については、品質保証連絡調整会議等を利用して行う。

3．品質監査の実施

業務の実態をチェックし、業務の「質」の向上に資するために、自主品質監査を実施する。また、ISO の内部監査、外部審査等（PRTR 法）との効果的かつ合理的な運用を検討する。 なお、東電問題に関して実施した自主点検信頼性調査に伴い抽出された課題、実施体制及び不正防止策の確立に係る改善策について監査を実施する。

○　定期自主品質監査は、監査計画を上期に立案し、実施する。立案に当り監査内容について本社が行う品質・安全監査との重複をさける。

今年度は、定期自主品質監査と OHSMS/EMS の内部監査要領書との統合化及び監査基準の統合と運用について検討を進める。更に一人で自主品質監査と OHSMS/EMS の内部監査をできる監査員、監査リーダを計画的に養成する。

○　自主点検信頼性調査に伴い抽出された課題、実施体制及び不正防止策の改善策及び改善計画の実施状況について自主品質監査で確認する。

東海事業所に納入される物品・役務等の「質」を確保し向上させるために、受注者の品質監査を計画的に実施する。

○　サイクル機構に納入される物品・役務等の「質」を確保する観点より、受注者監査を継続して実施する。

平成14年度の受注者監査の結果では指摘事項（軽微も含め）が散見されていることからこれまでの監査で指摘事項を受けている受注者、監査未実施の受注者等を対象として、施設毎に年度目標として計画を定め受注者品質監査要領書に基づき受注者品質監査を実施する。

4．業務品質保証に関する教育の実施

品質保証活動を進めていく上で、意識と能力を高めるため、教育の目的・目標を明確にしつつ、全従業員を対象に知識・技術能力に応じた教育を計画的に実施する。

○　平成 14 年度における教育の未受講者及び平成 15 年度での新任者について、本社品質保証推進部が企画する管理職、監督職及び一般職教育に対する業務品質保証に関する教育に参加する。特に管理職（上級専門職 6 名、専門職 49 名）については、未受講者が多いことから教育計画の周知の徹底を図る。

○　監督職（主務Ⅰ）研修成果を反映した各職場からの良好事例の発表を、

品質保証強化月間の行事である品質保証講演会に合わせ「業務実践報告会」として実施する。

5．東海安全マネジメントシステム（仮称）の構築

国際認証を中心とした所内の安全及び品質保証の体制の構築

○　分科会において統廃合を対象とした委員会等からの問題点、課題等を調査検討し、労働安全衛生、環境マネジメントシステムに基づいた所内の安全及び品質保証の体制について、具体的再構築案の検討を進める。

○　再構築案に従い統廃合する委員会等の規則は、対象部署において改定又は廃止を行う。また、品質保証委員会と OHSMS/EMS 委員会については、早急に統合できるよう取り組む。

東海事業所の品質保証活動の将来像について、施設安全マネジメントシステム、労働安全衛生、環境マネジメントシステムを統合した品質保証計画書（品質マニュアル）を改定する。また、原子炉等規制法の改正に伴う保安規定への品質保証の導入及び事業所の品質保証活動の体制の整備について検討する。

○　各マネジメントシステム体系（施設安全、OHSMS 及び EMS）の整理統合を目指し安全性の向上、業務の能率化効率化を目標に ISO の仕組みを使った東海安全マネジメントシステムを確立するため、分科会を設け東海事業所の将来像に従い品質保証計画書の改定方針や品質保証計画書（品質マニュアル）の改定に向けて検討を進める。

○　原子炉等規制法への品質保証の導入に伴い、各部・センターは保安規定の改定及び品質保証計画書の改定を行う。

6．その他の重要課題

品質保証関係部門との連携・連絡を密にして、業務品質保証活動の更なる推進・強化を図る。

○　保安管理部品質保証室と各部・センターの品質保証関係部門の調整、連携、連絡を密にすることを目的として品質保証調整会議等を開催し、事業所としての業務品質保証活動を積極的に推進する。

　また、品質保証活動状況については、定期的にＱＡ通信及びホームページで従業員に周知する。

品質保証活動強化月間（11 月）において、啓蒙活動を図る。

○　品質保証活動強化月間（11 月）において、品質保証推進活動の意識の高揚のための啓蒙活動を実施する。

○　東海事業所における品質保証活動の将来像（案）への意見については、イントラにて周知することとする。また、東電問題については、定期自主品質監査へ反映させる。

ＩＳＯのシステムの所内への導入・維持活動

○　再処理センターは、8 月に認証範囲を拡大して ISO9001（2000）を受審す

る。

○　事業所としてISO14001、OHSAS18001を認証維持していることから、これらのシステムのより継続的に改善を進める。

審査委員会の新規設置

○　平成15年度4月1日より施行された東海事業所品質保証計画書に基づき各施設で作成される施設品質保証計画書（施設編）等は、審査委員会を新規に設置し、その内容の審査を実施する。